

平成 20 年度

事業報告書

平成 21 年 6 月

独立行政法人北方領土問題対策協会

目 次

1. 国民の皆様へ	1
2. 基本情報	3
(1) 法人の概要	3
① 法人の目的	3
② 業務内容	3
③ 沿革	3
④ 設立根拠法	4
⑤ 主務大臣	4
⑥ 組織図	5
(2) 主たる事務局等の住所	5
(3) 資本金の状況	6
(4) 役員等の状況	6
(5) 常勤職員の状況	8
3. 簡潔に要約された財務諸表	9
(1) 貸借対照表	9
(2) 損益計算書	9
(3) キャッシュ・フロー計算書	10
(4) 行政サービス実施コスト計算書	10
4. 財務情報	13
(1) 財務諸表の概況	13
① 経常費用、経常収益、当期総損益、資産、負債、キャッシュ・フロー などの主要な財務データの経年比較・分析	13
② セグメント事業損益の経年比較・分析	14
③ セグメント資産の経年比較・分析	15
④ 目的積立金の申請、取崩内容等	17
⑤ 行政サービス実施コスト計算書の経年比較・分析	17
(2) 施設等投資の状況	17
(3) 予算・決算の概況	18
(4) 経費削減及び効率化目標との関係	19
5. 業務の実績・事業の内容	20
(1) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	21
① 業務の運営体制等の見直し、整備	21
ア 積み上げ方式による平成20年度予算の作成・執行管理	21
イ 役員会議・幹部会議・事務局会議の定例的な開催等	21

ウ	各種業務マニュアルの活用	22
エ	ペーパーレス化の推進等	22
オ	コンプライアンス・内部統制の推進	22
②	業務経費の削減	22
ア	節約の呼び掛け等	22
イ	外部の関係機関等との連絡・連携の強化	22
ウ	政府広報との連携	23
エ	給与水準の適正性	23
オ	札幌事務所の移転	24
カ	随意契約の適正化	24
(2)	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	25
①	国民世論の啓発に関する事業	25
ア	北方領土返還要求運動の推進	25
イ	青少年や教育関係者に対する啓発	57
ウ	わかりやすい情報の提供	77
②	北方四島との交流事業	78
ア	元島民、返還要求運動関係者等の北方四島への訪問	78
イ	北対協における北方四島在住ロシア人の受入	81
ウ	専門家の派遣	82
エ	専門家派遣検討会	84
オ	北方四島交流検討会等の開催	85
カ	後継船舶の確保	88
③	北方領土問題等に関する調査研究	89
④	元島民等に対する必要な援護等に関する事項	91
ア	元島民等の団体が行う返還要求運動等に対する支援	91
イ	元島民等による自由訪問	92
⑤	北方地域旧漁業権者等に対する貸付業務の円滑な実施	93
ア	融資説明・相談会の充実強化	93
イ	資格承継の促進	94
ウ	関係金融機関との連携強化	95
エ	リスク管理債権の縮減	95
オ	融資業務研修会の開催	98
カ	「北方地域旧漁業権者に対する特別措置に関する法律」の改正施行	98
6.	その他	105
(1)	短期借入金の限度額	105
(2)	重要な財産の処分等	105
(3)	剰余金の使途	105
(4)	その他主務省令で定める業務運営に関する事項	105
①	施設及び設備に関する計画	105

② 人事に関する計画	105
ア 適正に応じた人員配置	105
イ 職員の能力向上のための研修への派遣	105

1. 国民の皆様へ

北方領土問題は、第二次世界大戦の末期、日本がポツダム宣言を受諾し、降伏の意図を明確に表明したあとにソ連軍が北方領土（歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島の四島をいう。）に侵攻し、日本人島民を強制的に追い出し、さらには北方領土を一方的にソ連領に編入するなどし、ソ連が崩壊してロシアとなった現在もなお、北方領土を占拠し続けていることから生じています。これは、領土という国家の基本に関わる問題であり、北方領土問題の解決は我が国の外交にとって最重要の課題のひとつとなっております。

我が国固有の領土である北方領土の返還を実現するためには、国の外交交渉にあわせて国民の正確な理解が不可欠です。

独立行政法人北方領土問題対策協会（以下「北対協」という。）は、このような観点に立ち、北方領土問題の解決の促進を図ること等を目的として、①北方領土問題その他北方地域の諸問題についての国民世論の啓発及び調査研究に関する事業、②日本国民と北方領土在住ロシア人島民との間の相互交流事業（以下「四島交流事業」という。）、③北方地域に生活の本拠を有していた者（以下「元島民」という。）に対する援護事業、④北方地域旧漁業権者に対する特別措置に関する法律（昭和36年法律第162号。以下「旧漁業権者特措法」という。）に基づき、北方地域旧漁業権者その他の者に対し、漁業その他の事業及び生活に必要な資金を融通することにより、事業の経営と生活の安定を図ることを目的とする融資事業を実施しています。

各分野における業務実績の詳細は20ページ以降に記載しましたが、第二期中期計画（平成20年度～24年度）の初年度となる平成20年度における主な活動等は、次のとおり挙げられます。

(1) 啓発及び調査・研究事業

- ・ 全都道府県に設置されている「北方領土返還要求県民会議（以下「県民会議」という。）と密接な連携を保ち、地域における返還要求運動の推進を図ったこと。
- ・ 北方四島を行政区域に持つ北海道において、北海道洞爺湖サミットの開催にあわせ、より一層の北方領土問題に対する世論の喚起を図るため、例年8月に行っていた啓発懸垂幕等の掲出を前倒して7月から実施したこと。
- ・ 北方領土問題に関する学校教育の充実が重要であることに鑑み、「北方領土問題教育者会議（以下「教育者会議」という。）の設立を引き続き推進するとともに、教育者会議の充実を図ったこと。その結果、33都道府県

において設立されていること。

(2) 四島交流事業（いわゆる「ビザなし交流事業」）

- ・ 「県民会議」、「北方領土返還要求連絡協議会（青少年、婦人、労働者等の全国組織を主要な構成員とする返還要求運動団体。以下「北連協」という。）、「中学校教諭及び中高生」並びに「大学生を含む後継者」を中心に構成する4つの訪問団を北方四島に派遣し交流を図るとともに、色丹、国後及び択捉の3島に引き続き日本語講師団を派遣したこと。
- ・ 外務省の委託を受けて、青森県（青少年等48名）及び愛知県（一般74名）において受入事業を実施したこと。

(3) 元島民に対する援護事業

- ・ 元島民等がふるさとを訪問するいわゆる「自由訪問」に関して、元島民等が組織する千島歯舞諸島居住者連盟（以下「千島連盟」という。）に対する支援を実施したこと。
- ・ 終戦当時の居住の状況を地図で復元する「北方四島居住地図」の作成に関して、引き続き千島連盟に対する支援を実施したこと。

(4) 融資事業

- ・ 平成20年4月1日から施行された旧漁業権者特措法の改正に関し、関係者に対する改正法の内容の周知等を図ったこと。
- ・ リスク管理債権の縮減について、昨年度から実施している債権回収の強化措置及び貸付条件の厳格化の措置を維持し、リスク管理債権を適正に管理したこと。

なお、北対協としては、これらの業務を実施していく上で、効率化に関する目標を定めており、平成20年度に講じた主な措置を次のとおり実施し、経費の削減・節約等を図っています。

- ・ 平成19年度の東京事務局の移転に続き、札幌事務所を移転し、一般管理費の削減を図ったこと。
- ・ 随意契約の見直し計画に従い、競争性のある契約方式への移行を促進し、一般競争入札等（企画競争・公募を含む）の実施を原則とし、その対象範囲の拡大を図ったこと。

最後に、北方領土問題の解決は、我が国とロシア両国間の最大の懸案事項であり、この問題が解決し、平和条約が締結され、真の友好関係が結ばれるためには、国民の皆様の関心と理解が大変重要であります。北対協は、これからも北方領土問題等の解決の促進を図るために邁進していく所存です。今後とも、皆様の北方領土問題に対する御理解と御協力をお願いいたします。

2. 基本情報

(1) 法人の概要

① 法人の目的

独立行政法人北方領土問題対策協会は、北方領土問題その他北方地域（歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島）に関する諸問題についての国民世論の啓発並びに調査研究を行うとともに、北方地域に生活の本拠を有していた者に対する援護を行うことにより、北方領土問題その他北方地域に関する諸問題の解決の促進を図ることを目的とするほか、北方地域旧漁業権者に対する特別措置に関する法律（昭和36年法律第162号）に基づき、北方地域旧漁業権者等、その他の者に対し、漁業その他の事業及び生活に必要な資金を融通することにより、事業の経営と生活の安定を図ることを目的としております。

② 業務内容

当法人は、独立行政法人北方領土問題対策協会法第3条の目的（法人の目的）を達成するため以下の主な業務を行っています。

- ア 北方領土問題その他北方地域に関する諸問題について、定期刊行物などの印刷物の発行、講演会、講習会、展示会等の開催などによる国民世論の啓発
- イ 北方領土問題その他北方地域に関する諸問題についての調査研究
- ウ 終戦時に北方地域に生活の本拠を有していた者に対する必要な援護
- エ ア～ウの業務に附帯する業務
- オ 北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律第4条に規定する貸付業務

③ 沿革

昭和44年10月 特殊法人北方領土問題対策協会

平成15年10月 独立行政法人北方領土問題対策協会

（設立経緯）

独立行政法人北方領土問題対策協会（以下「協会」という。）は、平成15年10月1日、特殊法人等改革の一環として廃止された特殊法人北方領土問題対策協会（以下「旧協会」という。）を引き継ぐものとして、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）及び独立行政法人北方領土問題対策協会法（平成14年法律第132号。以下「協会法」という。）に基づき、設立されました。旧協会は協会設立に伴い、解散し、旧協会の一切の権利及び義務は協会が承継しました。なお、協会は、通則法に定める非特定独立行政法人です。

なお、協会設立の日（平成15年10月1日）に、主務大臣（内閣総理大臣

及び農林水産大臣) から平成 15 年 10 月から平成 20 年 3 月までの期間に協会が達成すべき「中期目標」を定めるよう指示があり、これを受けて協会は、中期目標を達成するための「中期計画」を作成し、翌 2 日に主務大臣の認可を受けました。

また、通則法第 28 条に規定する業務方法書についても協会設立の日に主務大臣の認可を得ました。業務方法書においては、一般的な業務遂行の方法を定めるほか、貸付業務にかかる貸付金の種類、利率、限度額等の貸付条件および年間の貸付枠を定めています。これは、旧協会時代の業務方法書(主務大臣認可)を引き継いだものでありますが、貸付業務は北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律(昭和 36 年法律第 162 号、以下「北方地域旧漁業権者等法」という。)の施行事務であり、事業の重要事項は、主務大臣認可の業務方法書で確立することが適当と判断されたものであります。

《旧協会の概要》

旧協会は、昭和 44 年 10 月、北方領土問題の解決促進のためには、国民世論の喚起を図ることが肝要であり、このため全国的な規模で啓発宣伝活動を展開する団体を設けることが必要であるとの趣旨から、北方領土問題対策協会法(昭和 44 年法律第 34 号)に基づき、当時の「北方協会*」の業務全部及び「南方同胞援護会**」の業務の一部を継承して設立されました。

* 北方協会

北方地域旧漁業権者等法に基づき、北方地域旧漁業権者等の営む漁業その他の事業及びその生活に必要な資金を低利で融通し、これらの者の営む漁業その他事業とその生活の安定を図ることを目的として、昭和 36 年 12 月に設立されました。

** 南方同胞援護会

昭和 32 年 9 月 1 日、南方同胞援護会法に基づき、沖縄・小笠原等南方地域に関する調査研究、啓もう宣伝、同地域の居住者の援護等を行うことを目的として設立されましたが、昭和 34 年の法改正により、北方地域を対象として同種の事業を行うこととされました。(昭和 48 年 3 月 31 日解散)

④ 設立根拠法

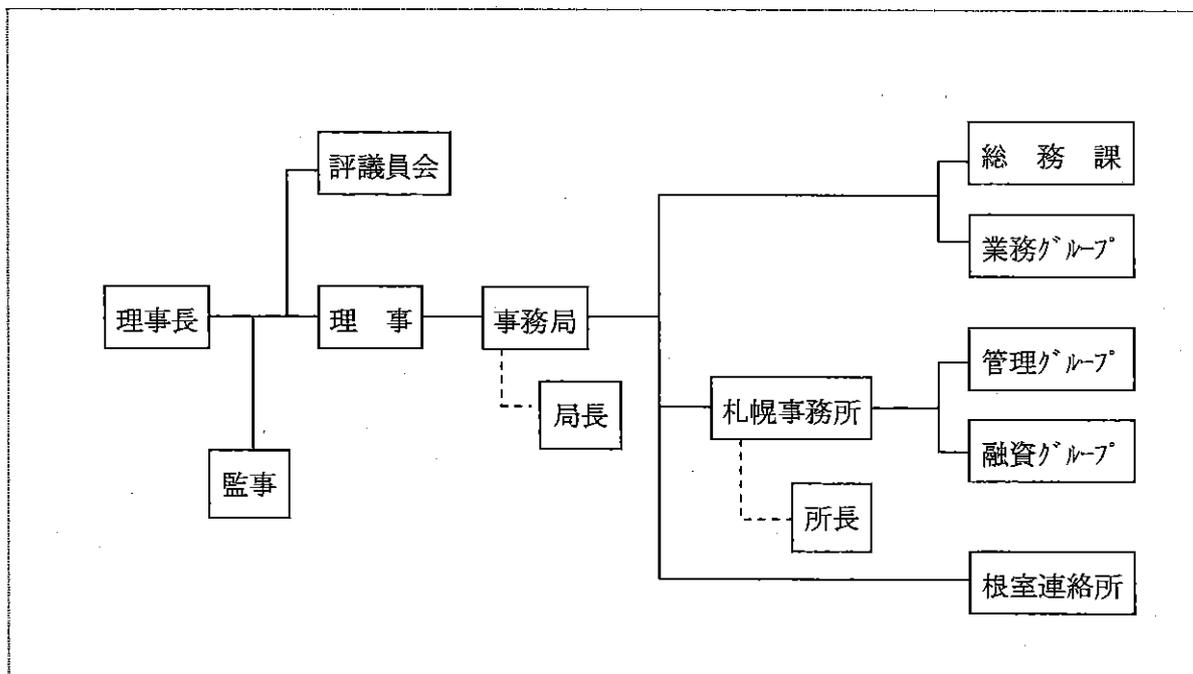
独立行政法人北方領土問題対策協会法(平成 14 年法律第 132 号)

⑤ 主務大臣

内閣総理大臣(内閣府北方対策本部)

農林水産省(水産庁漁政部水産経営課)

⑥ 組織図



(2) 主たる事務局等の住所

協会の組織については、協会法第4条により東京に主たる事務所（事務局）を置くほか、同組織規程（平成15年10月1日施行）第2条により札幌事務所、根室連絡所を次のとおり置いています。

〔東京事務局〕

〒110-0014 東京都台東区北上野1丁目9番12号 住友不動産上野ビル
TEL 03-3843-3630 FAX 03-3843-3631

〔札幌事務所〕

〒060-0004 北海道札幌市中央区北5条西6丁目2番地2 札幌センタービル
TEL 011-205-6121 FAX 011-205-6124

〔根室連絡所〕

〒087-0028 北海道根室市大正町2-12 千島会館
TEL 0153-23-3501

(3) 資本金の状況

(円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	275,907,851	0	0	275,907,851
資本金合計	275,907,851	0	0	275,907,851

(平成21年3月31日現在)

(4) 役員等の状況

協会の役員は、理事長のほか、常勤理事（1名）、非常勤理事（5名以内）及び監事（2名。非常勤）であります。（協会法第6条）

非常勤理事は、協会の事業に関連の深い各分野等（外交、調査研究、広報、返還運動、北海道代表）から選任し、専門の分野について協会の業務を分担し、理事長を補佐しています。

監事2名のうち1名は主に貸付業務関係を分担し、その勤務地は札幌事務所としています。

また、評議員は、内閣総理大臣の認可を受けて、理事長が任命し、15名のうち7名は学識経験者、8名は北方地域旧漁業権者等です。（協会法第10条）

役員名簿（平成21年3月現在）

役職	氏名	任期	経歴
理事長	間 瀬 雅 晴	自 平成 20 年 7 月 20 日 至 平成 23 年 9 月 30 日	元鉄道整備株式会社監査役 前北方領土問題対策協会理事（常勤）
理事(常勤)	楊 井 貴 晴	自 平成 20 年 7 月 20 日 至 平成 21 年 9 月 30 日	元総務省公害等調整委員会事務局次長
理事(非常勤)	安 里 繁 信	自 平成 21 年 1 月 1 日 至 平成 21 年 10 月 19 日	現（社）日本青年会議所会頭
〃（ 〃 ）	佐 瀬 昌 盛	自 平成 19 年 10 月 1 日 至 平成 21 年 9 月 30 日	現拓殖大学海外事情研究所客員教授
〃（ 〃 ）	茂 田 宏	自 平成 19 年 10 月 1 日 至 平成 21 年 9 月 30 日	元駐イスラエル国大使
〃（ 〃 ）	水 越 ゆかり	自 平成 20 年 1 月 1 日 至 平成 21 年 12 月 31 日	現（有）ダッツ・プランニング代表
〃（ 〃 ）	山 本 邦 彦	自 平成 19 年 10 月 1 日 至 平成 21 年 9 月 30 日	現北海道副知事
監事(非常勤)	太 田 博	自 平成 19 年 10 月 1 日 至 平成 21 年 9 月 30 日	現北海道公立大学法人札幌医科大学 副理事長
〃（ 〃 ）	山 田 清 武	自 平成 19 年 10 月 1 日 至 平成 21 年 9 月 30 日	元水産庁漁政部漁業保険課 保険業務室長

評議員名簿（平成 21 年 3 月現在）

(学識経験者)	
横尾 平和	日本青年団協議会副会長
中 畔 都舎子	全国地域婦人団体連絡協議会会長
中 田 和 子	北海道女性団体連絡協議会会長
長谷川 俊 輔	根室市長
堀 達 也	(社)北方領土復帰期成同盟会長
松 永 正 敏	北方領土返還要求静岡県民会議理事兼事務局長
向 井 征	北方領土返還要求和歌山県民会議副会長
(旧漁業権者等)	
大 坂 鉄 夫	根室漁業協同組合組合長
小 泉 敏 夫	(社)千島歯舞諸島居住者連盟理事長
佐 藤 一 雄	野付漁業協同組合専務理事
鈴 木 寛 和	(社)千島歯舞諸島居住者連盟副理事長
松 永 紀 雄	歯舞漁業協同組合専務理事
吉 田 義 久	(社)千島歯舞諸島居住者連盟富山支部長
萬 屋 努	(社)千島歯舞諸島居住者連盟副理事長
渡 邊 静 次	別海漁業協同組合組合長

《役員会の開催状況》

回数	開催月日	開催場所	議 題
第 1 回	平成 20 年 7/23 (水)	北対協会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・業務経過報告及び平成 20 事業年度貸付決定状況について ・中期目標期間業務実績報告について ・平成 19 事業年度の事業報告及び財務諸表等について ・その他
第 2 回	11/1. (木)	北対協会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・業務経過報告について ・平成 21 年度予算概算要求について ・その他
第 3 回	平成 20 年 3/27 (木)	北対協会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・業務経過報告について ・平成 20 年度貸付債権の償却について ・平成 21 年度年度計画について ・平成 21 年度予算について ・業務方法書の一部改正について ・その他

《評議員会の開催状況》

[開催月日] 平成 20 年 10 月 27 日 (月)

[開催場所] 全国都市会館

[議 題] ・議長選任について
・平成 19 年度事業報告について
・平成 20 年度事業計画について
・その他

(5) 常勤職員の状況 (平成 21 年 3 月 31 日現在)

常勤職員は平成 20 年度末において 18 人であり、平均年齢は 45.5 歳 (前期末 44.5 歳) となっています。このうち、国等からの出向者は 2 人です。

3. 簡潔に要約された財務諸表

(1) 貸借対照表

(単位:千円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産	6,669,323	流動負債	1,388,190
現金・預金	1,426,279	長期借入金(一年以内返済予定)	1,246,500
貸付金	5,223,875	運営費交付金債務	36,458
その他	19,168	預り補助金等	43,197
		その他	62,035
固定資産	263,776	固定負債	3,621,081
有形固定資産	201,327	長期借入金	3,587,300
破産更生債権等	30,822	その他	33,781
敷金・保証金	25,280		
その他(無形固定資産)	6,346	負債合計	5,009,271
		純資産の部	
		資本金(政府出資金)	275,908
		資本剰余金	941,868
		基金	1,000,000
		その他	△ 58,132
		利益剰余金	706,051
		純資産合計	1,923,827
資産合計	6,933,098	負債純資産合計	6,933,098

※ 四捨五入の関係で合計額等は必ずしも一致しない

(2) 損益計算書

(単位:千円)

科目	金額
経常費用(A)	908,116
北方対策事業費	466,361
人件費	33,369
その他	432,991
受託業務費	57,523
貸付業務費	31,648
一般管理費	263,503
人件費	206,354
減価償却費	11,865
その他	45,284
財務費用	89,082
経常収益(B)	897,456
運営費交付金収益	613,210
補助金等収益	136,402
受託収入	57,701
貸付金利息	74,489
その他	15,654
臨時損益(C)	10,781
当期総利益(B-A+C)	121

※ 四捨五入の関係で合計額等は必ずしも一致しない

(3) キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

項 目	金 額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー(A)	152,165
人件費支出	△ 247,317
貸付けによる支出	△ 625,954
その他の支出	△ 601,132
運営費交付金収入	652,280
補助金等収入	187,505
政府受託収入	57,701
貸付金回収及び利息収入	956,006
その他の収入	31
利息の受取	4,723
利息の支払	△ 88,928
国庫納付金の支払	△ 142,749
II 投資活動によるキャッシュ・フロー(B)	△ 15,095
III 財務活動によるキャッシュ・フロー(C)	△ 250,140
IV 資金増加額(D=A+B+C)	△ 113,069
V 資金期首残高(E)	539,349
VI 資金期末残高(F=E+D)	426,279

※ 四捨五入の関係で合計額等は必ずしも一致しない

(4) 行政サービス実施コスト計算書

(単位:千円)

項 目	金 額
I 業務費用	760,432
損益計算書上の費用	910,422
(控除)自己収入	△ 149,990
(その他の行政サービス実施コスト)	29,193
II 損益外減価償却相当額	8,753
III 引当外退職賞与見積額	△ 1,233
IV 引当外退職給付増加見積額	5,198
V 機会費用	16,474
VI 行政サービス実施コスト	789,624

※ 四捨五入の関係で合計額等は必ずしも一致しない

財務諸表の科目

① 貸借対照表

- 現金・預金 : 現金及び普通預金及び定期預金
- 貸付金 : 一般債権及び貸倒懸念債権から貸倒引当金控除後の残高
- その他(流動資産): 事務所借料等の前払費用、未収利息等の未収収益等
- 有形固定資産 : 建物、車両運搬具、工具器具備品など協会が長期にわたって使用または利用する有形の固定資産
- 破産更生債権等 : 破産更生債権から貸倒引当金控除後の残高
- 敷金・保証金 : 事務所等の敷金
- その他(固定資産) : ソフトウェア等の無形固定資産
- 長期借入金(流動負債): 一年以内返済予定の長期借入金
- 預り補助金等 : 20年度貸付事業費補助金の国庫返還金
- その他(流動負債): 未払利息等の未払費用、社会保険料等の未払金、預り金等
- 長期借入金(固定負債): 上記一年以内返済予定以外の長期借入金
- その他(固定負債): 資産見返負債及びリース債務等
- 政府出資金 : 特殊法人から独立行政法人への移行時に承継された固定資産等
- 資本剰余金 : 協会が特殊法人として設立した際、国から交付された基金、事務所敷金等
- 利益剰余金 : 特殊法人から独立行政法人への移行時に承継された積立金

② 損益計算書

- 北方対策事業費 : 一般業務勘定における業務に要した費用
- 受託業務費 : 一般業務勘定における受託業務に要した費用
- 貸付業務費 : 貸付業務勘定における業務に要した費用
- 人件費 : 給与、賞与、法定福利費等、役職員等に要する経費
- 減価償却費 : 業務に要する固定資産の取得原価をその耐用年数にわたって費用として配分する経費
- 財務費用 : 長期借入金等の利息の支払に要する経費
- その他(経常費用): 人件費を除く一般管理費
- 運営費交付金収益 : 国からの運営費交付金のうち、当期の収益として認識した収益
- 補助金等収益等 : 国からの補助金のうち当期の収益として認識した収益
- 受託収入 : 受託業務により得た当期の収入
- 貸付金利息 : 貸付金から得た利息収入
- その他(経常収益): 資産見返負債戻入及び預金利息
- 臨時損益 : 固定資産の除却損及び貸倒引当金戻入益、償却債権取立益

③ キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー

: 協会の通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、国からの運営費交付金、補助金、政府受託、貸付金の回収・利息等の収入、業務の実施による経費や人件費の支出等

投資活動によるキャッシュ・フロー

: 固定資産の取得、敷金の差入による支出

財務活動によるキャッシュ・フロー: 借入による収入、借入金返済による支出等

④ 行政サービス実施コスト計算書

業務費用 : 協会が実施する行政サービスのコストのうち、協会の損益計算書に計上される費用

その他の行政サービス実施コスト

: 協会の損益計算書に計上されないが、行政サービスの実施に費やされたと認められるコスト

損益外減価償却相当額

: 償却資産のうち、特殊法人から独立行政法人への移行時に承継された固定資産の減価償却費相当額(損益計算書には計上していないが、累計額は貸借対照表に記載されている。)

引当外賞与見積額

: 財源措置が運営費交付金等により行われることが明らかな場合の賞与引当金増加見積額(損益計算書には計上していないが、仮に引き当てた場合に計上したであろう賞与引当金見積額を貸借対照表に注記している。)

引当外退職給付増加見積額

: 財源措置が運営費交付金等により行われることが明らかな場合の退職給付引当金増加見積額(損益計算書には計上していないが、仮に引き当てた場合に計上したであろう退職給付引当金見積額を貸借対照表に注記している。)

機会費用

: 国又は地方公共団体の財産を無償又は減額された使用料により賃借している場合の本来負担すべき金額、政府出資金(資本剰余金を控除)、基金を10年ものの国債で運用した場合に得られる金額

4. 財務情報

(1) 財務諸表の概況

① 経常費用、経常収益、当期総損益、資産、負債、キャッシュ・フローなどの主要な財務データの経年比較・分析

(経常費用)

平成20年度の経常費用は908,116千円と、前年度比27,633千円減(3.0%減)となっている。これは、前年度は退職給付引当金を計上したことが主な要因である。

(経常収益)

平成20年度の経常収益は897,456千円と、前年度比146,415千円減(14.0%減)となっている。これは、前年度が中期目標期間最終年度のため、運営費交付金債務の精算による収益化をしたこと及び退職給付引当金を計上したことが主な要因である。

(当期総損益)

上記経常損益の状況及び臨時損失として固定資産除却損2,306千円、臨時利益として貸倒引当金戻入益等13,087千円を計上した結果、平成20年度の当期総利益は121千円となった。

(資産)

平成20年度末現在の資産合計は6,933,098千円と、前年度末比366,109千円減(5.0%減)となっている。これは平成20年度中において、前中期目標期間終了に伴い一般業務勘定の積立金を国庫へ返納したこと及び貸付金残高の減少が主な要因である。

(負債)

平成20年度末現在の負債合計は5,009,271千円と、前年度末比218,721千円減(4.2%減)となっている。これは長期借入金残高の減少が主な要因である。

(業務活動によるキャッシュ・フロー)

平成20年度の業務活動によるキャッシュ・フローは152,165千円と、前年度比63,142千円減(29.3%減)となっている。これは、国庫納付金(142,749千円)の支払い及び貸付金の実行額減少、回収金増加が主な要因である。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

平成20年度の投資活動によるキャッシュ・フローは△15,095千円と、前年度比5,036千円増(25.0%増)となっている。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

平成20年度の財務活動によるキャッシュ・フローは△250,140千円と、前年度比204,600千円減(449.3%減)となっている。これは、長期借入金の返済額が借入額を上回ったことが主な要因である。

主要な財務データの経年比較

(単位：千円)

区 分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
経常費用	944,269	933,653	922,093	935,749	908,116
経常収益	946,846	934,893	921,425	1,043,871	897,456
当期総利益（△総損失）	△ 2,171	4,799	94	108,006	121
資産	7,308,194	7,309,503	7,300,437	7,299,207	6,933,098
負債	5,320,903	5,336,124	5,338,156	5,227,992	5,009,271
利益剰余金（又は繰越欠損金）	735,780	740,579	740,673	848,678	706,051
業務活動によるキャッシュ・フロー	△301,928	81,399	1,484	215,307	152,165
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 38,366	△ 4,957	△11,608	△20,131	△15,095
財務活動によるキャッシュ・フロー	181,400	△18,760	△36,340	△45,540	△250,140
資金期末残高	378,495	436,177	389,713	539,349	426,279

(注)・業務活動及び財務活動によるキャッシュ・フローの各年度の金額の差異は、貸付業務勘定における貸付実績の増減によるものが主な要因である。

- ・平成17年度の総利益は、前年度（16年度）の損益修正益（2,690千円）が含まれている。

② セグメント事業損益の経年比較・分析

(区分経理による当期総利益のセグメント情報)

一般業務勘定の当期総利益は121千円と、前年度比107,885千円減(99.9%減)となっている。これは、前年度が中期目標期間最終年度のため、運営費交付金債務の精算による収益化をしたことが主な要因である。

当期総利益の経年比較

(単位：千円)

区 分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
一般業務勘定	△ 2,171	4,799	94	108,006	121
貸付業務勘定	0	0	0	0	0
合 計	△ 2,171	4,799	94	108,006	121

(注)・△は損失

- ・平成17年度の総利益は、前年度の損益修正益（2,690千円）が含まれている。
- ・貸付業務勘定は、収支差を貸付事業費補助金として、国から受けているため利益は発生しない。

(区分経理による経常費用のセグメント情報)

一般業務勘定の経常費用は677,381千円と、前年度比13,636千円の増（2.1%増）

となっている。これは、船舶使用料等が増加したことが主な要因である。

貸付業務勘定の経常費用は230,735千円と、前年度比41,269千円の減(15.2%減)となっている。これは、前年度に退職給付引当金を計上したこと及び支払利息が減少したことが主な要因である。

経常費用の経年比較

(単位：千円)

区 分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
一般業務勘定	703,445	691,084	681,014	663,745	677,381
貸付業務勘定	240,824	242,569	241,079	272,004	230,735
合 計	944,269	933,653	922,093	935,749	908,116

(注)・合計額が一致しないのは、四捨五入の関係。

(区分経理による経常収益のセグメント情報)

一般業務勘定の経常収益は、679,488千円と、前年度比92,262千円の減(12.0%減)となっている。これは、前年度が中期目標期間最終年度のため、運営費交付金債務の精算による収益化をしたことが主な要因である。

貸付業務勘定の経常収益は、217,968千円と、対前年度比54,152千円の減(19.9%減)となっている。これは、前年度は退職給付の引当により貸付事業費補助金を収益化したこと及び今年度の臨時利益(貸倒引当金戻入益)の計上による貸付事業費補助金の収益化減少が主な要因である。

経常収益の経年比較

(単位：千円)

区 分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
一般業務勘定	705,807	695,309	682,577	771,750	679,488
貸付業務勘定	241,039	239,584	238,848	272,120	217,968
合 計	946,846	934,893	921,425	1,043,871	897,456

(注)・合計額が一致しないのは、四捨五入の関係。

③ セグメント資産の経年比較・分析

(区分経理による資産のセグメント情報)

一般業務勘定の資産は279,977千円と、前年度比123,375千円の減(30.6%減)となっている。これは、中期目標期間終了に伴い積立金を国庫へ返納したことによる現金及び預金の減少が主な要因である。

貸付業務勘定の資産は6,653,121千円と、前年度比242,734千円の減(3.5%減)となっている。これは、貸付金残高の減少が主な要因である。

資産の経年比較

(単位：千円)

区 分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
一般業務勘定	348,945	368,707	398,228	403,352	279,977
貸付業務勘定	6,959,248	6,940,797	6,902,210	6,895,855	6,653,121
合 計	7,308,194	7,309,503	7,300,437	7,299,207	6,933,098

(注)・合計額が一致しないのは、四捨五入の関係。

(区分経理による負債のセグメント情報)

一般業務勘定の負債は66,072千円と、前年度比28,005千円の増(73.6%増)となっている。これは、前年度が中期目標期間最終年度のため計上しなかった運営費交付金債務を計上したことが主な要因である。

貸付業務勘定の負債は4,943,199千円と、前年度比246,726千円の減(4.8%減)となっている。これは、長期借入金残高の減少が主な要因である。

負債の経年比較

(単位：千円)

区 分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
一般業務勘定	67,584	101,257	141,876	38,067	66,072
貸付業務勘定	5,253,319	5,234,867	5,196,280	5,189,925	4,943,199
合 計	5,320,903	5,336,124	5,338,156	5,227,992	5,009,271

(注)・一般業務勘定の各年度の増減は、運営費交付金債務の増減が主な要因である。

- ・ 貸付業務勘定の各年度の減は、長期借入金残高の減少が主な要因である。

- ・ 合計額が一致しないのは、四捨五入の関係。

(区分経理による純資産のセグメント情報)

一般業務勘定の純資産は213,905千円と、前年度比151,380千円の減(41.4%減)となっている。これは、中期目標期間終了に伴い積立金を国庫へ返納したことによる減少が主な要因である。

貸付業務勘定の純資産は1,709,922千円と、前年度比3,992千円の増(0.2%増)となっている。これは、事務所移転に伴う敷金を非償却資産として取得したことが主な要因である。

純資産の経年比較

(単位：千円)

区 分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
一般業務勘定	281,361	267,449	256,352	365,285	213,905
貸付業務勘定	1,705,930	1,705,930	1,705,930	1,705,930	1,709,922
合 計	1,987,291	1,973,379	1,962,282	2,071,215	1,923,827

- (注)・一般業務勘定の16年度～18年度の減は、損益外の固定資産の減価償却による。
 ・一般業務勘定の19年度の増は、中期目標期間最終年度のため、運営費交付金債務の精算による収益化をしたことによる。

④ 目的積立金の申請、取崩内容等

当該項目は該当なし

⑤ 行政サービス実施コスト計算書の経年比較・分析

平成20年度の行政サービス実施コストは789,624千円と、前年度比17,953千円の減(2.2%減)となっている。これは、業務費用の減少及び引当外退職給付増加見積額の増加等が主な要因である。

行政サービス実施コストの経年比較

(単位：千円)

区 分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
業務費用	777,024	778,507	773,336	801,910	760,432
うち損益計算書上の費用	949,051	935,770	923,689	935,908	910,422
うち自己収入	△172,027	△157,263	△150,353	△133,998	△149,990
損益外減価償却累計額	16,343	16,020	11,191	9,733	8,753
引当外賞与見積額	—	—	—	282	△1,233
引当外退職給付増加見積額	11,807	10,874	14,818	△20,103	5,198
機会費用	17,116	22,216	20,431	15,755	16,474
行政サービス実施コスト	822,291	827,617	819,776	807,577	789,624

- (注)・合計額が一致しないのは、四捨五入の関係。

(2) 施設等投資の状況

当該項目は該当なし

(3) 予算・決算の概況

(単位：千円)

区 分	16年度		17年度		18年度	
	予 算	決 算	予 算	決 算	予 算	決 算
収 入	953,999	989,498	937,416	968,757	1,016,253	958,345
運営費交付金	660,082	660,082	657,671	657,671	654,040	654,040
貸付事業費補助金	200,693	157,425	197,231	156,757	192,340	156,270
貸付金利息収入	87,392	79,277	77,858	78,842	82,842	77,969
事業外収入	5,832	4,654	4,656	4,652	3,531	4,324
政府受託収入	0	88,061	0	70,784	83,500	65,702
償却債権取立益	—	—	0	50	0	40
その他の収入	—	—	—	—	—	—
支 出	953,999	975,494	937,416	929,503	1,016,253	926,255
北方対策事業費	502,967	502,237	499,539	469,856	498,362	475,389
貸付業務関係経費	160,247	121,287	144,596	120,546	145,138	121,019
一般管理費	56,880	55,938	53,833	52,485	51,091	48,373
人件費	233,905	208,071	239,448	218,382	238,162	215,923
受託業務費	0	87,960	0	68,234	83,500	65,552
区 分	19年度		20年度		差額理由	
	予 算	決 算	予 算	決 算		
収 入	1,015,405	969,637	989,413	933,516		
運営費交付金	631,658	631,658	652,280	652,280		
貸付事業費補助金	229,591	193,354	187,505	144,308	注1	
貸付金利息収入	83,092	78,774	79,819	74,489		
事業外収入	2,995	4,823	4,107	4,713		
政府受託収入	57,443	50,358	65,702	57,701		
償却債権取立益	0	43	0	25		
その他の収入	10,626	10,627	—	—		
支 出	1,015,405	961,914	989,413	909,942		
北方対策事業費	479,184	457,995	481,609	469,323	注2	
貸付業務関係経費	152,759	129,271	156,331	122,859	注3	
一般管理費	61,070	79,002	54,985	53,884		
人件費	264,949	245,369	230,786	206,354	注4	
受託業務費	57,443	50,277	65,702	57,523		

(注1) 短期・長期借入金利息の減少、予備費の不使用及び貸倒引当金戻入益の計上による収支差補助の不用額発生による減

(注2) 入札差額等の経費節約による減

(注3) 業務費の節約、長期借入金の減少による支払利息の減

(注4) 人事交流による給与額の減

(4) 経費削減及び効率化目標との関係

当法人においては、当中期目標期間最終年度（平成 24 年度）における一般管理費（人件費及び一時経費を除く。）は、前中期目標の最終年度（平成 19 年度）に対して 7%削減、また、業務経費（特殊要因に基づく経費及び一時経費を除く。）は、毎年度、前年度比 1 %の経費の効率化を図ることを目標としている。

（単位：千円）

区 分	前中期目標最終年度		当中期目標期間	
	金 額	比 率	20 年度	
			金 額	比 率
一般管理費	46,730	100%	44,233	94.7
業務経費	496,676	100%	491,417	98.9

（注）・比率は、対前年度予算に対する割合

5. 業務の実績・事業の内容

平成 20 年度においては、内閣府独立行政法人評価委員会の平成 19 年度における業務の実績に関する評価結果及び各種事業の総括、見直しを行う諸会議等を踏まえ、業務運営の効率化の推進を図りつつ、国民世論の啓発、北方領土問題等に関する調査研究、元島民等に対する必要な援護事業を行うとともに、北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律に基づく、貸付業務を実施しました。

《財源構造》

当法人の経常収益は 897,456,105 円で、その内訳は、運営費交付金収益 613,210,451 円（収益の 68.3%）、補助金等収益 136,402,061 円（同 15.2%）、政府受託収入 57,700,986 円（同 6.4%）、貸付金利息 74,488,715 円（同 8.3%）、財務収益（受取利息）4,707,242 円（同 0.5%）等となっています。

これを事業別に区分すると一般業務勘定は、運営費交付金収益及び政府受託収入、財務収益（受取利息）の一部（平成 20 年度 266,884 円）等となっています。また、貸付業務勘定は、補助金等収益、貸付金利息、財務収益（平成 20 年度 4,440,358 円）等となっています。

また、独立行政法人北方領土問題対策協会法第 14 条第 1 項の規定に基づき、貸付業務に必要な資金に充てるため、内閣総理大臣、農林水産大臣の認可を受けて長期借入金（平成 20 年度 1,050,300,000 円、期末残高 4,833,800,000 円）をしています。

《財務データと関連付けた事業説明》

ア 一般業務勘定

国民世論の啓発に関する事業の財源（平成 20 年度 229,289,608 円）及び北方領土問題等に関する調査研究事業の財源（同 7,428,744 円）は、当該事業の目的である北方領土問題その他北方地域に関する諸問題についての国民世論啓発・調査研究を行うため、内閣府から交付された運営費交付金となっています。

また、四島交流事業の財源は、訪問事業（同 156,119,718 円）は、四島在住ロシア人との相互理解を促進し、北方領土問題解決のための環境醸成を図ることを目的として、内閣府から交付された運営費交付金、受入事業（同 57,522,929 円）は、同じ目的で実施され外務省からの受託収入となっています。

援護事業の財源（同 73,522,488 円）は、当該事業の目的である北方地域に生活の本拠を有していた者に対し援護を行うことにより、北方領土問題その他北方地域に関する諸問題の解決の促進を図るため、内閣府から交付された運営費交付金となっています。

上記事業の実施に必要な一般管理費（同 153,497,838 円）は、内閣府から交付された運営費交付金となっています。

イ 貸付業務勘定

貸付業務の事業（平成 20 年度 31,647,852 円）、財務費用である借入金の支払利息（同 89,081,549 円）、一般管理費（同 110,005,476 円）の財源（同 合計 230,734,877 円）は、北方地域旧漁業権者等その他の者に対し、漁業その他の事業及び生活に必要な資金を融通することにより、これらの者の事業の経営と生活の安定を図るため、内閣府から交付された補助金（同 136,402,061 円）、貸付金利息（同 74,488,715 円）、財務収益である受取利息（同 4,440,358 円）等となっています。

(1) 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

① 業務の運営体制等の見直し、整備

ア 積み上げ方式による平成 20 年度予算の作成・執行管理

平成 20 年度予算については、前年度の事業内容を詳細に検討・見直し、より効果的、効率的な事業が実施できるよう事業毎に計数を積み上げ、その過程を通じて目的意識、コスト意識を高めると同時に、年度内の経費の管理も第一義的には、各担当で行いました。

《執行予算作成の手順》

平成 19 年 12 月	政府予算の決定
20 年 1 月	係案の検討、作成
2 月	取りまとめ係（総務課会計係）に各担当案を提出
3 月	①取りまとめ係案の作成 ②事務局長調整を経て事務局案を作成 ③事務局案を役員会に説明、了承を得て、理事長決裁により決定
9・12 月	執行状況報告・予算の見直し

イ 役員会議・幹部会議・事務局会議の定例的な開催等

(7) 役員会議

役員（理事長、理事等）の会議を定期的を開催することにより、役員主導による計画的、効率的な協会運営を目指すとともに、専門分野をもった非常勤役員の活用を図りました。

(4) 幹部会議

東京事務局では、原則として毎週月曜日に理事長、事務局長、総務課長、業務グループ上席専門官による幹部会議を開催しました。

(7) 東京事務局会議

毎週月曜日に、事務局員による会議を開催し、各担当の事務の進捗状況、課題処理の現状等を確認することにより、計画的、効率的な業務の遂行を図りました。なお、月初めの会議には、常勤役員（理事長）が出席して開催し

ています。

ウ 各種業務マニュアルの活用

事務の効率化、重複事務の排除等に資することにより、事業を効果的・効率的に実施するため、協会主要事業の企画、計画、準備、実施、総括等の作業手順を記したマニュアルの活用を行いました。

エ ペーパーレス化の推進等

LAN システムによるすべての職員が利用可能なグループウェアの効率的な活用により各グループ、各担当が作成する多種多様な文書を共有化し、文書作成作業の軽減、作業時間の短縮化、文書の保管、管理の充実を図りました。

東京事務局内の連絡・通知については、グループウェアの掲示板、電子メールの利用及び関係団体等への文書配布における電子メール化の推進等により、用紙の節約、迅速な情報提供に効果を挙げています。

オ コンプライアンス・内部統制の推進

内部統制に関し、コンプライアンスを実践することが重要であることから、関係法令及び内部規程に関し、日々の業務において徹底して事務を推進するよう、協会での連絡会議等の場において、職員に注意喚起を行いました。

② 業務経費の削減

ア 節約の呼び掛け等

事務局経費の節約、効率化の他、引き続き、平成 20 年度においても返還要求運動の推進に当たっては、関係組織・団体が行う各種事業等への支援が大きなウェートを占めており、運動の後退を招かないように配慮しつつ、「会場費、会議費などを見直すなど、コスト削減に引き続き努力」してもらうことを、あらゆる機会を捉えて呼び掛け、協力を要請しました。（「都道府県民会議全国代表者会議」など、下記イに掲げる会議等の場を活用しました。）

イ 外部の関係機関等との連絡・連携の強化

協会の任務の一つは、返還運動を推進する県民会議、民間団体、関係機関等が実施する事業の方向付けや必要な支援を行うことにより、運動の推進を図ることであり、これら組織が一堂に会する機会を設定するとともに、既存の会議にも出席し、積極的に連携・協調を図りました。

《関係組織・団体等の連絡・連携》

項目	名称	参加者等	協会
県民会議関係	全国都道府県民会議代表者会議	県民会議の代表	共催
	推進委員全国会議	推進委員	主催
	ブロック会議幹事県会議	各年度のブロック幹事 県の県民会議代表	主催
	ブロック連絡協議会	ブロック内の県民会議代表	共催
北連協関係	北連協総会	加盟団体	オブザーバー
	北連協幹事会	幹事団体	オブザーバー
全国大会関係 (2月7日・北方領土の日)	全国大会実行委員会	内閣府、北連協幹事団体、地方公共団体	オブザーバー
北海道関係	北方関係団体連絡会議	北海道、北方同盟、千島連盟、道推進委員会	共催
ビザなし交流	関係団体五者協議	内閣府、外務省、北海道、道推進委員会	共催
	北方四島交流全国推進協議会	県民会議代表 北連協代表	主催
返還運動団体関係	北方領土返還運動関係者との懇談会	北連協代表	主催

(注) 団体等の名称は以下のとおり。

- ・「県民会議」＝北方領土返還要求運動都道府県民会議の略称
- ・「北連協」＝北方領土返還要求運動連絡協議会の略称
- ・「北方同盟」＝社団法人北方領土復帰期成同盟の略称
- ・「千島連盟」＝社団法人千島歯舞諸島居住者連盟の略称
- ・「道推進委」＝北方四島交流北海道推進委員会の略称

ウ 政府広報との連携

北方領土問題の広報啓発活動について、政府広報と連携をとり効果的、効率的な広報活動を推進することとし、内閣府と連絡・協力して無駄のない広報啓発活動に努めました。

エ 給与水準の適正性

給与水準の適正性について、国家公務員の給与水準との比較検証を行い、当

協会の給与水準は、これまでと同様、国家公務員の給与水準を下回る低水準のラスパイレス指数で推移しています。なお、その検証結果を協会ホームページで公表しました。(平成20年度ラスパイレス指数：90.9)

オ 札幌事務所の移転

独立行政法人北方領土問題対策協会の組織・業務の見直し案(平成18年12月5日内閣府決定。)及び独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)に基づき、平成19年度東京事務局の移転に続き、平成20年10月に札幌事務所の移転を行いました。

カ 随意契約の適正化

独立行政法人の整理合理化計画の一環として発出された「独立行政法人における随意契約の見直しについて」(平成19年8月10日行政改革推進本部事務局、総務省行政管理局事務連絡)及び「平成19年度における内閣府所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果(契約の適正化に係るもの)について」(平成21年1月7日政委第1号)等を踏まえ、契約事務の適切性を確保する観点から、国の契約の基準と異なる内部規程を改正する等、契約事務の適正化に引き続き取り組みました。

なお、随意契約見直し計画(平成19年12月)において、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、可能な限り一般競争入札等によることとしており、平成20年度までに、同計画で対象としていた随意契約2件、企画競争2件の契約を競争入札2件、企画競争2件に計画どおり移行しています。

(2) 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために採るべき措置

① 国民世論の啓発に関する事業

ア 北方領土返還要求運動の推進

(ア) 県民会議、北連協等が実施する事業への支援実績

北方領土返還要求全国大会の開催、県民会議、北連協等が実施する事業に対し、啓発資料・資材の提供、啓発パネル・ビデオの貸与、講師派遣、経費等の支援を行いました。

〔北方領土返還要求全国大会〕

「北方領土の日」制定（昭和56年1月6日閣議了解）以来継続して開催されている「北方領土返還要求全国大会」に対し、啓発資料の提供、人的、経費等の支援を行いました。

〔開催月日〕 平成21年2月7日（北方領土の日）

〔開催場所〕 九段会館（東京都）

〔出席者〕 内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）、外務大臣、各政党代表等各界各層代表

〔参集者〕 全国の返還運動関係者及び元島民等約1,400名

〔主催〕 北方領土返還要求全国大会実行委員会

〔内容〕 「いま北方領土は」映像でみる四島の現状…

児玉泰子（元島民）

磯部行雄（連合）

主催者挨拶 本田徹（全国大会実行委員長）

「じいちゃんの故郷」

新堀悠（元島民3世）

内閣総理大臣挨拶

内閣総理大臣

麻生太郎

北方四島の返還を目指し…私たちの役割

・返還要求運動の現場から

長谷川俊輔（根室市長）

松本和久（京都府民会議）

高田千恵子（全地婦連）

大塚敏夫（連合）

安里繁信（青年会議所）

西田裕希（早大）

新堀清志(元島民・志発島)

・各政党の決意

武部勤(自由民主党)

三井辨雄(民主党)

高木美智代(公明党)

石井郁子(日本共産党)

山内徳信(社会民主党)

・議員連盟

宮腰光寛(衆議院議員)

外務大臣挨拶

外務大臣

中曽根弘文

皆さんと共に

内閣府特命担当大臣(沖縄及び北方対策)

佐藤勉

アピール

荒巻賞午(北方領土問題学生研究会)

〔県民会議が行った県民大会等〕

35の都府県における県民会議により開催された次の県民大会、集会等に対し、啓発資料・資材の提供、啓発ビデオ、講師派遣、経費等の支援を行いました。

No.	都府県名	事業名	開催月日	開催場所	講師
1	青森県	平成20年度北方領土返還要求青森県民大会	H20.11.6	ふるさと交流圏民センター (五所川原市)	山内 聡彦氏 (NHK解説主幹)
2	岩手県	北方領土返還要求岩手県大会	H21.2.7	江刺体育文化会館(奥州市)	津守 滋氏 (桐蔭横浜大学・大阪芸術大学客員教授)
3	宮城県	第29回「北方領土の日」南三陸集会	H21.2.7	南三陸町スポーツ交流村 (栗原市)	斎藤 勉氏 (産経新聞社常務取締役・東京編集局長)
4	山形県	第27回北方領土返還要求山形県民大会	H20.11.13	最上広域交流センター (新庄市)	河田 弘登志氏 (社)千島歯舞諸島居住者連盟理事・根室支部長)

5	茨城県	平成 21 年北方領土返還要求茨城県民大会	H21. 2. 10	ふれあいプラザ (つくば市)	鈴木 寛和氏 ((社) 千島歯舞諸島 居住者連盟副理事長)
6	栃木県	第 27 回北方領土返還要求運動栃木県民大会	H21. 2. 15	コンセーレ (宇都宮市)	
7	埼玉県	第 24 回北方領土返還要求埼玉県民大会	H20. 2. 13	あけぼのビル (さいたま市)	雲然 陽一 ((独) 北方領土問題対 策協会 上席専門官)
8	千葉県	平成 21 年北方領土返還要求運動千葉県民大会	H21. 3. 3	富津公民館 (富津市)	三上 洋一氏 (元島民・択捉島出 身)
9	東京都	第 27 回北方領土の返還を求める都民大会	H21. 1. 28	ホテルアージュ ル竹芝 (港区)	山本 昭平氏 (元島民・択捉島出 身)
10	神奈川県	第 24 回北方領土返還要求運動神奈川県民大会	H20. 11. 10	横浜情報文化セ ンター (横浜市)	佐瀬 昌盛氏 (拓殖大学海外事情 研究所客員教授)
11	新潟県	平成 20 年度北方領土返還要求運動新潟県民会議総会・県民大会	H20. 7. 12	新潟東急イン (新潟市)	長谷川 俊輔氏 (根室市長)
12	長野県	第 29 回北方領土返還要求長野県民大会	H21. 2. 13	ホテル国際 21 (長野市)	佐瀬 昌盛氏 (拓殖大学海外事情 研究所客員教授)
13	富山県	第 26 回北方領土返還要求富山県大会	H20. 8. 30	富山県民会館 (富山市)	
14	石川県	北方領土早期返還要求石川県民大会	H20. 8. 27	石川県地場産業 振興センター (金沢市)	中田 勇氏 (元島民・色丹島出 身)
15	福井県	北方領土を考える県民のつどい	H21. 2. 3	県国際交流会館 (福井市)	山内 聡彦氏 (NHK解説主幹)
16	岐阜県	平成 20 年度北方領土返還要求運動岐阜県民大会	H20. 7. 8	岐阜県図書館 (岐阜市)	兵藤 長雄氏 (元駐ポーランド大 使)
17	静岡県	北方領土返還要求静岡県民大会	H21. 1. 23	御前崎市文化会 館 (御前崎市)	山本 昭平氏 (元島民 択捉島出 身)
18	愛知県	北方領土の返還を求める県民のつどい	H21. 2. 26	ウィルあいち (名古屋市)	都甲 岳洋氏 (元駐ロシア大使)

19	滋賀県	2009「北方領土の日」 県民のつどい	H21. 2. 9	ホテルニューオ ウミ (近江八幡市)	茂田 宏氏 (元駐イスラエル大使)
20	京都府	北方領土返還要求第 27 回京都府民大会	H21. 2. 7	京都労働者総合 会館 (京都市)	木村 汎氏 (拓殖大学海外事情 研究所客員教授)
21	大阪府	2009「北方領土の日」 祈念大阪府民大会	H21. 2. 6	大阪市中央公会堂 (大阪市)	横澤 英三氏 (根室市立海星中学 校教頭)
22	兵庫県	「北方領土の日」記念 県民大会	H21. 2. 7	クオリティホテ ル神戸 (神戸市)	飯田 健一氏 (元国士舘大学大学 院客員教授)
23	奈良県	北方領土返還要求運動 奈良県民会議第 23 回県 民大会	H20. 9. 9	ならまちセンタ ー (奈良市)	山村 嘉広氏 (外務省欧州局ロシ ア交流室長)
24	和歌山県	第 28 回北方領土返還要 求和歌山県民大会	H21. 2. 6	かつらぎ総合文 化会館 (伊都郡かつらぎ町)	山田 吉彦氏 (東海大学海洋学 部准教授)
25	鳥取県	北方領土返還要求運動 鳥取県民大会	H21. 2. 5	ウエルシティ鳥 取 (鳥取市)	石垣 雅敏氏 (根室市副市長) 三上 洋一氏 (元島民・択捉島出身)
26	島根県	竹島北方領土返還要求 運動島根県民大会	H21. 2. 22	島根県民会館 (松江市)	下條 正男氏 (拓殖大学国際学部 教授)
27	岡山県	北方領土返還要求岡山 県民大会	H21. 2. 6	天神山文化プラザ (岡山市)	吉田 進氏 (環日本海経済研究 所理事長)
28	広島県	第 25 回北方領土返還要 求広島県民大会	H21. 2. 3	県民文化センター (広島市)	斎藤 元秀氏 (杏林大学総合政策 学部教授)
29	福岡県	平成 21 年北方領土返還 促進福岡県民集会	H21. 2. 9	博多サンヒルズ ホテル (福岡市)	兵藤 長雄氏 (元駐ポーランド大 使)
30	佐賀県	北方領土返還要求佐賀 県民集会	H21. 2. 15	メートプラザ佐賀 (佐賀市)	飯田 健一氏 (元国士舘大学大学 院客員教授)
31	長崎県	平成 21 年北方領土返還 要求長崎県民集会	H21. 2. 18	県市町村会館 (長崎市)	内藤 稔氏 (熊本県北方領土問 題教育者会議会長)

32	熊本県	北方領土返還要求熊本県民集会	H20. 6. 29	熊本外語専門学校 (熊本市)	斎藤 勉氏 (産経新聞社常務取締役・東京編集局長)
33	大分県	平成 21 年北方領土返還要求大分県民大会	H21. 2. 2	県労働福祉会館 (大分市)	木村 汎氏 (拓殖大学海外事情研究所客員教授)
34	鹿児島県	平成 20 年度北方領土返還要求鹿児島県民集会	H21. 2. 6	ホテル・レクストン鹿児島 (鹿児島市)	河田 弘登志氏 ((社) 千島齒舞諸島居住者連盟理事・根室支部長)
35	沖縄県	第 28 回北方領土返還要求沖縄県民大会	H21. 2. 14	宮古島市立中央公民館 (宮古島市)	井上 達夫 ((独) 北方領土問題対策協会特別顧問)

[以上のうち、主な事業内容]

《栃木県》

第 27 回北方領土返還運動栃木県民大会は、県内の運動関係者を中心に約 300 名の参集の下、宇都宮市内のコンセーレで開催されました。

式典では県民会議の会長による主催者挨拶の後、来賓挨拶として沖縄・北方対策特命担当大臣をはじめとする地元選出国會議員、県議會議員らが挨拶されました。

また、県内で実施した標語募集、ポスターコンクールの表彰を行い、県内の啓発活動の貢献者を讃えたほか、根室や関東甲信越ブロックの研修会に参加した教育関係者や中学生、大学生らが自らの体験を発表しました。最後に大会宣言を採択し、北方領土返還運動への決意を確認しました。

《大阪府》

2009「北方領土の日」祈念大阪府民大会は、多くの府民に返還運動への参加を呼びかけ、返還関係者を始め、地元選出国會議員、府議會議員、府民 1,100 人という多数の参加を得て大阪府中央公会堂で開催されました。

同大会の第 1 部の祈念式典では、大阪府知事、大阪市長、堺市長等から挨拶をいただきました。

また、「一日も早く北方四島返還を実現するとともに、今後の日露政府交渉において、日本政府が粘り強い交渉を進められるよう後押しするため、北方領土問題に対する世論の結集に向けて、今後も積極的に活動を展開し、全力を尽くすことを誓う」との大会宣言を朗読し、満場一致で採択が行われ、会場は盛

大な拍手と大きな感動が湧き起こりました。また、近畿大学吹奏学部による祈念演奏が行われ北方領土返還の機運が盛り上がりました。第2部では、祈念講演が行われ、映像を使ったわかりやすく北方領土問題が解説されていました。最後に参加者全員で合唱し、北方領土返還を願う想いの中、閉幕しました。

なお、当日、会場ロビーにおいて署名活動を実施し、648名の署名を得ることが出来ました。

〔県民会議が行った研修会・講演会〕

16 府県の県民会議により開催された研修会、講演会等に対し、啓発資料・資料の提供、講師派遣、経費等の支援を行いました。

No.	都府県名	事業名	開催月日	開催場所	講師
1	宮城県	平成 20 年度北方領土返還要求県民フォーラム	H20. 6. 11	K K R ホテル仙台 (仙台市)	津守 滋氏 (桐蔭横浜大学・大阪芸術大学客員教授)
2	福島県	北方領土問題講演会	H20. 6. 30	杉妻会館 (福島市)	鈴木 寛和氏 (社)千島歯舞諸島居住者連盟副理事長)
3	群馬県	北方領土問題研修会	H21. 1. 11	県生涯学習支援センター (高崎市)	佐藤 文美 (独)北方領土問題対策協会 上席専門官)
4	千葉県	北方領土問題講演会	H20. 6. 2	千葉市ビジネス支援センター (千葉市)	飯田 健一氏 (元国士舘大学大学院客員教授)
5	山梨県	北方領土問題講演会	H20. 5. 19	ベルクラシック甲府 (甲府市)	茂田 宏氏 (元駐イスラエル大使)
6	富山県	「北方領土の日」記念講演会	H21. 2. 1	ボルファートとやま (富山市)	吹浦 忠正氏 (ユーラシア 21 研究所 理事長)

7	三重県	(a) 2008 平和学習会	H20. 6. 6	県勤労者福祉会館 (津市)	三上 洋一氏 (元島民・択捉島出身)
		(b) 北方領土問題講演会	H20. 7. 25	県勤労者福祉会館 (津市)	皆川 修吾氏 (愛知淑徳大学教授)
8	滋賀県	県民会議会員団体研修会	H20. 7. 29	大津プリンスホテル (大津市)	斎藤 元秀氏 (杏林大学総合政策学部教授)
9	大阪府	北方領土問題講演会	H20. 6. 26	大阪キャッスルホテル (大阪市)	山内 聡彦氏 (NHK解説主幹)
10	奈良県	北方領土問題研修会	H21. 2. 9	奈良県民文化会館 (奈良市)	丹波 實氏 (元駐ロシア大使)
11	和歌山県	(a) 北方領土問題研修会	H20. 5. 29	県民文化会館 (和歌山市)	吹浦 忠正氏 (ユーラシア21研究所理事長)
		(b) 教育者会議記念講演会	H20. 5. 31	和歌山東急イン (和歌山市)	河田 弘登志氏 (社)千島齒舞諸島居住者連盟理事・根室支部長)
12	山口県	(a) 北方領土問題研修会	H20. 8. 1	県労働者福祉文化中央会館 (山口市)	吹浦 忠正氏 (ユーラシア21研究所理事長)
		(b) 平成20年度北方領土問題研修会	H21. 2. 15	萩市民館 (萩市)	下條 正男氏 (拓殖大学国際学部教授)
13	愛媛県	平成20年度北方領土問題講演会	H20. 7. 10	県民文化会館 (松山市)	袴田 茂樹氏 (青山学院大学国際政治経済学部教授)
14	熊本県	北方領土問題講演会	H21. 2. 20	熊本市産業文化会館(熊本市)	丹波 實氏 (元駐ロシア大使)
15	宮崎県	元島民による講演会	H21. 2. 6	県内2中学校	鈴木 咲子氏 (元島民・択捉島出身)
16	鹿児島県	平成20年度北方領土返還要求学習会	H20. 12. 9	喜界町役場 (大島郡喜界町)	星 友子氏 (元島民・国後島出身)

[以上のうち主な事業内容]

《群馬県》

群馬県前橋市の生涯学習センターにおいて、北方領土問題の解決には、粘り強い外交交渉とそれを支える世論の盛り上がりが必要であり、時代を担う青少年が北方領土について正しく理解し、認識を深めていくことが必要であることから、群馬県内の中学生、高校生及び大学生を中心に、幅広い世代を対象に研修会が開催されました。研修会では、北方領土問題に関するビデオが上映され、意見交換を行うことで、この問題をともに考える良い機会となり、研修会は大いに盛り上がりました。

《鹿児島県》

鹿児島県の喜界島において、奄美群島の返還運動を体験した人々に対して、北方領土問題の現状を理解してもらうため、北方領土返還要求学習会が行われました。元島民（国後島出身）の星友子氏から、北方領土に居住していた当時の生活などの貴重な体験談が話されるとともに、北方領土に関するクイズ大会が実施され、参加者の北方領土問題に対する理解と関心を集めていました。

[県民会議が行ったキャラバン・署名活動等]

24 府県の県民会議により開催された次のキャラバン・署名活動等に対し、啓発資料・資材の提供、署名用紙の提供、経費等の支援を行いました。

No.	都府県名	事業名	開催月日	開催場所
1	青森県	(a) 北方領土返還運動啓発県内キャラバン	H20. 11. 6	五所川原市
		(b) 「北方領土の日」 記念街頭署名活動	H21. 2. 7	さくら野デパート前 (青森市)
2	山形県	(a) 山形県北方領土返還要求キャラバン	H20. 11. 13～ H20. 11. 14	県内最上地区の 8 市町村
		(b) 「北方領土の日」 関連事業 (懸垂幕・立看板の掲出設置、パネル展示、署名活動、ラジオによる広報等による啓発)	H21. 2. 1～ H21. 2. 28	県庁及び県内各市 町村の機関等
3	福島県	ラジオスポットによる啓発	H21. 2. 6～ H21. 2. 7	県内市町

4	茨城県	北方領土街頭啓発活動	H20. 8. 24	イオンショッピングセンター（水戸市内原地区）
5	群馬県	広報・啓発キャラバン	H21. 2. 1～ H21. 2. 4	県内主要都市
6	栃木県	強調月間街頭啓発活動	H21. 7. 7	東武宇都宮百貨店
7	神奈川県	平成 21 年「北方領土の日」電光掲示広報事業	H21. 2. 2～ H21. 2. 8	県内 4 ヶ所
8	千葉県	広報媒体（テレビ・ラジオ、新聞）による広報	H21. 2. 7	
9	山梨県	(a)「県民の日」北方領土返還運動啓発キャンペーン	H21. 11. 15～ H21. 11. 16	小瀬スポーツ公園（甲府市）
		(b)北方領土の日啓発キャンペーン	H21. 2. 6	JR 甲府駅前（甲府市）
10	富山県	街頭キャンペーン	H21. 2. 7	JR 富山駅前他
11	石川県	(a)北方領土返還要求街頭署名	H20. 8. 27	金沢市、加賀市
		(b)北方領土返還要求県内キャラバン	H20. 8. 27	県内 11 市町
		(c)北方領土返還要求県内キャラバン	H21. 2. 7	県内主要 3 市（金沢、七尾、小松）
12	静岡県	北方領土の日記念史跡めぐりマラソン大会（下田の集い）	H21. 2. 6	長楽寺⇒玉泉寺（下田市）
		「北方領土の日」街頭啓発	H21. 2. 7	静岡市内
13	三重県	駅頭啓発行動	H21. 2. 6	津駅周辺
14	大阪府	北方領土返還運動街頭啓発事業	H21. 10. 17	南海難波駅前
15	和歌山県	北方領土返還要求街頭啓発	H21. 2. 2	県内主要駅前 12 ヶ所
16	広島県	「北方領土の日」関連啓発事業	H21. 2. 3～ H21. 2. 6	広島市他

17	徳島県	北方領土啓発キャンペーン	H21. 2. 1	JR 徳島駅周辺
18	香川県	北方領土返還要求啓発キャンペーン	H21. 2. 7	高松ショッピングセンター
19	愛媛県	強調月間広報・署名収集活動	H21. 2. 1～ H21. 2. 28	県内一円
20	高知県	「北方領土の日」街頭キャンペーン	H21. 2. 6	帯屋町商店街アーケード（高知市）
21	福岡県	北方領土返還促進街宣活動	H21. 1. 23～ H21. 2. 7	筑後地区一円
22	佐賀県	(a) 北方領土返還要求街頭キャンペーン	H21. 2. 7	JR 佐賀駅、佐賀市役所
		(b) 北方領土返還要求キャラバン	H21. 2. 7	県内一円
23	宮崎県	北方領土返還要求運動県内キャラバン	H21. 2. 6～ H21. 2. 7	県内市町
24	鹿児島県	(a) 北方領土返還要求街頭啓発	H21. 2. 6	鹿児島市内一円
		(b) 北方領土返還要求奄美キャラバン	H21. 2. 6	奄美市瀬戸内町他

[以上のうち、主な事業内容]

《山形県》

北方領土問題及び返還要求運動に対する県民世論の一層の高揚を図るため、県内最上地区の8市町村においてキャラバンを行い、市役所及び町役場を訪問して、市町村長に対し返還運動への協力を求めるメッセージや啓発パンフレット等を手交しました。

《宮崎県》

宮崎県では、2月6日と7日の両日にかけて、県央地区のキャラバン活動を実施しました。

宮崎県庁にて出発式を行い、県知事から激励の挨拶をいただいたのち、県内2市を訪問し、各市長に面会の上で領土返還運動への協力を要請しました。

次に、県内の中学校2校を訪問し、学校長及び社会科担当教諭に面談し、協力を要請しました。

なお、本事業には元島民の鈴木咲子さん（択捉島出身）をお招きし、キャラバンにも同行いただき、訪問した学校で在校生、教諭等を対象に講演会を開催しました。

〔県民会議が行った啓発懸垂幕の掲出等〕

全国の県民会議において、北方領土問題について、国民の関心と理解をより一層深めるとともに、早期解決に向けての固い決意を内外に強く訴えるため、通常の2月、8月の「北方領土返還運動強調月間」期間中に加え、7月7日～9日に北海道洞爺湖サミットが開催されることから、このサミット開催に合わせて北方領土の返還を求める「啓発懸垂幕」等の前倒し実施を7月から行いました。北対協では、これらを実施した県民会議に対し、懸垂幕等の掲出経費等の支援を行いました。

なお、掲出の実施状況は別表一覧のとおりです。

平成20年度 懸垂幕の掲出等の事業実施一覧

都道府県	実施月日	実施場所	媒体	備考
北海道	7/1~8/31	道庁舎	立看板	西側別館正面玄関
	1/21~2/20	〃	〃	〃
青森	7/7~8/29	県庁舎	懸垂幕	北棟
	2/2~27	〃	〃	〃
岩手	7/1~8/31	県庁舎	電光掲示板	
	2/1~28	〃	〃	
宮城	7/3~8/29	県議会庁舎	横断幕	
	2/2~27	〃	〃	
秋田	7/1~8/31	県庁舎	横看板	正面玄関上
	2/1~28	〃	〃	〃
山形	7/1~8/31	最上総合支庁	横断幕	
	2/7~27	置賜総合支庁	横断幕	
福島	7/4~8/31	県庁舎	立看板	
	2/1~28	〃	〃	
茨城	7/1~8/31	県内9か所	懸垂幕 横断幕 電光掲示板	各地方総合事務所(3か所) 笠原町ポケットパーク広告塔 常磐道笠間市内陸橋(2か所) 県三の丸庁舎 水戸市役所 県庁県民ホール
	2/2~27	県内10か所	〃	笠原町の懸垂幕を1枚追加で掲出
栃木	7/15~8/15 7/1~8/31	県庁舎 県出先9庁舎	懸垂幕 横断幕	那須・塩谷・南那須・芳賀・上都賀・下都賀 安蘇・足利・河内の各庁舎
	2/2~16	〃	〃	〃
群馬	7/4~31、8/20~31	群馬銀行本店	懸垂幕	
	7/4~8/31 2/1~28	県庁1階 〃	電光掲示板 〃	
埼玉	7/4~10、8/1~31	県庁舎	懸垂幕	本庁舎東側(正面)壁面
	1/30~2/16	〃	〃	〃
千葉	7/1~8/31 7/1~15、8/1~31	県庁前ロータリー プレナ幕張壁面	電光掲示板 大型ビジョン	
	1/7~2/6 1/8~2/7	〃 〃	〃 〃	
東京	7/1~8/31	都庁舎等4か所	電光掲示板	都庁第一本庁舎 第二本庁舎及び都議会議事堂の 各1階正面入口 都庁第一本庁舎1階都民ロビー
	2/2~28	〃	〃	〃
神奈川	7/3~8/28	かながわ県民センター	懸垂幕	
	1/29~2/28 2/2~15 2/5~7	県内6か所	懸垂幕 大型ビジョン 電光掲示	かながわ県民センター 横浜市都筑区、西区みなとみらい 小田原駅前、相模原駅前、秦野駅前
新潟	7/1~8/15	佐渡市役所庁舎	懸垂幕	
	2/1~7	県庁舎	横断幕	庁舎構内
山梨	7/1~8/31	県庁別館	懸垂幕	
	2/1~28	〃	〃	
長野	7/1~8/29	県庁東庁舎	懸垂幕	
	2/1~28	〃	〃	
富山	7/1~8/31	CICビル 黒部市庁舎	懸垂幕	富山駅前
	1/26~2/15	CICビル	懸垂幕	〃
石川	7/1~8/31	県庁舎前時計塔	懸垂幕	
	1/30~3/2	〃	〃	
福井	7/1~8/31	黒川ビル	懸垂幕	JR福井駅前
	2/1~28 1/19~30 2/1~28	黒川ビル 武生商工会議所 芳賀市役所	懸垂幕 懸垂幕 立看板	〃
岐阜	7/1~8/29	県庁舎議会棟屋上	横断幕	
	1/30~2/27	〃	〃	
静岡	7/1~9、8/1~18	県庁舎	立看板	本館正面玄関前
	1/23	御前崎市文化会館	立看板	県民大会会場
愛知	7/3~8/31 8/22~29	県本庁舎	立看板 横看板	
	2/3~13	〃	横看板	
三重	7/1~8/31	県津庁舎	懸垂幕	
	2/1~28	〃	〃	

都道府県	実施月日	実施場所	媒体	備考
滋賀	7/1~10 8/1~31 7/1~8/31	県庁大津合同庁舎 アープしが県青年会館 JR大津駅	横断幕 懸垂幕 電光掲示板	
	2/1~20 2/1~28	県庁大津合同庁舎 JR大津駅	横断幕 電光掲示板	
京都	7/1~8/31	京都駅前、京都市役所前	電光掲示板	
	2/1~28	〃	〃	
大阪	7/1~8/31 8/1~31	府庁本館、堺市本庁舎 南海難波駅前	懸垂幕 大型ビジョン	
	2/2~27 2/1~14	〃 〃	〃 〃	
兵庫	7/1~14、8/1~7 2/1~28	県庁舎	横断幕	
奈良	7/1~8/31	国道24号線伊豆七条町橋 国道169号線天理市役所北の歩道橋	横断幕	
	2/1~28	〃	〃	
和歌山	7/1~8/31	県庁舎正面	横断幕	植栽上のフェンス
	2/1~28	〃	〃	〃
鳥取	7/1~8/31	県庁舎議会議棟	横断幕	
	2/1~28	〃	〃	
島根	7/7~8/22	県合同庁舎	懸垂幕	
	2/6~28	〃	〃	
岡山	7/1~8/31	3県民局	懸垂幕	備前、備中、美作
	2/2~28	〃	〃	
広島	7/1~8/31	県庁舎	懸垂幕	
	2/1~28	〃	〃	
山口	7/1~31	県内8か所	電光掲示板	県庁前、岩国市民館前、下関市役所前、宇部市中央バス停前、秋市御許町交差点、柳井市県健康福祉センター前、下松市スタービアクだまつ内、長門市役所前
	2/1~28	〃	〃	〃
徳島	7/1~9、8/1~17 2/1~15	県庁舎	電光掲示板	
	〃	〃	〃	
香川	7/1~8/31	県庁舎正面 読売新聞社高松総局掲示板	立看板 電光掲示板	立看板は通年掲示
	2/1~28	〃	〃	〃
愛媛	7/1~8/31	県地方局5庁舎 及び県内協力市町庁舎	懸垂幕 横断幕	東予・中予・南予・今治・八幡浜の各庁舎等
	2/1~28	〃	〃	〃
高知	6/18~7/9、8/1~31 8/1~31	県庁舎 県庁舎前市道の緑地帯	電光掲示板 立看板(三角)	
	2/1~28	〃	〃	
福岡	7/18~8/29 7/1~8/29	県庁舎 県総合庁舎(18庁舎)	懸垂幕	田川、直方、飯塚、八女、柳川、小倉、豊前、八幡、朝倉、行橋、筑紫、福岡東、福岡西、糸島、粕屋、宗像、大牟田、久留米の各庁舎
	2/2~27	〃	〃	〃
佐賀	7/7~9、8/1~31	県庁舎	懸垂幕	本館
	2/2~27	〃	〃	〃
長崎	7/1~8/31	県庁舎	懸垂幕	
	2/1~28	〃	〃	
熊本	7/1~8/31	熊本市街中心部	電光掲示板	通年掲示
	2/1~28	〃	〃	〃
大分	7/1~8/31	県庁舎	横断幕	屋上
	1/15~2/15	〃	〃	〃
宮崎	7/1~8/31	県庁舎	懸垂幕	
	2/2~27	〃	〃	
鹿児島	7/1~8/31	鹿児島中央駅	電光掲示板	
	1/7~2/7	〃	〃	
沖縄	7/4~8/31	県南部合同庁舎	懸垂幕	
	2/1~28	〃	〃	

〔県民会議が行ったパネル展〕

25 都道県の県民会議により開催された次の北方領土パネル展等に対し、啓発パネルの貸与、啓発資料・資材の提供、経費等の支援を行いました。

No.	都道県名	事業名	開催月日	開催場所
1	北海道	(a)「北方領土の日」パネル展	H21. 1. 21～ H21. 2. 20	北海道内全支庁
		(b)平成 20 年度北方領土パネル展	H21. 2. 6～ H21. 2. 10	札幌市地下街オーロラコーナー（札幌市）
2	青森県	北方領土パネル展	H21. 2. 2～ H21. 2. 6	県庁北棟 1 階ロビー（青森市）
3	岩手県	北方領土パネル展	H21. 1. 29～ H21. 2. 5	奥州市役所江刺総合支所（奥州市）
4	宮城県	(a)北方領土パネル展	H21. 1. 29～ H21. 2. 5	南三陸町スポーツ交流村文化交流ホール（南三陸町）
		(b)北方領土パネル展	H21. 1. 30～ H21. 2. 9	県庁 2 階回廊（仙台市）
5	秋田県	2009 秋田県北方領土フェア（パネル展）	H21. 2. 6～ H21. 2. 8	アトリオンイベント広場（秋田市）
6	山形県	北方領土パネル展	H21. 2. 2～ H21. 2. 27	県内各総合支庁（山形市）
7	福島県	北方領土パネル展	H21. 2. 3～ H21. 2. 6	コラッセふくしま（福島市）
8	埼玉県	北方領土パネル展	H21. 2. 2～ H21. 2. 13	県庁（さいたま市）
9	千葉県	北方領土パネル展	H21. 2. 2～ H21. 2. 6	県庁内展示コーナー（千葉市）
10	東京都	北方領土啓発パネル展	H21. 11. 1～ H21. 3. 31	都内 8 箇所
11	神奈川県	北方領土パネル展 2009 I N かながわ	H21. 2. 25～ H21. 2. 28	かながわ県民センター（横浜市）

12	新潟県	北方領土パネル展	H21. 2. 7～ H21. 2. 12	ながおか市民センター（長岡市）
13	石川県	(a) 北方領土返還要求パネル展	H20. 8. 16～ H20. 8. 20、27	県庁19階 展望ロビー、地場産業振興センター（金沢市）
		(b) 北方領土返還要求パネル展	H21. 1. 31～ H21. 2. 15	県庁展望ロビー（金沢市）
14	岐阜県	北方領土パネル展	H21. 2. 11～ H21. 2. 20	アクティブG（岐阜市）
15	三重県	北方領土パネル展	H21. 2. 2～ H21. 2. 6	県庁ロビー（津市）
16	奈良県	(a) 北方領土パネル展「in産業フェスタ」	H20. 10. 25～ H20. 10. 26	橿原公苑道路（橿原市）
		(b) 北方領土パネル展	H21. 2. 2～ H21. 2. 27	県庁屋上ギャラリー（奈良市）
17	和歌山県	市町村巡回キャンペーンパネル展	H20. 7. 7～ H20. 10. 3	県内5カ所
18	鳥取県	(a) 北方領土パネル展	H20. 9. 7	伯耆町鬼の館（西伯郡伯耆町）
		(b) 北方領土パネル展	H20. 11. 8～ H20. 11. 9	コカコーラウエストスポーツパーク（鳥取市）
19	岡山県	北方領土パネル展	H21. 2. 2～ H21. 2. 13	岡山県庁県民室（岡山市）
20	香川県	北方領土返還促進啓発パネル展	H21. 1. 31～ H21. 2. 27	エントランスサポート、高松空港ビル、県婦連生活文化展、イッパ高松ショッピングセンター
21	愛媛県	(a) 啓発パネル展示	H20. 7. 7～ H20. 8. 29	県内3カ所
		(b) 啓発パネル展示	H21. 2. 1～ H21. 2. 28	県内3カ所

22	高知県	北方領土パネル展 i n ふるさとまつり	H20. 10. 24～ H20. 10. 26	高知市鏡川河畔みどりの広場
23	長崎県	北方領土返還運動巡回パネル展	H20. 10. 15～ H21. 2. 25	県内 6 ヲ所
24	宮崎県	北方領土返還要求運動啓発パネル展	H21. 2. 6～ H21. 2. 7	県内中学校
25	鹿児島県	北方領土パネル展	H20. 4. 1～ H21. 3. 25	県内 5 ヲ所

[以上のうち、主な事業内容]

《岐阜県》

岐阜県では、2月11日から20日にかけて、JR岐阜西駅に隣接するアクティヴG内にて「もっと知ろう、もっと語ろう、私たちの北方領土」をテーマに、B2版サイズの31枚のパネルと北方四島交流事業の写真16枚を展示し、北方領土パネル展を開催しました。

県内でも有数の商業施設での開催であることから、県内外から多数の来場者があり、北方領土返還要求運動についての関心を高めることができました。

なお、同会場で署名活動を行い、期間中に13, 227名の署名がありました。

同様に若者等が多く集まる特筆すべき場所でのパネル展としては、以下のとおりです。

- ①北海道（地下街オーロラコーナー）
- ②秋田県（アトリオンイベント広場）
- ③新潟県（ながおか市民センター）
- ④香川県（ヨンデンプラザサンポート、ゆめタウン高松、高松空港ビル、イオン高松ショッピングセンター）

また、多くの人々に北方領土問題への理解を得るため、県内で開催されるお祭りなどのイベントにあわせてパネル展を以下のとおり開催しました。

- ①奈良県（産業フェスタ）
- ②高知県（ふるさとまつり）

〔北連協等各種民間団体が行った啓発事業〕

北連協及びその加盟団体等が実施した次の事業に対し、啓発資料・資材の提供、パネルの貸与、講師派遣、経費等の支援を行いました。

[1] 北方領土返還要求運動連絡協議会（北連協）

- [事業名] 北連協講演会
[開催月日] 平成20年7月16日（水）
[開催場所] 日本青年館
[講師] 「今北方領土で何が・・・平成20年度ビザなし交流団報告」
児玉泰子氏、大塚敏夫氏他

[2] 日本青年団協議会

(a) 北方領土返還アピール事業

- ・ 北方領土返還アピールチラシ作成、配布
- ・ 北方領土返還に関する記事広告の掲載
機関紙「Willy Times」（日本青年団協議会）号外
機関紙「Willy Times」（日本青年団協議会）12月号
機関紙「Willy Times」（日本青年団協議会）2月号
- ・ 北方領土展（パネル展）
[開催月日] 平成20年11月8日（土）から9日（日）
[開催場所] 日本青年館

(b) 北方領土展（パネル展）

- [開催月日] 平成20年3月6日（金）から7日（土）
[開催場所] 日本青年館6階ギャラリー

[3] 全国地域婦人団体連絡協議会

(a) 幹部研修会

- [開催月日] 平成20年12月15日（月）
[開催場所] リーガロイヤルホテル京都
[参加者] 100人
[講師] 津守 滋氏（桐蔭横浜大学・大阪芸術大学客員教授）

(b) 啓発広告の掲載

- [掲載紙] 全地婦連
[掲載日] 5、7、8、9、12、2月号

[4] 日本青年団協議会・全国地域婦人団体連絡協議会

[事業名] 第39回北方領土復帰促進婦人・青年交流集会
 [開催月日] 平成20年8月30日(土)
 [開催場所] 根室グランドホテル、納沙布岬
 [内 容] ・基調講演 毎日新聞社 本間浩昭氏
 ・元島民の方のお話 多楽島出身 河田弘登志氏
 ・活動報告 全国地域婦人団体連絡協議会
 日本青年団協議会
 ・グループ討議
 ・決意表明

[5] 日本青年会議所

[事業名] 第39次北方領土返還要求現地視察大会
 [開催月日] 平成20年8月2日(日)
 [開催場所] 納沙布岬、根室市総合文化会館他
 [参集者] 青年会議所会員等 350名
 [内 容] ・開会式
 ・領土・領海パネルディスカッション
 ・ニホロ研修
 ・洋上視察
 ・大会式典

[6] 第27回北方領土ノサップ岬マラソン大会実行委員会

[事業名] 第27回北方領土ノサップ岬マラソン大会
 [開催月日] 平成20年8月24日(日)
 [コース] ・開会式 ノサップ岬四島のかげ橋広場
 ・ハーフ 瑠瑠瑠小学校前 ⇒ 根室市役所前
 ・10km 共和小学校前 ⇒ 根室市役所前
 ・3.7km(ファミリー) 青少年センター前 ⇒ 根室市役所前
 [参加者] ・ハーフ 244名
 ・10km 203名
 ・3.7km(ファミリー) 58名
 合 計 505名

[7] 神奈川神道青年会

[事業名] 北方領土パネル展
 [開催月日] 平成21年2月22日(日)
 [開催場所] 新都市プラザ(横浜市)

[8] 北方領土の日啓発実行委員会

[開催月日] 平成 21 年 1 月 21 日 (火) から 2 月 20 日 (金)

[開催場所] さっぽろ雪まつり会場等北海道内各地

[内 容] ・2009 北方領土フェスティバル、署名活動等道内各地における返還運動

[2009 北方領土フェスティバル]

- ・開催月日 2 月 7 日 (土) 「北方領土の日」
- ・開催場所 さっぽろ雪まつり会場 (札幌市)
- ・事業内容 主催者挨拶 北方領土の日啓発実行委員長
来賓挨拶 外務大臣 (代理: 外務省欧州局参事官)
北海道知事
北海道議会副議長
札幌市副市長
元島民の訴え 千島歯舞諸島居住者連盟
決意表明 北方領土復帰期成同盟
「北方領土の日」ポスターコンテスト表彰式
演奏会 陸上自衛隊第 11 師団第 11 音楽隊

≪北連協等各種民間団体が実施する事業支援についての考え方・実績≫

[支援条件] 返還運動の事業内容が、北方四島 (歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島) の帰属の問題を解決して平和条約を締結するという、政府の北方領土問題について、基本的立場に合致していること。
また、返還運動の推進に寄与していること。

[支援対象] 都道府県民会議及び北連協幹事団体並びにこれらの集合体等

[支援状況]

事業名	平成 20 年度実績	
	回数	金額 (千円)
県民大会	35	19,246
研修会・講演会	19	4,392
キャラバン・署名活動等※	34	10,237
パネル展	31	3,301
北連協等が行う啓発事業	10	8,632
合計	129	45,808

※ キャラバン・署名活動等には、各県民会議の協力により実施した 7~8 月、2 月の懸垂幕掲出事業の回数が、それぞれ 1 回の実績として含まれています。

[審査内容] 事業支援については、特に 2 月の「北方領土返還運動全国強調月間」に、県民会議等の支援事業が集中することから、前年 12

月には、予め県民会議等から事業計画案を提出させ、事前に事業内容を詳細に把握した上で審査することにより、適正な額の支援に努めています。また、事業内容を詳細に把握することにより、事業に合った講師派遣、資料・資材の提供を行うなど特性に応じた適正な支援、また、必要以上の経費がかからないよう工夫しています。

(イ) 講師派遣

県民会議、北連協等が開催した県民大会、研修会・講演会等にロシア・北方領土問題等の研究者、実務家、また、元島民等を講師として派遣しました。

《講師派遣実績》

(単位：回)

平成20年度計画	平成20年度実績
45	48

(ウ) 推進委員の委嘱

地域における返還要求運動を効果的、効率的に実施するため、協会、県民会議、都道府県等の緊密な連携を図るためのパイプ役として、都道府県知事の推薦を得て47都道府県に推進委員を配置しています。

なお、推進委員に対しては、北対協から毎月の返還運動団体の行事予定、日露関係、最近のロシア情勢に関する資料を提供するとともに、推進委員全国会議において、活動事例を報告するなど情報提供を行っており、北対協と推進委員間の連携の強化及び情報の共有がなされ、地域における返還運動が効率的、効果的に推進されています。また、隣県の動きを把握することで連携や協調がとれた行動が図れ、最新の情報を提供することにより、最低限知っておいていただきたい運動を進めるためにあたって前提となる知識の共有を図っています。

平成 20 年度北方領土問題対策協会事業説明

事務局長 岩 崎 達 哉

ブロック別協議

議 題 ① ブロック連絡協議会実施事業の日程等について

- ・ 地域青少年育成事業
- ・ 教育指導者地域研修会
- ・ ブロック会議

② 啓発事業への派遣について

- ・ 青少年・教育指導者現地研修会（根室市）への派遣
- ・ 北方領土ゼミナール（根室市）への派遣
- ・ 平成 20 年度教育者会議設立希望県

③ 北方四島交流事業について

- ・ 県民会議検討会の報告
- ・ 北方四島交流事業への派遣

④ その他

全体協議

① ブロック別協議報告

② 質疑応答

〔都道府県民会議代表者全国会議〕

都道府県民会議代表者が一堂に会し、平成20年度上半期の事業報告と2月の北方領土返還運動全国強調月間事業及び今後の返還要求運動等について協議するため、都道府県民会議代表者全国会議を開催しました。

会議では、「教育者会議～現状の認識と今後の課題～」として、北対協特別顧問井上達夫より講和を行った後、北方四島交流事業参加者から訪問事業、受入事業それぞれの報告を、協会から平成20年度上半期の事業報告及び今後の取組み等についての事業説明を行いました。また、ブロック別に、県民会議との連携、県民会議検討会等についての協議が行われました。なお、次年度の都道府県民会議全国会議会長県として、山梨県（関東甲信越ブロック幹事県）が決定されました。

この会議により、北対協の今後の、特に2月の強調月間での事業遂行に当たっての方針を確認することができました。また、教育者会議及び四島交流事業の今後の課題について素直な意見交換が行われ、問題点を県民会議間で共有できたことは、事業を効果的に遂行する上で有益でありました。

〔開催月日〕	平成20年11月14日（金）
〔開催場所〕	宮崎観光ホテル（宮崎県宮崎市）
〔出席者〕	47都道府県民会議代表者等約90名
〔会議次第〕	開 会
	挨拶 北方領土問題対策協会 理事長 間 瀬 雅 晴 北方領土返還要求宮崎県民会議 会 長 城 吉 信
	来賓挨拶 宮崎県 知 事 東 国 原 英 夫
	政府説明 内閣府北方対策本部 参事官 山 本 茂 樹 外務省欧州局ロシア課 首席事務官 大 槻 耕 太 郎
	質疑応答
	講 和 北方領土問題対策協会 特別顧問 井 上 達 夫
	演 題 「教育者会議～現状の認識と今後の課題～」
	報 告 平成20年度北方四島交流事業

北方領土問題対策協会事業説明

北方領土問題対策協会

事務局長 岩 崎 達 哉

ブロック別協議

都道府県民会議と教育者会議との連携について

北方四島交流県民会議検討会について

全体協議

〔県民会議ブロック幹事県会議〕

都道府県民会議ブロック幹事県の代表者が一堂に会し、返還運動の課題と問題点及び次年度の返還運動等についての会議を以下のとおり開催しました。

この会議により、協会の事業計画等を各県ブロックの幹事である担当県民会議へ周知させることができると共に、各ブロック内県民会議の問題点を共有することができました。

《平成 20 年度第 2 回》（平成 20 年度幹事県）

〔開催月日〕 平成 20 年 11 月 6 日（木）

〔開催場所〕 北方領土問題対策協会 会議室

〔出席者〕 平成 20 年度ブロック幹事県担当者等 17 名

- 〔議 題〕
- ・各ブロックの状況報告について
 - ・平成 20 年度都道府県民会議代表者全国会議について
北方四島交流県民会議検討会の課題
県民会議と教育者会議との連携と課題
 - ・報告事項について
北方領土返還要求行進アピール行動及び北方領土返還要求該当啓発事業の参加案内
 - ・その他

《平成 21 年度第 1 回》（平成 21 年度幹事県）

〔開催月日〕 平成 21 年 3 月 25 日（水）

〔開催場所〕 北方領土問題対策協会 会議室

〔出席者〕 平成 21 年度ブロック幹事県担当者等 16 名

- 〔議 題〕
- ・平成 21 年度北方領土問題対策協会実施事業について
 - ・平成 21 年度ブロック連絡協議会実施事業について
 - ・報告事項について
平成 20 年度北方領土問題教育者会議全国会議

・その他

〔県民会議ブロック会議〕

各県民会議を6ブロックに分け、そのブロック内の協力・連携を強化するとともに、課題等を協議するための会議を内閣府、各県民会議、各県主管課、推進委員等の出席を得て、以下のとおり開催しました。

この会議により、ブロック内の各県民会議事業の周知、また、問題点を共有することが出来るなど県民会議間の連携が強化されました。

《北海道・東北ブロック》(主管・岩手県民会議)

〔事業名〕 平成20年度 北海道・東北ブロック連絡協議会

〔開催月日〕 平成20年8月7日(木)・8月8日(金)

〔開催場所〕 ベリーノホテル一関(一関市)

〔参加者〕 内閣府、各県民会議、各県主管課、推進委員、北対協等16名

〔会議内容〕 ・北方領土問題対策協会事業報告
・県民会議の重点事業等の説明

《関東・甲信越ブロック》(主管・栃木県民会議)

〔事業名〕 第26回関東甲信越ブロック北方領土関係者会議、第21回関東甲信越ブロック北方領土返還要求運動都・県民会議連絡協議会、第12回北方領土返還要求事務担当者ブロック会議

〔開催月日〕 平成20年5月30日(金)・5月31日(土)

〔開催場所〕 ホテルニュー塩原(那須塩原市)

〔参加者〕 内閣府、各県民会議、各県主管課、推進委員、北対協等32名

〔会議内容〕 報告事項

・北方領土に関する最近の動向について

内閣府北方対策本部

・北対協事業計画について

北方領土問題対策協会

・第22回関東甲信越青少年交流会について

北方領土返還要求運動千葉県民会議

協議事項

・期待される高次元の国家戦略と効果的な地域活動の在り方について(群馬県)

・四島交流事業参加者の地域啓発事業への参加、協力の状況について(群馬県)

- ・ 県民大会の効果的な実施方法について（長野県）
- ・ 次年度以降会議開催都県及び事業実施都県について
- ・ 教育指導者地域研修会の開催について（栃木県）

《東海・北陸ブロック》（主管・三重県民会議）

- [事業名] 第28回東海・北陸ブロック北方領土関係者会議
- [開催月日] 平成20年8月20日（水）
- [開催場所] 鈴鹿サーキットフラワーガーデンホテル（鈴鹿市）
- [参加者] 内閣府、各県民会議、各県主管課、推進委員、北対協等24名
- [会議内容]
 - ・ 政府説明（内閣府）
 - ・ 北方領土問題対策協会の活動報告
 - ・ 各県の活動報告及び今後の運動の進め方
 - ・ 北方領土問題教育者会議について

《近畿ブロック》（主管・大阪府民会議）

- [事業名] 平成20年度近畿ブロック北方領土返還要求運動連絡協議会総会
- [開催月日] 平成20年5月13日（火）
- [開催場所] 大阪キャッスルホテル（大阪市）
- [参加者] 内閣府、各県民会議、各県主管課、推進委員、北対協等23名
- [会議内容]
 - 平成19年度事業報告
 - 〃 決算報告
 - 平成20年度事業計画（案）
 - 〃 予算（案）
 - その他

《中国・四国ブロック》（主管・高知県民会議）

- [事業名] 平成20年度中国・四国ブロック北方領土返還要求事務担当者会議・教育指導者会議
- [開催月日] 平成20年10月25日（土）
- [開催場所] ホテルニューフロンティア（高松市）
- [参加者] 内閣府、各県民会議、各県主管課、教育関係者、推進委員、北対協等30名
- [会議内容]
 - ・ 政府報告 北方領土問題への取り組み～北方領土の返還実現に向けて～
 内閣府北方対策本部 白石新市
 - ・ 報告 全国の教育者会議における取り組み事例
 北方領土問題対策協会 鶴田賢一
 - ・ 事例発表 鳥取県北方領土教育者会議の取り組みについて

鳥取県北方領土教育者会議会長 進 木 富 夫

- ・各県報告
- ・協 議

《九州・沖縄ブロック》(主管・大分県民会議)

- [事業名] 平成20年度北方領土返還要求九州・沖縄ブロック会議
- [開催月日] 平成20年8月7日(木)
- [開催場所] 大分全日空ホテル(大分市)
- [参加者] 内閣府、各県民会議、各県主管課、推進委員、北対協等37名
- [会議内容] ・講 話 内閣府北方対策本部
調査官 白石新市
・各県民会議からの活動状況報告等

【北連協代表者会議】

北対協は以上の県民会議関係の会議のほか、返還運動を推進する民間団体により構成される北連協の幹事団体により、事業計画、事業の総括・見直し、課題等を協議する「北連協幹事会」にも参加し、返還運動を推進するため連携の強化を図りました。

《開催状況》

	開催月日	開催場所	協 議 内 容
1	H20.3.27	北対協 会議室	・19年度活動報告 ・20年度活動概要 ・その他
2	H20.6.19	総評会館	[幹事会] ・平成20年度総会開催に関して ・その他
3	H20.7.10	総評会館	[幹事会] ・平成20年度北連協総会開催に関して ・その他
4	H20.7.16	日本青年館	[総 会] ・平成19年度報告 ・平成20年度運動方針 ・総会アピール ・記念講演
5	H21.3.30	北対協 会議室	[懇談会] ・平成20年度活動報告 ・平成21年度活動概要 ・その他

(オ) 広報啓発活動

広く国民に北方領土問題及び返還要求運動について、理解と認識を深めてもらうため以下の広報啓発活動を実施しました。

(i) 標語募集（一般公募）

- ・募集方法 協会ホームページ、公募専門誌、関係団体広報誌、根室での研修会等で事業参加者紹介等
- ・募集期間 平成20年4月1日～9月30日
- ・応募方法 官製はがき、インターネットによる応募
- ・応募件数 2,952件（ハガキ2,050件、インターネット902件）
- ・入賞 最優秀賞1点 優秀賞4点 佳作3点（資料参照）

《最優秀賞受賞作品》

四島（しま）返還 あなたの声こそ 力です
佐々木 みほ さん（京都府在住）

(ii) 啓発広告塔の維持管理

全国主要都市14か所に設置されている啓発広告塔の維持管理を行いました。なお、うち3か所の啓発広告塔については、老朽化のため、年度中に解体を行い、年度末時点で11か所に設置されています。（資料参照）

(iii) ポスターカレンダーの作成

- ・内 容 平成21年版北方領土返還要求啓発用ポスターカレンダー
- ・サ イ ズ B2判
- ・部 数 9,400部
- ・配 布 先 都道府県民会議、北連協加盟団体、関係機関等

(iv) 啓発懸垂幕の掲出

[7月及び8月強調月間掲出（北海道洞爺湖サミットに合わせて7月から掲出）]

- ・期 間 平成20年7月1日～8月31日
- ・掲出場所 中央合同庁舎第4号館
- ・内 容 北方の領土かえる日 平和の日

[2月強調月間掲出]

- ・期 間 平成21年2月1日～2月28日
- ・掲出場所 中央合同庁舎第4号館
- ・内 容 今月は 北方領土返還運動 全国強調月間です

平成20年度北方領土に関する標語入選作品

独立行政法人北方領土問題対策協会
(平成20年10月31日決定)

最優秀賞

四島(しま)返還 あなたの声こそ 力です
佐々木 みほ

京都府 京都市

優秀賞

一億の 声を一つに 四島(しま)返還
平松 泰輔

北海道 札幌市

四島(しま)返還 世論の力で 後押しで
松本 一美

東京都 三鷹市

島四つ 心はひとつ 還るまで
樋口 功

大阪府 吹田市

平和への 友好築く 四島(しま)返還
友久 健

神奈川県 鎌倉市

佳作

国挙げて 声高らかに 四島(しま)返還
小林 秀夫

三重県 桑名市

信念と 誠意をもって 四島(しま)返還
内橋 弘文

兵庫県 西脇市

広げよう 四島(シマ)取り戻す 熱意の輪
武田 清貴

山梨県 甲府市

(応募総数2,952点)

北方領土に関する最優秀入選標語一覧

年度	標語
昭和44年度	北方領土 復帰へ示せ 意気と熱意
45年度	北方の 領土還る日 平和の日
46年度	きみ・ぼくの 熱意でもどそう 北方領土
47年度	北方領土 復帰へもやせ 世論の火
48年度	友好の 握手で戻せ 北方領土
49年度	一億の 叫びたかめよ 北方領土
50年度	意気、根気、熱意で戻そう 北方領土
51年度	火と燃える 世論が還す 北方領土
52年度	父祖が拓いた北方領土かえれかえせ島と海
53年度	きみ・ぼくの 叫びが返す 北方領土
54年度	ねばり抜く 熱意で戻せ 北方領土
55年度	高めよう “四島を返せ” の 大合唱
56年度	北方の 領土にともせ 日本の灯
57年度	北方領土 根強い外交 支える世論
58年度	お茶の間の 会話の中にも 四島(しま) 返れ
59年度	北の四島 語り継ぎます 返るまで
60年度	我が家から ひろげる対話 北方領土
61年度	返るまで 消すな領土に 世論の灯
62年度	考えよう 知ろう語ろう 北方領土
63年度	島四つ 一緒に還る 平和の日
平成元年度	四島還り 日ソ友好 新時代
2年度	友好の 扉を開く 四島復帰
3年度	友好の 確かな証(あかし) 四島(しま) 返還
4年度	友好の 未来を築く 四島(しま) 返還
5年度	信頼と 平和を築く 四島返還
6年度	半世紀 新たな決意で 四島(しま) 還れ
7年度	たゆみなき 決意の世論で 四島返還
8年度	世論の輪 広げてつなげて 四島返還
9年度	四島(しま) 還り 広がる交流 深まる友好
10年度	四島(しま) 返還 平和な未来へ 橋渡し
11年度	新世紀 ひらく鍵です 四島(しま) 返還
12年度	新世紀 日口の英知で 四島(しま)返還
13年度	断固たる 決意と熱意で 四島(しま) 返還
14年度	語り継ごう たゆまぬ努力で 四島(しま) 返還
15年度	粘り抜く 熱意と対話で 四島(しま) 返還
16年度	取り戻せ 歴史も語る 北の四島(しま)
17年度	世代越え 心に願うは 四島(しま)返還
18年度	四島(しま) 還れ! 日本の声です 叫びです
19年度	択捉と国後・色丹・歯舞は 日本の領土(とち)です 誇りです
20年度	四島(しま) 返還 あなたの声こそ 力です

全国主要都市設置広告塔一覧

No.	県名	都市名	設置場所
1	北海道	千歳市	美々 千歳空港内
2		札幌市	中央区中島公園内(スポーツセンター前)
3		函館市	松風町17番(グリーンベルト内)
4	宮城県	名取市	仙台空港内
5	東京都	中央区	中央区八重洲1-9(グリーンベルト内)
6		立川市	立川市曙町2-8(グリーンベルト内)
7	山梨県	甲府市	大田町29(遊亀公園)
8	三重県	伊勢市	宇治浦田町(公園広場)
9	広島県	広島市	中区基町2(歩道上)
10	福岡県	福岡市	中央区天神5丁目(須崎公園)
11	佐賀県	佐賀市	水ヶ江1-20-20(緑地)

(カ) 啓発施設の充実

北方領土の視察に訪れる者に北方領土問題に対する一層の理解と認識を深めてもらうため、道東地域に啓発施設として北方館、別海北方展望塔、羅臼国後展望塔の3施設を保有し、「北方領土を目で見る運動」を推進しています。なお、別海北方展望塔は別海町に、羅臼国後展望塔は羅臼町にそれぞれ管理・運営を委託しています。

また、施設の充実を図るため、施設に意見箱を設置し、来館者から施設・展示物等への感想、要望等のアンケートを収集し、集約を行いました。

来館者からは、以下のようなアンケート結果が集約されており、国民のための北方領土問題の啓発施設として、有効に利用されています。

〔北方館〕

〔所在地〕 根室市

〔内容〕 施設の充実に向け検討を行った。

〔アンケート内容〕
(来館の感想) {

・大変有意義	61.6%
・有意義	34.3%
・有意義でなかった	1.0%
・特になし	3.0%

(有効回答数 99 件)

(要望事項等) {

- ・普段あまり北方領土問題について意識して考えることはなかったが、改めて考えさせられた。
- ・学ぶことが必要と感じ、大変有意義な施設で素晴らしかった。
- ・ビデオの内容は大変わかりやすかったが、映像が見づらい面があった。

〔別海北方展望塔〕

〔所在地〕 別海町

〔内容〕 施設の検討に向け検討を行った。

〔アンケート内容〕
(来館の感想) {

・大変有意義	55.5%
・有意義	44.4%
・有意義でなかった	—
・特になし	—

(有効回答数 18 件)

(要望事項等) {

- ・北方領土の1日も早い返還を望む。
- ・双眼鏡で見ても北方領土がどこかわからないため、図示して欲しい。

〔羅臼国後展望塔〕

〔所在地〕 羅臼町
〔内容〕 施設の充実に向け検討を行った。

〔アンケート内容〕
(来館の感想) {

・大変有意義	47.2%
・有意義	47.2%
・有意義でなかった	—
・特になし	5.5%

(有効回答数 72 件)

(要望事項等)

- ・ビデオが北方領土問題を理解する上で、とても良い内容だった。
- ・子供たちに北方四島の歴史と現状を教えるべきと感じた。
- ・施設を訪問して、北方四島を身近なものに感じ、私たちの国土なのだと感じることができた。
- ・看板等を設置し、もっとこの施設の場所を知らせてほしいと思う。
- ・トイレがきれいで、大変気持ちよく利用することができた。

イ 青少年や教育関係者に対する啓発

(ア) 現地研修会の開催

全国の青少年、教育関係者等を返還要求運動原点の地・根室市に招集し、北方領土問題に関する研修を通じて、本問題への理解と関心を深めてもらうとともに、学校教育現場における北方領土教育の一層の充実を図ることを目的として、以下の事業を開催しました。

なお、前年度(平成19年度)の本研修参加者を対象としたアンケート結果等を踏まえ、平成20年度においては、研修会の内容を下記のとおり改善することとしました。また、次年度以降の改善等に資するために、平成20年度においてもアンケートの取りまとめを行いました。

〔改善点〕

○ 青少年・教育指導者現地研修会関係

- ・ 当協会の「北方領土教育実践推進指定校」に認定した学校から、研究実践成果の発表と波及を図る機会を設けたいとの要望を受けていたことから、当該校の担当教諭を招き、指定校の成果や活動状況

- の報告会を行い、参加者の実践活動の参考として貰った。
- ・ 授業構成案づくりの時間を増やして欲しいとの意見が前年度参加者から多くあがったことから、本年は実施時間を延ばし、特に、作成した構成案の班別報告、質疑応答を充実させた。
- 北方領土ゼミナール関係
- ・ 北方四島の状況、現地のロシア人の意見を知りたいという要望が多いことから、北方領土問題学生研究会のメンバーが訪問事業に参加した際に作成した映像作品を放映するとともに、作成したメンバーが収録時の状況などを発表する機会を設けた。

〔北方領土問題青少年・教育指導者現地研修会〕

〔開催月日〕 平成 20 年 8 月 12 日 (火) ～13 日 (水)

〔開催場所〕 根室市立啓雲中学校、
北海道立北方四島交流センター (ニ・ホ・ロ)

〔参加者〕 全国の教育指導者等 85 名、中高生 56 名

〔事業内容〕

○北方領土問題教育指導者現地研修会プログラム

(1 日目)

- 講 話 「根室支庁管内における北方領土教育の取組みについて」
横 澤 英 三 北海道北方領土教育者会議事務局長
(根室市立海星中学校教頭)
- 「京都府の北方領土教育実践推進指定校の取組みについて」
松 原 久 京都府立園部高等学校教諭

元島民の体験談

鈴 木 咲 子 (択捉島出身)

弁論発表 地元中高生

報 告 「色丹島を訪問して」

関 口 祐太郎 根室市立北斗小学校教諭

北方領土視察 (納沙布岬／北方館・望郷の家)

(2 日目)

北方領土模擬授業の参観 (3 グループ)

(担当教諭) 第 1 グループ 根室市立海星中学校

教 諭 平 田 直 之

第 2 グループ 伊豆の国市立大仁中学校

教 諭 安 田 健 一

第 3 グループ 甲府市教育委員会

指導主事 寺 田 是
授業構成案づくりについてのオリエンテーション
内 藤 稔 熊本県北方領土問題教育者会議代表
(元熊本市立藤園中学校校長)
井 手 正 昭 熊本市立力合小学校教頭
授業構成案づくり
① ワークショップ
② 全体発表

【アンケート結果】

(本研修会への参加結果について)

- ・大変有意義だった 68.4%
- ・有意義だった 23.3%
- ・有意義でない —
- ・どちらとも言えない —
- ・その他(無回答) 8.3%

(意見等)

- ・研修内容がそれぞれ充実しており、非常に有意義だった。
- ・元島民や地元の方との懇談の機会を多く設けて欲しい。
- ・客観性の観点、教育の立場から、ロシア側の主張についても詳しく知りたい。

○北方領土問題青少年現地研修会プログラム

(1日目)

地元中高生との交流

レクリエーション

北方領土基礎講座

北海道根室高等学校

北方領土根室研究同好会

元島民の体験談

鈴木 咲子(択捉島出身)

弁論発表 地元中高生

報 告 「色丹島を訪問して」

根室市立北斗小学校

教 諭 関 口 祐太郎

北方領土視察(納沙布岬/北方館・望郷の家)

(2日目)

北方領土模擬授業の受講(3グループ)

(担当教諭) 第1グループ 根室市立海星中学校

教諭 平田直之
第2グループ 伊豆の国市立大仁中学校
教諭 安田健一
第3グループ 甲府市教育委員会
指導主事 寺田 是

北方領土壁新聞づくり
ネイチャーセンター見学

【アンケート結果】

(本研修会への参加結果について)

- ・大変有意義だった 47.4%
- ・有意義だった 47.4%
- ・有意義でない —
- ・どちらとも言えない 1.7%
- ・その他(無回答) 3.5%

(意見等)

- ・北方領土問題についてよく学ぶことができた。
- ・全国の様々な場所の人と仲良くなることができ、貴重な体験だった。
- ・北方領土問題の解決のために、自分ができることを行いたい。

〔北方領土ゼミナール〕

[開催月日] 平成20年9月3日(水)～4日(木)

[開催場所] 根室市歯舞総合コミュニティーセンター「あさひ」
北海道立北方四島交流センター(ニ・ホ・ロ)

[参加者] 全国の大学生等54名

[事業内容]

(1日目)

主催者挨拶 独立行政法人北方領土問題対策協会

特別顧問 井上 達夫

来賓挨拶 根室市長 長谷川 俊輔

北方領土ゼミ(講義Ⅰ)

講師 拓殖大学海外事情研究所客員教授

佐瀬 昌盛

北方領土ゼミ(講義Ⅱ)

講師 元ポーランド、元ベルギー大使

兵藤 長雄

レポート作成

元島民の体験談

歯舞群島・多楽島出身 河田 弘登志

北方領土ゼミ（討議）

助言者 拓殖大学海外事情研究所客員教授

佐 瀬 昌 盛

// 元ポーランド、元ベルギー大使

兵 藤 長 雄

北方領土視察（納沙布岬／北方館・望郷の家）

グループ別研修（5班）

（2日目）

グループ別協議（5班）

全体発表

助言及び講評

【アンケート結果】

・大変有意義だった	65.3%
・有意義だった	32.7%
・有意義でない	—
・どちらとも言えない	—
・その他（無回答）	2.0%

（意見等）

- ・今回参加した経験を伝えることの重要性を感じた。
- ・返還運動関係団体の行う事業、活動状況の詳細について知りたい。

〔報告書の作成〕

根室市で開催した青少年及び教育指導者を対象とした現地研修会の参加者から提出された以下の報告書を取りまとめ、適切に活用するとともに、次年度の本事業のプログラム策定に当たっての参考資料として有効利用しています。

- ・第17回教育指導者現地研修会報告書
（教育指導者現地研修会に参加した先生方が作成した授業構成案を研修会終了後、参加教諭に送付し、授業実践する際に活用してもらいました。）
- ・第12回青少年現地研修会「北方領土壁新聞集」
（青少年現地研修会に参加した中高生が作成した壁新聞を中高生を派遣した県民会議で実施したブロック青少年育成事業等で展示することにより、研修会に参加していない在校生や他校の生徒に対して北方領土問題の啓発を図りました。）
- ・第8回北方領土ゼミナール報告書集
（北方領土ゼミナールに参加した学生が作成した報告書を県民会議が実施

する事業において配付し、ゼミナールに参加していない学生等にもその経験を伝えることができました。）

(イ) 北方領土問題学生研究会

平成18年度に新設した研究会であり、これまでに北対協が実施した「北方領土ゼミナール」又は四島交流事業である「後継者の船」参加の大学生（大学院生を含む。）を対象とし、事後活動として北方領土問題に関する学習・研究をさらに進めるとともに同世代に対しての各種の啓発活動を企画・実践し、返還要求運動の活性化、一層の推進に資することを目的として開催しました。平成20年度における構成メンバーは16名でした。

なお、全体会議の開催は年2回を原則としていますが、平成20年度においては、テーマごとに2つの班（北方領土検定班、ビザなし交流班）に分かれ、班ごとに必要に応じて個別に会議を開催しました。

(第1回)

[開催月日] 平成20年7月18日（金）～19日（土）

[開催場所] 日本青年館

[参加者] 学生研究会メンバー16名

[事業内容]

(1日目)

開講式

(1) 自己紹介

(2) オリエンテーション

教養講座「北方領土、どういう問題なのか」

講師 日本財団特別顧問(元駐イスラエル大使) 茂田 宏

会議

「平成20年度学生研究会で何を行うかについて」

「平成20年度学生研究会の活動をどう行うかについて」

(2日目)

会議

「平成20年度学生研究会の活動をどう行うかについて」

全体協議(まとめ)

(第2回)

[開催月日] 平成21年3月24日（火）

[開催場所] 北方領土問題対策協会東京事務局

[参加者] 学生研究会メンバー16名

[事業内容]

挨拶 北方領土問題対策協会理事長 間瀬雅晴
会議

(1) 活動報告

- ① 北方領土・資格検定試験制度（仮称）構築に向けての取組みと成果及び次年度に向けて
- ② ビザなし交流事業における交流、対話集会（訪問、受入）における取組みと成果及び次年度に向けて
- ③ 取組みと成果（ビデオ映像の実写）及び次年度に向けて

(2) 意見交換

～活動成果を次ぎにどうつなげて行くか

(班別の取組み概要及び状況)

[北方領土問題検定班]

北方領土問題に関する検定試験制度の実施や問題集の作成に向けた活動を行いました。

- ・ 平成18年度より蓄積してきた約620問の問題集を精査・分類し、重複問題等を除外した上で、冊子としての構成を検討し、300題からなる「北方領土問題 資格検定制度（仮称）問題集」を作成しました。
- ・ 同問題集から問題を抽出した試行試験問題を作成し、愛知県民のつどい、日本青年団協議会（北方領土パネル展を開催）の研究集会で試行試験を実施しました。
- ・ 試験実施後には、回答結果を集計し、各問題の妥当性や難易度を分析した他、併せて実施したアンケート調査の結果を踏まえ、今後の活動方針や問題集の活用方法の取りまとめを行いました。

[ビザなし交流レベルアップ班]

ビザなし交流のレベルアップに向けて様々な活動を行いました。

- ・ 四島交流「後継者の船」事業に参加し、「行政関係者及び一般住民との意見交換」「食文化及びスポーツ交流」等プログラム全体について企画・運営を行い、次年度に繋げるための報告書を作成しました。
- ・ 記録映像については、昨年度の構成を更に充実させ、四島在住ロシア人のインタビューや、島の風景（生活の様子）などを多めに取り入れることで、交流事業の事前研修会での活用を目的とした映像作品を作成したほか、学園祭や署名コーナーなど広く一般の無関心層へ見せることを目的とした短編作品を作成しました。

開催日	グループ名	活動内容
H20. 8. 14	ビザなし交流班	・「後継者の船」の交流内容の企画立案、対話集会のテーマ決定等について
H20. 9. 3～4	北方領土問題検定班	・「試行試験の現地」（北方領土ゼミナール）
H20. 9. 27～28	北方領土問題検定班	・問題集の精査等、検討
H20. 10. 25	北方領土問題検定班	・問題集の区分整理
H21. 1. 28	北方領土問題検定班	・出題問題集の体裁等について
H21. 2. 9	ビザなし交流班	・「後継者の船」の記録映像作成の進捗状況の確認、コンセプト等の意見調整、編集作業等
H21. 2. 26	北方領土問題検定班	・「理解度調査試行試験実施」（愛知県民大会）
H21. 3. 6	北方領土問題検定班	・「理解度調査試行試験実施」（北方領土パネル展会場）
H21. 3. 11	北方領土問題検定班	・試行試験の分析、検討

(ウ) 北方少年交流事業の実施

本交流事業は、昭和46年から毎年実施しており、北方領土元居住者の三世（北方少年）等を夏休み期間中に東京近郊に招き、内閣総理大臣等への訪問並びに関東・甲信越ブロック内の同世代の青少年との交流を通じて、北方領土問題の解決の促進に資することを目的として実施しています。平成20年度においては、次のとおり実施しました。

- [実施月日] 平成20年7月23日（水）～7月28日（月）
- [実施場所] 東京都
- [参加者] 北方領土元居住者3世等8名（引率者1名含む）
- [事業内容] 福田康夫内閣総理大臣、岸田文雄内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）、木村仁外務副大臣に対し、北方領土問題の早期解決を訴えるとともに、銭谷眞美文部科学事務次官に対しては、学校教育の場での北方領土教育の充実を訴えました。

(エ) 北方領土問題教育者会議

北方領土返還要求運動は、北方領土の一日も早い解決を希求し、解決に向けて粘り強い取り組みが必要との観点から、青少年への啓発、返還要求運動の後継者の育成が運動の重点課題となっています。これらを踏まえ、学校教育現場における関係者の果たす役割が今後ますます重要になってくるとの認識のもと、北方領土教育の充実・強化を図るため、平成15年から北方領土問題教育者会議を設置することとしました。

設置の基本方針としては、

- ① 県民会議のイニシアチブで推進
- ② 教育の特殊性を考慮
- ③ 画一主義は取らず各県の実情を踏まえて取り組む

としました。

これら教育者会議の設置に当たっては、各県教育委員会の理解と協力を得ることが、最大の課題となっており、ボランティア的組織による調整には、限界があるなどの課題があります。その課題を解消するための方策の検討や各県の事例等をもとにした意見交換、教材等の成果物の共有を目的として平成18年から教育者会議設置県の代表者による「北方領土問題教育者会議全国会議」を例年3月上旬に開催しています。平成21年も3月14日(土)に設置県及び未設置県の代表者を東京に招集し、開催したところであります。具体的な内容は73ページに記載してあります。

なお、平成20年度新たに2府県(三重県、大阪府)で設立され、33都道府県において教育者会議が設置されました。

教育者会議の主な活動内容及び平成19年度から実施している2つの特別事業の平成20年度における実績については、66～72ページのとおりです。

平成20年度 北方領土問題教育者会議に関する活動実績及び今後の活動方針等一覧

都道府県	今年度の活動実績	今後の活動方針及び予定	その他
北海道	1 教育実践の情報交流 2 「小学生学習資料」の改訂意見集約 3 「北方領土教育研究セミナー」の共催 4 会報の発行(年4回) 5 四島交流訪問事業への団員推薦(3名) 6 全国(関係事業)への講師派遣	次年度役員の検討	
青森県	1 会員所属校でのパネル展示 2 生徒対象のアンケート作成	北方領土教育の現状把握及び実践に関する情報収集 1 生徒対象のアンケートの実施 2 会員相互の情報交換の実施	
秋田県	平成20年度秋田県北方領土研究教育者会議 平成21年3月下旬開催 教育指導者研修及び全国会議の報告、ブロック事業(22年度)の対応他	1 都市単位における北方領土研究講演会並びに教育者会議の開催 2 「平成22年度青少年の集い」(ブロック当番)における取組み 3 県教委及び市町村教育委員会と校長会への周知	
山形県	北方領土問題に関する教育教材研究資料集の作成	1 北方領土問題に係る教育状況についてのアンケート実施 2 北方領土問題に係る教材等の研究等	
東京都	1 新規加入教諭1名(計16名) 2 19年度に引き継ぎ、指導案検討 3 関東甲信越青少年交流会に参加(7月) 4 青少年・教育指導者現地研修会参加(8月) 5 教育者会議(授業レポート他;8月) 6 教育者会議(指導案検討他;8月) 7 北方領土パネル展(鶴川中;2月) 8 北方領土問題学習会(佃中;3月) 9 教育者会議(3月予定)	1 新学習指導要領の趣旨・内容に沿った学習事例の開発 2 公的分野の「世界平和の実現」に関して、領土、国家主権、主権の相互尊重等の事例を開発	
新潟県	第1回研究会(7月) ・平成20年度事業の協議 ・北方領土学習教材研究 第2回研究会(3月) ・社会科学習指導案研究 ・歴史研究	1 会員が実践できる学習指導案の作成 2 四島の写真の共有(CD化し教材使用) 3 県民会議事業への積極的参加(大会での報告、青少年交流事業への引率・参加、四島交流訪問事業への推薦)	
長野県	第1回会議(6月) ・平成20年度スケジュール ・平成20年度各種行事への参加者の推薦 第2回会議(8月) ・平成20年度事業の各種事業実施状況 ・小学校、中学校北方領土学習指導案 第3回会議(10月)、第4回(1月)、第5回(2月) ・小学校、中学校北方領土学習指導案	1 北方領土学習指導案の作成 2 教職員向けの研修会の開催	
富山県	1 第11回教育者会議(7月) 2 第12回教育者会議(1月) 3 東海・北陸ブロック教育者会議への派遣 4 作文コンクールの実施 5 各社教科書における北方領土に関する記述内容の研究 6 北方領土問題啓発DVD作成への協力 7 四島交流事業及び現地研修会への参加 8 北方領土教育実践指定校への協力	1 北方領土教育に関する実践授業 → 教育用DVDの作成、新学習指導要領の先取り授業の研究(平成21年度) 2 北方四島や他県との教育交流 → 例年通り 3 北方領土問題の普及啓発 → ホームページの充実、作文コンクールの実施、教育実践指定校への協力	学校の年度計画は、12月頃から立案するので、4月決定では遅すぎるので、11月の県民会議代表者会議で、次年度の予定を示してもらいたい。

都道府県	今年度の活動実績	今後の活動方針及び予定	その他
石川県	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育関係者・青少年訪問事業への派遣 2 教育指導者現地研修会への派遣 3 東海・北陸ブロック教育者会議への派遣 4 「北方領土を考える東海・北陸中学生のつどい」への派遣 5 教育者会議勉強会の開催(2月) 6 教育者全国会議への派遣 7 関係資料の収集、整理 	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育者会議としての学習指導案の作成と定期的な公開授業の実践 2 四島交流訪問事業への積極的な参加 	
岐阜県	<ol style="list-style-type: none"> 1 岐阜県教育者会議・国士学習推進委員会と連携し、研修会、会議等における事業紹介及び啓発活動を実施 2 (独)北方領土問題対策協会等の関連事業に参加 	<ol style="list-style-type: none"> 1 岐阜県教育者会議・国士学習推進委員会と連携を図り、研修会、会議等における事業紹介及び啓発活動を実施 2 (独)北方領土問題対策協会等の関連事業に参加 	
静岡県	<ol style="list-style-type: none"> 1 北方領土返還要求県民大会への参加 2 下田の集いへの参加 3 教育者会議の開催(2月) <ul style="list-style-type: none"> ・ 北方領土返還運動の動き ・ 北方四島交流訪問事業の報告 ・ 最近の学校における動向について ・ モデル授業の実施について ・ 東海・北陸ブロックについて 	<ol style="list-style-type: none"> 1 東海・北陸ブロック事業でのモデル授業の開催 2 一般教員の理解者を増やす 3 学校における活動の事例発表 4 教育者会議の開催(8月) 5 県民大会及び下田の集いへの参加 	<ol style="list-style-type: none"> 1 現地研修や四島訪問後、授業に活かしているという報告を毎年聞く。実際に見ることで、先生方の意識が変わり、子供達にどう伝えるか、模索しながら授業をしている。子供達に解決策を聞くと「仲良く話し合いで返還にもっていきたい」と答える。 2 実際に四島へ行くと交流と返還は違うと感じる。 3 教育者の四島訪問は、かなりの効果があると思われる。また、社会科教諭として、是非行って見たいという声が多く聞かれる。(なかなか行けないという認識がある) 4 麻生総理のロシア訪問等、報道が多いと関心も強くなると感じる。
愛知県	<ol style="list-style-type: none"> 1 会議開催(年3回) 2 学習資料、ビデオを活用した授業を県内6校で実施するとともに、授業に関するアンケート調査を実施した。 3 東海・北陸ブロック教育者会議への派遣 4 教育関係者事業参加者の報告 	<ol style="list-style-type: none"> 1 平成20年度の活動を継続実施 2 北方領土教育資料の配備 	
三重県	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育者会議設立に向けて、県民会議、県教育委員会、県校長会などによる打合せ等(委員依頼、規約原案等の作成)(4月～6月) 2 教育者会議設立会議(6月) 経過報告、規約、今後の活動等を協議 3 東海・北陸ブロック教育者会議及び北方領土を考える中学生の集いの開催準備(7月～8月) 4 北方領土問題青少年・教育指導者現地研修会への派遣 5 上記事業の開催(8月) 	会議を2月～3月に開催する予定だったが、全国会議を受けて、日程を決定することとした。	
滋賀県	<ol style="list-style-type: none"> 1 近畿ブロック少年少女北方領土研修及び北方領土問題教育者研修会への参加(7月末～) 2 県民会議主催の「私たちと北方領土」作文コンクールへの協力(応募総数446編、参加中学21校) 	20年度の事業を継続実施	

都道府県	今年度の活動実績	今後の活動方針及び予定	その他
京都府	<p>1 第3回「北方領土と私たち」作文コンクール(応募数 1938点(18年 404点、19年 895点))</p> <p>2 「京都の北方領土教育」発刊予定(教育者会議及び各学校での取組み収録)</p> <p>3 北方領土教育実践推進校の取組みの継続(京都府立園部高校、京都市立八条中学校)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業公開と研究協議会(2月;園部高校) <p>4 北対協事業・研修への参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北方四島交流青少年・教育関係者訪問事業(8月) ・近畿ブロック研修会(7月末~8月初) ・北方領土問題青少年・教育指導者現地研修会(8月) ・北方四島交流事業都道府県民会議主体の船(8月) 	<p>1 次年度の重点課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北方領土教育実践推進校の実践内容の深化と成果の波及 ・「北方領土と私たち」作文コンクールの継続と充実 ・モデル指導計画、指導資料づくり ・情報発信の強化 <p>2 取組み日程</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員会(4月) ・「北方領土と私たち」作文コンクールの募集開始(7月) ・京都府教育者会議夏季研修会(北方領土教育実践推進校の取組みと交流) ・北方領土返還要求都府民大会、「北方領土と私たち」作文コンクールの表彰式(2月) 	<p>1 教育者会議の取組みをすすめるために、全国的なレベルで、次の取組みを行うことを提案したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モデルとなる指導計画や指導資料づくりに着手すること。そのために根室の現地研修会のあり方を検討すること。 <p>・生徒を対象とした全国的な取組みを始めること。例えば、「作文コンクール」、「北方領土標語コンクールの中・高版」など。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北方領土教育実践推進校を内閣府または北対協の直接指定とすること。(現在は、各都道府県民会議による指定となっている。) <p>2 北対協から教育者会議や府県民会議に対して行われた支援対策の継続をお願いしたい。(各府県民会議の独自事業に対する支援)</p> <p>3 教育者会議の各ブロック単位での連絡会議の開催を提案したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各ブロックの「少年少女北方領土研修会」(青少年育成事業)や「教育指導者研修会」の内容充実の検討
兵庫県	<p>第1回会議(6月) 平成20年度活動方針等</p> <p>第2回会議(9月) 北方領土青少年・教育指導者現地研修会、北方四島交流教育関係者、青少年訪問事業の概要報告等</p> <p>第3回会議(2月) ロシア人留学生による講演、近畿ブロック事業(少年・少女北方領土研修、北方領土問題教育指導者研修会)等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育指導者近畿ブロック研修会、北方四島交流教育関係者訪問及び教育指導者現地研修会への派遣 	<p>研修会を数回開催し、活動テーマを決め、そのテーマについて検討を行うとともに、情報交換を図る。</p>	
奈良県	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度総会 ・北方領土問題青少年・教育指導者現地研修会近畿ブロック研修会への派遣 	<ul style="list-style-type: none"> ・21年度2回程度の会議、研修を計画 ・平成21年度総会(8月頃) 前年度の活動総括、新年度の方針、記念講演等 ・授業研究、実践報告(12月頃) 県内中学校教諭による授業公開または実践は発表。北方四島教育関係者訪問事業参加者の報告 ・奈良県民会議、北方領土問題研究会に参加等を予定 	
和歌山県	<p>1 役員会(5月)</p> <p>2 総会並びに記念講演会(5月)</p> <p>3 研修会(2月) 研究授業、研究協議、平成20年度北方四島訪問事業</p>	<p>20年度の事業を継続実施</p>	

都道府県	今年度の活動実績	今後の活動方針及び予定	その他
鳥取県	<ol style="list-style-type: none"> 1 北方領土問題研究授業(11月) 西伯郡中学校教育振興会研究大会で社会科(選択)をテーマ(指導:松原教諭) 2 教育者会議通信紙の発行(11月) 北方領土問題研究授業及び意見交換会の報告 3 平成20年度総会(2月) <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度事業報告及び収支決算 ・平成21年度事業計画及び収支予算 	<ol style="list-style-type: none"> 1 県東部地区での研究授業を実施し、この授業で作成された教材等を会員の間で共有し、活用する。 2 県中社研組織とタイアップし、会員以外の教員に関心を持ってもらうために、元島民の話聞く機会と四島交流訪問事業に参加した教員の報告の場を設ける。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 教職員が参加する四島交流事業、現地研修会・ブロック会議及び全国会議等、北対協が主催する事業におけるの参加要請が遅すぎる。県民会議→市町村教育委員会→各中学校→教員へ周知するには、時間が足りない。 2 四島交流訪問事業には、各県1名の参加枠を設ける。
島根県	<ol style="list-style-type: none"> 1 竹島に関する副教材の作成 2 役員会、総会(現地研修会報告) 	<ol style="list-style-type: none"> 1 領土問題の調査研究と島根県における竹島、北方領土への寄与 2 各種研修会への参加による活動の充実 3 「竹島副教材」の配布(4月)と活用開始及び授業研究 4 総会(9月) 	
山口県		事務局と協議、検討していく予定である。	
徳島県	<ol style="list-style-type: none"> 1 総会(5月) 活動方針等 2 研修(9月) 北方四島訪問事業参加者の報告 	県民会議(教育者会議)のメンバーが中心となり、啓発活動を高めていきたい。	全国会議を根室で開催することも考慮願いたい。数年前の根室研修は、徳島では考えられない関心の高さを感じた。
香川県	<ol style="list-style-type: none"> 第1回会議(6月) 青少年・教育指導者研修会参加者について 第2回(10月) 上記研修会の報告等 第3回(2月) <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度事業報告 ・平成21年度事業計画及び予算 	教育者会議のホームページ作成	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育指導者が北方領土問題に対して、積極的になるような施策を文部科学省に望む。 2 北対協等の教育指導者向け研修会の参加依頼を文部科学省から県教育委員会に送って欲しい。
福岡県	<ol style="list-style-type: none"> 1 役員会(4・5・6月) ・総会(7月) 2 北方四島交流訪問事業(8月)、九州・沖縄ブロック青少年研修会(8月)、教育指導者現地研修会(8月)、九州・沖縄ブロック教育者地域研修会(9月)への派遣 3 第1回「北方領土を考えよう」中学生作文コンクール入賞作文集発行・配布(県内460校;9月) 4 第2回「北方領土を考えよう」中学生作文・弁論コンクール(1月;167点・前年比+42点+5校) 5 北方領土教育実践推進指定校事業の実施 <ol style="list-style-type: none"> ① 直方第一中学校 文化祭でのパネル展、生徒意見交換、社会科の特設授業、生徒会の取組み、作文コンクールへの応募 ② 鞍手南中学校 1年 感想文集の作成 2年 作文応募 3年 文化祭での創作劇 6 福岡県民集会での活動報告(2月;北方四島交流事業、教育者会議活動) 	<ol style="list-style-type: none"> 1 中学生の活動意欲の向上のための青少年現地研修会への参加 2 九州・沖縄ブロックでの連携と組織づくりのための準備 3 第3回作文・弁論コンクールの実施(九州大会開催の方向で) 4 社会科部会での指導案の再検討と新学習指導要領への対応 	<ol style="list-style-type: none"> 1 活動費の増額 2 全国会議の日程の検討(3年入学試験、卒業式前は多忙である) 3 現地研修会の中学生の参加数(県)の増加
佐賀県	<ol style="list-style-type: none"> 1 総会 2 授業研究会(川崎教諭;武雄中) 3 研修報告 	<ol style="list-style-type: none"> 1 ホームページ開設による情報発信 2 引き続き研究授業や研修会の実施 	
長崎県	<ol style="list-style-type: none"> 1 総会(7月) <ul style="list-style-type: none"> ・役員選出 ・20年度活動、事業計画、事業予算説明及び協議 2 教育研究会(12月) <ul style="list-style-type: none"> ・現地研修報告(塩見教諭;玖島中) ・指導資料について ・新学習指導要領について 	<ol style="list-style-type: none"> 1 会員から提出された指導資料を検討・抽出し、今年度中に各学校に配布予定 2 平成21年度総会(6月~7月) 教育研究会(11月~12月) 	

都道府県	今年度の活動実績	今後の活動方針及び予定	その他
熊本県	<ol style="list-style-type: none"> 1 北方四島交流訪問事業への派遣(8月) 2 現地研修(根室)への派遣(8月) 3 九州・沖縄ブロック会議(9月;熊本市) <ul style="list-style-type: none"> ・20年度の取組みについて ・北方四島交流訪問事業参加報告 ・北方領土問題講演会(社会活動推進懇話会)への参加 	<ol style="list-style-type: none"> 1 20年度同様に、四島交流、現地研修に派遣して、教育現場に活かされるようにしたい。 2 九州・沖縄ブロック会議での情報交換 3 研修参加者の報告や講演会等を含めた会を一度は開催する。(県民会議との共催) 4 教育者会議の10周年記念行事を計画している。 	
大分県	<ol style="list-style-type: none"> 1 運営委員会[5回;5・6(2回)・7・12月] 2 総会(5月) 3 九州・沖縄ブロック事業への参加[青少年研修会(8月)、教育指導者地域研修会(9月)] 4 大分県民大会への参加(2月;北方四島交流訪問事業報告) 	<ol style="list-style-type: none"> 1 中社研との連携を図りながら、会員拡大を図る。 2 北対協事業主催の各種事業への参加者の拡充と各種事業の還流報告を研修として行う。 	
宮崎県	<ol style="list-style-type: none"> 1 授業研究会の開催(県教育委員会との共催) 2 鹿児島県教育者会議との合同研修 3 キャラバン活動において、2中学校での元島民による講演会の開催 4 3中学校におけるパネル展の開催 5 キャラバン隊の出発式に、県教育長が初めての参加 	<ol style="list-style-type: none"> 1 県教育委員会を巻き込んだ形での、元島民講演会まで実績を積み上げたので、今後は20年度事業等を更にレベルアップしていく。 2 北方領土問題指定校の設置 	<ol style="list-style-type: none"> 1 当県の経験によるが、教育者会議が盛んになるには、県民会議との強力な連携が不可欠である。双方の事務局長がしっかりと信頼関係を築くことが必要である。 2 県教育委員会担当者との信頼関係も非常に重要であり、教育者会議、県民会議だけではなく総合的な連携力が必要である。
鹿児島県	<ol style="list-style-type: none"> 1 総会(6月) 2 研修会(8月、12月) 3 授業研究会(2月;吉田北中学校) <p>※今年度は、副読本「鹿児島県と北方領土」の改訂作業を行っている。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 研修会、授業研究会の実施 2 教育関係者事業への参加(教育関係者現地研修会、北方四島訪問事業等) 3 副読本「鹿児島県と北方領土」の改訂作業、印刷、県内小中学校への配布 	
沖縄県	<ol style="list-style-type: none"> 1 県民会議との共催で県民大会(2月)と併せて、中学生(宮古市立平良中、上野中)約150名の生徒を対象に「北方領土教室」の公開授業を開催した。公開授業は宮古島と伊良部島(3.7km)との距離や宮古島との面積比較等の分かりやすい解説を交えて実践した。 2 教育者会議の研修会の開催(2月) 	<p>次年度に向けて北部地区の校長と生徒の参加依頼。研修会の企画</p>	

平成20年度北方領土問題教育者会議活動支援事業一覧（実績）

1. 都道府県民会議と教育者会議とが協力して実施する特別事業

主催	事業名	事業内容	備考
山形県北方領土返還促進協議会 山形県北方領土問題教育者会議	北方領土問題に関する教育教材 研究資料集作成	県内の教育者の事業参加報告書及び 学習指導案、県と北方領土の関わりを まとめた資料等を整理・編纂し、「北方 領土問題に関する教育教材研究資料集」 を作成することにより、教育関係者間で 北方領土問題に対する情報を共有し、 今後の教材研究の基礎資料とする。	作成時期 平成21年3月 県内の小中学校、教育委員会、 県民会議関係団体等に配布
北方領土返還要求運動富山県民会議 富山県北方領土問題教育者会議	第2回「私たちと北方領土」作文 コンクール	県内の中学生を対象に、北方領土は日本 の領土でありながら日本人が自由に往 来できない地域であるという現実を正 しく理解させ、関心を呼び起こすこと を目的に実施する。	募集期間 平成20年7月～11月28日 応募数 245 作品 表彰式 平成21年2月1日
北方領土返還要求京都府民会議 京都府北方領土教育者会議	第3回「北方領土と私たち」作 文コンクール	府内の中学生を対象に、北方四島の現実 に関心を高め、四島が歴史的な経過や国 際法に照らして日本固有の領土である ことを正しく理解させるために実施す る。	募集締切り 平成20年12月1日 応募数 1,938 作品 表彰式 平成21年1月28日 2月7日
北方領土返還促進福岡県民協議会 福岡県北方領土問題教育者会議	第2回「北方領土を考えよう」 弁論・作文コンクール	県内の中学生を対象に、作文を書くこと や弁論で訴えることを通して、北方領土 問題を正しく理解させ、この問題に対す る意識を高めることを目的に実施する。	募集締切り 平成20年12月19日 応募数 167 作品 表彰式 平成21年3月7日 受賞者による弁論発表
北方領土返還要求運動鹿児島県民会議 鹿児島県北方領土教育研究会	副読本の製作	副読本「鹿児島県と北方領土」を改訂す ることにより内容を充実させ、県内の小 中学校の授業等で活用することを通し て、児童・生徒に北方領土問題に関心 を持ってもらうきっかけとする。	編集委員9名を選出し、委員を中 心に分担して内容の改訂、執筆、 編集を行う。

※県民会議と教育者会議との主な連携

- 1) 青少年育成ブロック事業において、連携・協力しプログラムの策定に当たっている。
- 2) 青少年・教育指導者現地研修会（根室市）や北方四島交流事業（青少年・教育関係者の訪問団員の推薦、受入時の学校訪問及び対話集会）等における参加者の推薦等とともに、事後活動についても連携を図っている。

2. 「北方領土教育実践推進指定校」制度

主催	指定校	事業内容	備考
北海道北方領土教育者会議 北方領土復帰期成同盟	別海町立西春別中学校	中学校3年間を見通した北方領土学習の継続的な実践研究を進めるとともに、北方四島交流事業に積極的に参加し、その成果を北方領土教育に関する会議・研修会等で発表する。また、学内外で公開授業を実施し、授業実践者の育成を図る。	
富山県北方領土問題教育者会議 北方領土返還要求富山県民会議	黒部市立高志野中学校 射水市立新湊西部中学校	千島連盟富山支部の協力を得て行う学習や発表会を実施し、これらを踏まえ作文コンクールへの応募等の北方領土学習を実践するほか、対象を拡大し環日本海諸国について学習させることで、生徒の国際理解を深めさせる。 講師を招聘しての実践授業、写真等資料の展示、作文コンクールへの応募を通じて北方領土問題を広い視野からとらえ、主体的に追究する生徒を育てる。	
京都府北方領土教育者会議 北方領土返還要求京都市民会議	京都市立伏見中学校 京都府立園部高等学校	中学1年生の社会科、2年生の選択社会科で北方領土学習を展開し、まとめとして壁新聞や作文コンクールに取り組みほか、生徒会活動やPTA活動を通じて、北方領土に関わる啓発に取り組む。 高等学校における北方領土教育の指導方法の提案、指導教材の作成、整備を進めていく。公開授業や講演会、写真展の開催やニュースレターの発行等、啓発活動を実施するほか、ワークショップ形式の学習や、作文コンクールの参加に向けた指導を行う。	
福岡県北方領土問題教育者会議 北方領土返還促進福岡県民協議会	直方市立直方第1中学校 鞍手町立鞍手南中学校	中学1・2・3年の社会科を中心とした「領土問題」の実践授業や弁論・作文コンクールへの参加の取組を通して、教員の認識と理解を深め、生徒の領土問題に対する科学的な正しい認識を養う。 社会科や総合的な学習の時間等を中心とした「領土問題」の取組を通して、教員の指導力の向上と全校生徒の領土問題に対する正しい認識を高め、その実践を養う。	

参考：教育者会議設立状況（33都道府県）

北海道・東北＝北海道、青森県、秋田県、山形県
東海・北陸＝富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
中国・四国＝鳥取県、島根県、山口県、徳島県、香川県

関東甲信越＝茨城県、東京都、新潟県、長野県
近畿＝滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
九州＝沖縄＝福岡県、佐賀県、長門県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

(オ) 北方領土問題教育者会議全国会議の開催

各都道府県に設立された教育者会議間の連携の強化を図ると共に、今後の取組みについて協議を行い、教育者会議の更なる効率的・効果的な発展を目的として「北方領土問題教育者会議全国会議」を下記により開催しました。

本会議の開催により、各教育者会議の現状と問題点を把握することができました。また、各教育者会議から活動事例の紹介及び教材等の成果物の提供が行われ、情報を共有することができました。

[開催月日] 平成 21 年 3 月 14 日 (土)
[開催場所] 弘済会館 (東京都千代田区)
[出席者] 各都道府県教育者会議代表、県民会議関係者等 64 名
[会議次第] 主催者挨拶

北方領土問題対策協会理事長 間瀬 雅晴

【第 1 部】

(1) 内閣府の北方領土問題への取組み

山本 茂樹 (内閣府北方問題対策本部)

(2) 最近の日露関係と北方領土問題

大槻 耕太郎 (外務省欧州局ロシア課)

(3) 学習指導要領における北方領土問題

菊池 史晃 (文部科学省初等中等教育局教育課程課)

【第 2 部】

グループ別意見交換会

(1) 都道府県民会議との協働事業、指定校制度における実践報告

(2) 指導案及び実践活動報告

(3) 教育者会議の課題、問題点及び教育者会議の今後の活動方針

(4) 教育者会議の今後のあり方

全体協議

グループ別意見交換報告

(カ) ブロック青少年育成事業の実施

全国の青少年に幅広く北方領土問題の啓発を図るために、都道府県を 6 ブロックに分け、北方領土問題に対する理解と関心を深めることを目的として、各ブロック内における交流会を開催しました。平成 20 年度の実施状況は次のとおりです。

《北海道・東北ブロック》(主管・岩手県民会議)

[事業名] 平成 20 年度北海道・東北ブロック北方領土青少年交流の集い

[開催月日] 平成 20 年 8 月 7 日 (木)・8 月 8 日 (金)

[開催場所] ベリーノホテル一関（一関市）
[参加者] 35名
[事業内容] ・オリエンテーション
・北方領土についての学習
講師 北上市教育委員会 盛島 徹 指導主事
・元島民の話 眞下 清

《関東・甲信越ブロック》（主管千葉県民会議）

[事業名] 第22回北方領土返還要求運動関東甲信越青少年交流会
[開催月日] 平成20年7月26日（土）～27日（日）
[開催場所] 市原マリンホテル（市原市）
[参加者] 87名
[事業内容] 講演
「伝えたい。私たちの思い。～北方領土問題の解決を願って～」山本 昭平（千島歯舞諸島居住者連盟理事・関東支部長）
弁論発表
北方領土問題への取組みについて（内閣府説明）
ビデオ上映
「その海の向こうに～私たちから撮った北方四島～」
グループ討論会
全体報告・発表

《東海・北陸ブロック》（主管・三重県民会議）

[事業名] 平成20年度北方領土を考える東海・北陸中学生のつどい
[開催月日] 平成20年8月21日（木）～22日（金）
[開催場所] 三重県立鈴鹿青少年センター（鈴鹿市）
[参加者] 83名
[事業内容] ・研修会
・DVD上映
・元島民との意見交換会
・グループ討議
・全体討議

《近畿ブロック》（主管・大阪府民会議）

[事業名] 第22回少年少女北方領土研修
[開催月日] 平成20年7月31日（木）～8月1日（金）
[開催場所] ラマダホテル大阪（大阪市）

[参加者] 96名

[事業内容] ・模擬授業

北海道北方領土教育者会議事務局長・根室管内北方領土
学習研究会事務局長 横澤英三

・ビデオ視聴

・北方領土クイズ大会

・感想文作成

《中国・四国ブロック》(主管・香川県民会議)

[事業名] 平成20年度竹島北方領土問題中国・四国ブロック青少年育
成事業「北方領土青少年のつどい」

[開催月日] 平成20年10月25日(土)

[開催場所] ホテルニューフロンティア(高松市)

[参加者] 約70名

[事業内容] ・北方領土問題現地研修会報告

高松市立協和中学校教諭 岡本利他

・元島民の講和 山本昭平(択捉島出身)

・北方領土クイズ

《九州・沖縄ブロック》(主管・大分県民会議)

[事業名] 平成20年度北方領土返還要求九州・沖縄ブロック青少年研
修会

[開催月日] 平成20年8月8日(土)

[開催場所] 大分全日空ホテル(大分市)

[参加者] 90名

[事業内容] ・「主権国家と北方領土問題」

大分大学教育福祉学部附属中学校教諭 衛藤展一

(キ) 北方領土問題教育指導者地域研修会

教育指導者現地研修会に参加実績のある中学校の現場の社会科教諭及びブ
ロックの教育者会議の代表等の参加を得て、各県の学校教育現場における北
方領土授業の推進方法等についての意見交換並びに相互の情報交換を行う
ことにより、北方領土教育の一層の充実・強化を目的に実施しました。平成
20年度の実施状況は次のとおりです。

《東海・北陸ブロック北方領土問題教育者会議》

[開催月日] 平成20年8月21日(木)～22日(金)

[開催場所] 県立鈴鹿青少年センター(鈴鹿市)

[事業内容] ・各県の活動報告、課題及び今後の活動について

- ・北方領土に関する授業の実施及び生徒の反応について
- ・その他

《第14回北方領土教育指導者近畿ブロック研修会》

[開催月日] 平成20年7月31日(木)～8月1日(金)

[開催場所] ラマダホテル大阪(大阪市)

[事業内容] ・基調提起及び講演

「国で進めている北方領土問題への取組」

内閣府北方対策本部参事官補佐 鈴木 和則

「北海道北方領土教育者会議の取組み状況」

北海道教育者会議事務局 山崎 隆

- ・各府県の取組み状況

報告①「教育者会議の取組み事例」

京都府北方領土教育者会議副会長 島本 由紀

報告②「学校における実践例」

京都府立洛北高校附属中学校 柳澤 彰紀

報告③ 各府県の取組み・実践例

《平成20年度中国・四国ブロック北方領土返還要求教育指導者会議》

[開催月日] 平成20年10月25日(土)

[開催場所] ホテルニューフロンティア(高松市)

[事業内容] ・教育者会議取組み事例報告

- ・事例発表

「鳥取県北方領土問題教育者会議の取組みについて」

- ・各県報告、討議

《平成20年度九州・沖縄ブロック北方領土問題教育指導者地域研修会》

[開催月日] 平成20年9月27日(土)

[開催場所] ホテル日航熊本(熊本市)

[事業内容] ・講話

「返還運動と教育者会議設立の意義」

北対協特別顧問 井上 達夫

- ・熊本発教育者会議

「北方領土問題教育に携わって来て」～教育者会議設立に至るまで

熊本県北方領土問題教育者会議会長 内藤 稔

「熊本県北方領土問題教育者会議の現状」

熊本県北方領土問題教育者会議事務局 松島 孝司

「ビザなし交流での経験をどう活かすか」

熊本県北方領土問題教育者会議研究員 井上 憲治
・教育現場からの報告

ウ わかりやすい情報の提供

(ア) 啓発用資料等の作成等

北方領土問題について国民が正しく理解し、認識を深めることができるよう以下のパンフレット・刊行物等の啓発資料・資材の作成を行い、県民会議等に提供・支援することで、県民大会、研修会、講演会、キャラバン及び署名活動等において活用してもらい、国民世論の啓発に役立てました。

- ・北方領土返還要求署名用紙
- ・一般向け啓発パンフレット
- ・標語入り啓発ボールペン
- ・標語入り啓発蛍光ペン
- ・啓発用クリアファイル
- ・啓発用付箋紙

(イ) ホームページの充実

当協会のホームページが北方領土に関する情報発信の「拠点となるホームページ」となることを目指し、新規コンテンツの作成、既存コンテンツの迅速な更新等の推進に努めています。

根室半島の突端にあり、北方領土を間近に眺めることができる啓発施設・北方館からは、北方領土返還運動原点の地である根室市での返還運動の取組み等を、毎月、メッセージ形式で情報発信しています。また、同館にライブカメラを設置し、現地を訪れることができない人にも常にホームページ上で北方領土をみることができるなど北方領土問題により一層関心を持ってもらえるよう工夫を凝らしています。

また、同ホームページ上で、当協会、関係団体・機関で発行しているパンフレットや刊行物などの啓発資料のリスト化を図り、適宜、最新のものに更新するとともに、より多くの方が容易に入手できるよう努めています。

さらに、ホームページの充実を図るため、新たに青少年向けページ「北方領土キッズコーナー」を開設しました。コンテンツには、子供たちや学生に北方領土問題に関心を持ってもらえるよう親しみやすいデザインを取り入れ、元島民の体験談や北方領土問題の解説、自由研究に役立つ内容を盛り込んでいます。わかりやすい情報を積極的に提供するとともに、子供たちや学生が領土問題を手軽に学習できるよう工夫しています。

② 北方四島との交流事業

四島交流事業は、北方領土問題解決のための環境醸成を目的として、四島在住ロシア人との相互理解を促進するため、旅券・査証なし（いわゆる“ビザなし交流”）により実施しています。

平成 20 年度において、北対協の実施又は支援事業として、訪問事業 9 回、専門家（日本語講師）派遣事業 3 回（色丹、国後及び択捉の各島 1 回）、専門家（教育関係者）訪問 2 回を計画し、予定どおり実施しました。

また、受入事業として、北対協は 2 回実施しました。

平成 20 年度における特徴点は、外務省の受託事業として当協会が実施する受入事業について見直しを進め、平成 19 年度からこれまでの一般（大人）の年 2 回の受入れを、四島在住のロシア人側の要望及び外務省などの意見を踏まえ、若い世代への北方領土問題への理解と認識を深めてもらうことが重要とのことから、一般（大人）の受入 1 回、青少年の受入（1 回）事業と組み換えて実施しています。

また、各事業についても、平成 20 年度に青少年受入の人数を 36 人から 50 人へ増員し、一般（大人）の事業もより交流の機会を増やすために日程を 1 日延長しました。

北連協主体の訪問事業では、平成 19 年度から行っている国後島住民との漂流物調査について継続して実施し、その結果、住民の中で街を清掃するボランティアグループができるなど効果が現れてきています。また、県民会議主体の訪問事業では、震災の経験を活かした近畿ブロックの団員が中心となって防災に関する交流（映画上映・ゲーム）を行ない、対話集会も領土問題及び防災（地震・津波）をテーマに行いました。

平成 20 年度の交流事業全体では、訪問事業 14 回（日本語講師派遣、地震専門家等を含む。）515 人、受入事業 15 回（道推進委員会を含む。）337 人の交流が実施され、平成 4 年度から平成 20 年度までの実績としては、訪問事業 209 回、8,853 人、受入事業 146 回、6,691 人の交流が実施されています。

ア 元島民、返還要求運動関係者等の北方四島への訪問

《北対協主催》

【第 1 回】（北連協主体事業）

[訪問月日] 平成 20 年 6 月 30 日(月)～7 月 4 日(金)

[訪問場所] 国後島、択捉島

[訪問人数] 63 名

[内 容] 事前研修会、行政府表敬、日本人墓地墓参等島内視察、ミニ運動会、ホームビジット、漂流物調査、対話集会、夕食交流会

[アンケート結果]

・非常に有意義だった	64%
・有意義だった	36%
・有意義でなかった	—
・どちらとも言えない	—

【第2回】(教育関係者・青少年合同訪問事業)

[訪問月日] 平成20年8月1日(金)～4日(月)

[訪問場所] 国後島

[訪問人数] 62名(うち青少年12名)

[内 容] 事前研修会、対話集会(教育者)、意見交換会(青少年)、ホームビジット、文化交流(民族舞踊)、日本人墓地墓参等島内視察、夕食交流会

[アンケート結果](教育関係者含む)

・非常に有意義だった	90%
・有意義だった	10%
・有意義でなかった	—
・どちらとも言えない	—

【第3回】(県民会議主体事業)

[訪問月日] 平成20年8月21日(木)～8月25日(月)

[訪問場所] 色丹島、択捉島

[訪問人数] 63名

[内 容] 事前研修会、対話集会、行政府表敬、防災交流(防災ビデオ上映、防災を想定したゲーム)、ホームビジット、日本人墓地墓参等島内視察、夕食交流会

[アンケート結果]

・非常に有意義だった	58%
・有意義だった	40%
・有意義でなかった	—
・どちらとも言えない	2%

【第4回】(後継者訪問事業)

[訪問月日] 平成20年9月19日(金)～22日(月)

[訪問場所] 色丹島

[訪問人数] 48名

[内 容] 事前研修会、対話集会、行政府代表者との意見交換、食文化・

ゲーム交流、ホームビジット、日本人墓地墓参等島内視察

[アンケート結果]

・非常に有意義だった	44%
・有意義だった	50%
・有意義でなかった	—
・どちらとも言えない	6%

《道推進委員会主催》

【第1回】(一般訪問)

[訪問月日] 平成20年5月16日(金)～19日(月)

[訪問場所] 国後島

[訪問人数] 64名

[内 容] 事前研修会、対話集会、ホームビジット、文化交流、日本人墓地墓参等島内視察

[アンケート結果]

・非常に有意義だった	43%
・有意義だった	43%
・有意義でなかった	—
・どちらとも言えない	14%

【第2回】(一般訪問)

[訪問月日] 平成20年5月30日(金)～6月2日(月)

[訪問場所] 択捉島

[訪問人数] 65名

[内 容] 事前研修会、対話集会、ホームステイ、島民交流、日本人墓地墓参等島内視察

[アンケート結果]

・非常に有意義だった	50%
・有意義だった	48%
・有意義でなかった	—
・どちらとも言えない	2%

【第3回】(教育関係者・青少年合同訪問事業)

[訪問月日] 平成20年8月8日(金)～11日(月)

[訪問場所] 色丹島

[訪問人数] 64名(うち青少年29名)

[内 容] 事前研修会、対話集会、スポーツ交流、日本人墓地墓参等島

内視察

【アンケート結果】

・非常に有意義だった	45%
・有意義だった	51%
・有意義でなかった	2%
・どちらとも言えない	—
・未回収	2%

【第4回】(後継者訪問事業(少人数))

【訪問月日】 平成20年9月12日(金)～15日(月)

【訪問場所】 国後島

【訪問人数】 19人

【内 容】 事前研修会、対話集会(KJ法)、ホームビジット、文化交流、日本人墓地墓参等島内視察

【アンケート結果】

・非常に有意義だった	77%
・有意義だった	8%
・有意義でなかった	—
・どちらとも言えない	8%
・無回答	8%

【第5回】(後継者訪問事業)

【訪問月日】 平成20年9月12日(金)～15日(月)

【訪問場所】 択捉島

【訪問人数】 44人

【内 容】 事前研修会、対話集会、ホームビジット、スポーツ交流、日本人墓地墓参等島内視察

【アンケート結果】

・非常に有意義だった	40%
・有意義だった	50%
・有意義でなかった	7%
・どちらとも言えない	3%

イ 北対協における北方四島在住ロシア人の受入

外務省からの受託事業として、平成20年度においては、次の2回の受入事業を実施しました。

【第1回】(青少年受入)

[受入月日] 平成20年6月10日(火)～16日(月)
[受入場所] 青森県
[受入人数] 48名
[内 容] 青少年交流〔青森南高等学校〕(意見交換会、日本文化体験)、
ホームビジット、伝統文化体験(絞り染め、皮細工等)、県
内視察等

【第2回】(一般受入)

[受入月日] 平成20年10月14日(火)～20日(月)
[受入場所] 愛知県
[受入人数] 74名
[内 容] 対話集会(7グループ:3島混成)、ホームビジット、小中学
校訪問、県内視察(トヨタ自動車工場、徳川美術館、名古屋
城、足助屋敷等)、日本文化体験(紙すき等)

ウ 専門家の派遣

平成20年度においては、専門家の派遣事業として、日本語講師派遣事業を3回(色丹、国後、択捉各島1回、各々約1ヶ月の派遣)、教育専門家(中学校社会科教諭)を青少年訪問事業と合同で1回、それぞれ次のとおり実施しました。なお、今後の専門家派遣事業を充実させるためにも、新しい派遣者が過去の蓄積の上に相違と工夫を加える環境を整えることが必要であることから、派遣した専門家から今後の事業の効果的実施・改善に繋がるよう報告書の提出を受けています。

〔日本語講師派遣〕

【色丹島】

[派遣月日] 平成20年6月7日(土)～7月17日(木)
[派遣人数] 4名(日本語講師2名、政府同行者1名及び通訳担当1名(以下、国後島及び択捉島についても同じ。))
[授業内容] 基本的な挨拶、平仮名・カタカナの読み書き、簡単な会話、身近な語彙等
[受講生] 77名

【国後島】

[派遣月日] 平成20年7月22日(火)～8月25日(月)
[派遣人数] 4名
[授業内容] 基本的な挨拶、平仮名・カタカナの読み書き、簡単な会話、

身近な語彙等

[受講生] 61名

【択捉島】

[派遣月日] 平成20年6月7日(土)～7月17日(木)

[派遣人数] 4名

[受講者数] 基本的な挨拶、平仮名・カタカナの読み書き、簡単な会話、
身近な語彙等

[受講生] 44名

《アンケート結果》

- ・授業は素晴らしかった。できればグループ分けをもっと細かくしてもらいたかった。特に上のレベルでは。
- ・全体として、授業は面白く、役に立つものだった。初めて書道を試みたが、とても面白かった。授業のマイナス点はひとつの教室でふたつのグループが勉強しているため、となりのクラスの声がうるさくて、お互いに邪魔になっていること。
- ・楽しくて役に立つことが一杯でした。今後は独学とこの講習の2足のわらじで日本語の勉強を続けます。ありがとうございました。

〔教育専門家〕

本年度においては、参加者を対象として報告書を促していくとともにアンケート調査を実施し、事業の有意義性を98%以上得ました。

《北対協主催》(青少年訪問事業との合同事業)

[訪問月日] 平成20年8月1日(金)～4日(月)

[訪問場所] 国後島

[対象者] 全国の中学校社会科担当教諭等

[訪問人員] 62名(うち教育関係者35名)

[内 容] 事前研修会、中等学校・教育機関視察、教育関係者との意見交換会、墓参等島内視察

《道推進委員会主催》(青少年訪問事業との合同事業)

[訪問月日] 平成20年8月8日(金)～11日(月)

[訪問場所] 色丹島

[対象者] 北海道内中学校社会科担当教諭等

[訪問人員] 64名(うち教育関係者18名)

[内 容] 事前研修会、対話集会、ホームビジット、スポーツ交流、日本人墓地墓参等島内視察

《アンケート内容》

- [北対協主催]
- ・教科書を持ち込んでの意見交換会は有意義だった。
 - ・意見交換会の積み重ねができるような一層の工夫が必要。
 - ・文部科学省の担当者を同行者に加えて欲しい。
 - ・青少年の中で担当者（班長）を決めてその者を中心に取り組ませることが良い。
 - ・町歩き（自由散策）などの時間が欲しい。
- [道推進委員会主催]
- ・北方領土問題について肝心のロシア側の考えを聞くことができなかった。対話になっていないと思う。
 - ・対話集会の時間をスポーツの時間に充てたほうが中高生には印象に残ったと思う。「してもらおう」だけでなく1曲歌う等、日本側から島の皆さんへの場面もあるとよい。

エ 専門家派遣検討会

前年度派遣者からの報告書を受け、平成19年度に派遣した日本語講師を始め、関係者との検討会を開催し、平成20年度事業を効率的・効果的に実施するための方策として、四島側の特殊性を考慮した授業を円滑に実施するためのカリキュラムを作成しました。

また、平成20年度は、講義の受け手であるロシア人受講者の要望を今後も積極的に反映させた講義内容とするため、昨年度に引き続き、受講者全員を対象として、講義前後にアンケート調査を行いました。その結果、全て良好な意見が寄せられています。

《第1回日本語講師派遣事前合同打合せ会》

- [開催月日] 平成20年5月10日（土）
[開催場所] 北対協 会議室
[出席者] 日本語講師、通訳、政府同行者、北対協
[議 題] 事業概要説明、グループ別協議等

《第2回日本語講師派遣（色丹・択捉）事前打合せ会》

- [開催月日] 平成20年5月31日（土）
[開催場所] 北対協 会議室
[主席者] 日本語講師（色丹・択捉）、政府同行者、北対協
[議 題] 島側準備状況の報告、派遣団調度品・備品等の荷造り

《第2回日本語講師派遣（国後）事前打合せ会》

〔開催月日〕 平成20年7月12日（土）

〔開催場所〕 北対協 会議室

〔主席者〕 日本語講師（国後）、政府同行者、北対協

〔議 題〕 島側準備状況の報告、派遣団調度品・備品等の荷造り

《日本語講師派遣事業報告会》

〔開催月日〕 平成21年2月18日（水）

〔開催場所〕 北対協 会議室

〔主席者〕 日本語講師、通訳、政府同行者、北対協

〔議 題〕 今年度事業の報告、意見交換、その他

オ 北方四島交流検討会等の開催

平成20年度事業の開始に当たり事業の効果的、効率的な遂行を図るため主体団体担当者及び訪問参加予定者等の出席のもとに「打合せ会議」を開催するとともに、平成20年度の訪問・受入事業の総括と今後の方策を検討する「北方四島交流検討会」を実施団体、関係機関等と以下のとおり開催し、北方四島在住ロシア人との交流を通して、相互理解の増進を図り、領土問題解決に寄与するという目的を達成するための方策を検討しました。

〔訪問事業打合せ会〕

《平成20年度北方四島訪問事業（後継者訪問事業）事前打合せ会》

【第1回】

〔開催月日〕 平成20年7月18日（金）・19日（土）

〔開催場所〕 日本青年館

〔出席者〕 学生研究会メンバー、北対協

〔内 容〕 ・訪問の回顧
・訪問枠について
・フリートーク
・具体的な内容について

【第2回】

〔開催月日〕 平成20年8月14日（木）

〔開催場所〕 北対協 会議室

〔出席者〕 学生研究会メンバー、北対協

〔内 容〕 ・行政府訪問について

- ・対話集会について
- ・文化交流・スポーツ交流について

【第3回】

- [開催月日] 平成20年9月3日(水)
- [開催場所] 根室グランドホテル 会議室
- [出席者] 学生研究会メンバー、北対協
- [内 容] ・文化・スポーツ交流について
 ・行政関係者との対話集会について
 ・民間人との対話集会について

【第4回】

- [開催月日] 平成20年9月17日(水)・18日(木)
- [開催場所] 根室グランドホテル 会議室
- [出席者] 学生研究会メンバー、北対協
- [内 容] ・意見交換会等の具体的な質問内容の洗い出し
 ・意見交換会等の進め方
 ・文化・スポーツ交流の進め方

〔北方四島交流検討会〕

《第1回北方四島交流事業に関する県民会議検討会》

- [開催月日] 平成20年4月10日(木)
- [開催場所] 北対協 会議室
- [出席者] 県民会議各ブロック代表者(6名)、北対協
- [議 題] ・今後の北方四島交流について
 ・その他

《第2回北方四島交流事業に関する県民会議検討会》

- [開催月日] 平成20年11月5日(水)
- [開催場所] 北対協 会議室
- [出席者] 県民会議各ブロック代表者(6名)、北対協
- [議 題] ・四島交流事業の交流方針について
 ・21年度の訪問事業に係る団員の人選、割り振り等について
 ・21年度受入事業について
 ・その他

《平成20年第2回北方四島交流全国推進協議会》

- [開催月日] 平成20年12月18日(木)
[開催場所] 北対協 会議室
[主席者] 推進協議会委員(県民会議、北連協)、内閣府、外務省
[議題] ・平成20年度北方四島交流事業の各団体の結果報告について
・その他

《北方四島交流事業関係団体会議》

【第1回】

- [開催月日] 平成20年12月24日(水)
[開催場所] 北対協 会議室
[主席者] 内閣府、外務省、北海道、北対協、道推進委員会
[議題] ・2009年代表者間協議開催に当たって
・平成21年度四島交流事業実施の基本的考え方について
・平成21年度予算及び事業計画について
・その他

【第2回】

- [開催月日] 平成21年3月26日(木)
[開催場所] 北対協 会議室
[主席者] 内閣府、外務省、北海道、北対協、道推進委員会
[議題] ・カード問題について
・代表者間協議の日程等について
・平成21年度四島交流事業計画及び要望・提案事項について
・その他

《平成21年第1回北方四島交流全国推進協議会》

- [開催月日] 平成21年3月30日(月)
[開催場所] 北対協 会議室
[主席者] 推進協議会委員(県民会議、北連協)、内閣府、外務省
[議題] ・平成21年度北方四島交流事業について
・その他

カ 後継船舶の確保

「四島交流等の実施及び後継船舶の確保に関する方針」（平成19年12月18日関係閣僚申合せ）において、これまで使用してきた船舶の老朽化等を踏まえ、関係府省等の協力の下、四島交流事業の安定的・安全な実施のため後継船舶の確保を図ることとされ、北対協が請負企業を選定し、長期傭船契約を締結し、平成24年度を目途として供用開始に努めることとされています。

このため、北対協では、関係府省との調整を行いながら、「北方四島交流事業等関係府省等推進協議会」での方針に従い業務を進めています。

なお、後継船舶の調達及び運航管理のための請負企業の公正な選定を行う必要があることから、公募における調達方法や、請負企業の選定方法及び事業者から提案された内容等を審査・検討するため、海事関係の専門家から組織される「北方四島交流等事業使用船舶の調達及び提案内容審査等のための委員会」を設置し、次のとおり開催するとともに、選定された請負企業と締結する協定書・契約書について準備を進め、海事専門の弁護士と調整を行いました。

【第1回】

〔開催月日〕 平成20年12月19日（金）

〔開催場所〕 北対協 会議室

〔議題〕 ・委員長の選出
・経過報告
・競争入札の方法、調達使用についての審査・検討
・その他

【第2回】

〔開催月日〕 平成21年1月16日（火）

〔開催場所〕 北対協 会議室

〔議題〕 ・公募関係資料についての審査・検討
・協定書、契約書内容について意見交換
・その他

【第3回】

〔開催月日〕 平成21年2月20日（金）

〔開催場所〕 北対協 会議室

〔議題〕 ・評価項目・方法等についての検討
・協定書・契約書案について意見交換
・その他

③ 北方領土問題等に関する調査研究

北方領土問題その他北方地域に関する諸問題についての調査研究を行うため、北方領土問題を巡る環境の変化、北方領土返還要求運動の当面の課題等を踏まえたテーマを設定し、北方領土問題に関する資料、情報の収集を行い、その提供を行っています。

そこで、今年度のテーマとして“領土のみではなく領海や排他的経済水域にも焦点を当て、北方四島を始め我が国が抱えている国境離島問題の現状とその解決方法について”及び“近時のロシアの国内情勢、対外政策及び北方領土問題を含む日露関係の現状と今後の展望について”を選定し、有識者に研究論文の執筆を依頼して、その研究成果を返還運動関係者に幅広く提供し、関係者の活動に資するとともに、当協会のホームページ上で情報の提供を行っています。なお、平成20年度の研究論文は、次のとおりです。

・「日本の国境問題」

山田吉彦氏（東海大学海洋学部准教授）

・「ロシア情勢の展望と日露関係」

袴田茂樹氏（青山学院大学国際政治経済学部教授）

また、北方四島交流事業を効果的に実施するためには、北方四島の現状を的確に把握することが重要であることから、平成20年度は試験的に北方四島で発行・配信されている新聞を入手し、必要な記事情報の翻訳を行い、現地情報の収集に努めました。また、この交流事業に携わったロシア語通訳を集め、「北方四島の現状等を意見聴取するための交流するための懇談会」を次のとおり開催しました。

《開催内容》

[開催月日] 平成20年12月8日（月）

[開催場所] 北対協 会議室

[出席通訳] ロシア語通訳4名

[内 容] テーマ(1)：「北方四島の現状把握について」

テーマ(2)：「在島ロシア人から見た北方四島交流事業について」

さらに、2月7日「北方領土の日」関連事業に北対協講師として派遣される北方領土問題に関する諸分野の有識者等を集めた「平成20年度北方領土問題に関する意見交換会」を下記のとおり開催し、この機会にロシア内外情勢及び北方領土交渉の現状、日露関係の展望、更には、返還運動の現状と課題等について幅広いテーマで素直な意見交換をし、資料・情報の収集を行いました。

《出席有識者》

- 木 村 汎 (拓殖大学海外事情研究所客員教授、北海道大学名誉教授)
斎 藤 勉 (産経新聞社常務取締役・東京編集局長)
斎 藤 元 秀 (杏林大学教授)
佐 瀬 昌 盛 (拓殖大学海外事情研究所客員教授、防衛大学名誉教授)
茂 田 宏 (日本財団特別顧問、元駐イスラエル大使)
下 條 正 男 (拓殖大学教授)
丹 波 實 (元駐ロシア大使)
都 甲 岳 洋 (元駐ロシア大使)
兵 藤 長 雄 (元東京経済大学教授、元駐ポーランド、ベルギー大使)
吹 浦 忠 正 (ユーラシア 21 研究所理事長、拓殖大学名誉教授)
山 内 聡 彦 (NHK解説主幹)
山 田 吉 彦 (東海大学准教授、海洋政策研究財団研究員)
吉 田 進 (環日本海経済研究所理事長、元経団連日ロ経済委員会極東
部会長)

《開催内容》

- [開催月日] 平成21年1月14日(水)
[開催場所] 弘済会館(千代田区麴町)
[出席通訳] ロシア語通訳4名
[内 容] 1. 主催者挨拶
 北方領土問題対策協会理事長 間瀬 雅晴
2. 報告
 (第1部)
 ① ロシア情勢の展望と日露関係について
 青山学院大学 袴田 茂樹
 ② 領土交渉の現状と今後の展望について
 外務省欧州局長 谷崎 泰明
 (第2部)
 ① 平成21年「北方領土の日」関連事業について
 北方領土問題対策協会事務局長 岩崎 達哉
 ② 地方における北方領土返還要求運動の現状と課題に
 ついて 長野県推進委員 長野 博道
3. まとめ

④ 元島民等に対する必要な援護等に関する事項

元島民等に対し必要な援護を行うことを目的として、元島民等で構成される団体が行う返還要求運動、戦前における北方四島の生活実態、引揚げの状況等に関する資料等の収集及び保存活動を支援するとともに、人道的見地、北方領土問題解決のための環境醸成の一環として元島民等を対象とした自由訪問を実施しました。

ア 元島民等の団体が行う返還要求運動等に対する支援

(ア) 北方地域元居住者研修・交流会

ソ連の不法占拠により北方領土からの引揚げを余儀なくされた元島民は、北方領土の一日も早い返還を願っています。この願いが全国的な返還要求運動の原点であり、元島民自身も返還要求運動の担い手として、重要な役割を果たしています。これら元島民の連携の強化、また、自らの役割を再確認するため、研修交流会を以下のとおり開催しました。

回数	開催月日	開催場所	出席者	内容
第1回	H20. 7. 21	北方四島交流センター	19名	講演「返還運動における元島民の役割」市川清壽(国後島出身) ビデオ上映「われらの四島の思い出～色丹島編～」
第2回	H20. 7. 27	北方四島交流センター	30名	講演「返還運動における元島民の役割」得能宏(色丹島出身) ビデオ上映「われらの四島の思い出～択捉島編～」
第3回	H20. 8. 19	北方四島交流センター	30名	講演「返還運動における元島民の役割」宮下繁(水晶島出身) ビデオ上映「われらの四島の思い出～歯舞群島編～」
第4回	H20. 8. 24	北方四島交流センター	25名	講演「返還運動における元島民の役割」高橋孝志(勇留島出身) ビデオ上映「われらの四島の思い出～国後島編～」

(イ) 署名活動に対する支援

元島民等で構成される千島歯舞諸島居住者連盟(以下「千島連盟」という。)が行う北方領土返還要求署名活動及び全国で収集された署名の編纂、管理業務に対する支援を行いました。

《支援内容》

- ・署名用紙の印刷
- ・収集された署名簿の製本
- ・啓発資材の作成

《平成 20 年度北方領土返還要求署名収集数》

1,011,892 人

(署名活動例)

元島民等が中心となって、2月の北方領土返還運動強調月間中に開催された「さっぽろ雪まつり」の会場等において署名活動を実施。

【参 考】

- | | | |
|---|----------|--------------|
| 1. 昭和 40 年 8 月 15 日から平成 20 年 3 月 31 日まで | 《署名収集総数》 | 81,171,093 人 |
| 2. 平成 20 年 4 月 24 日国会請願 | 《署名数》 | 1,000,000 人 |

(ウ) 元島民の資料・証言等の整備保存

北方領土が日本固有の領土であり、日本国民が居住していたことを後世に伝承するための資料として、元島民等により構成される団体である千島連盟が計画した「北方四島居住地図」に対して支援を行った。この居住地図には、終戦当時の島民の居住地の状況を始め、官公署、学校、神社、寺院、商店などの施設も掲載されており、これにより元島民による自由訪問、北方墓参等を実施するに際し有効活用されています。

[資料名] 「北方四島居住地図」(色丹島、歯舞群島)(A3判)

[配布先] 各関係機関・団体等に配布し、啓発資料及び訪問事業等の基礎資料として活用。

イ 元島民等による自由訪問

元島民等により構成される団体である千島連盟を実施主体として、平成 20 年度においても年間 4 回の訪問を計画し、荒天のため第 1 回目の国後島訪問の予定変更がありましたが、全 4 回実施しました。

また、事業終了時には自由訪問事業の実績を整理した報告書を作成しました。当報告書には、事業の実施概要、訪問団の手記、団員名簿訪問地の地図等の訪問時の記録がまとめられており、千島連盟の各支部に配付され、多くの元島民が閲覧できるようになっています。また、訪問者の希望等も記載されており、今後の事業実施に向けた効果的な参考資料となっています。

[第 1 回]

[実施月日] 平成 20 年 5 月 21 日(水)～23 日(金)

[訪問場所] 国後島(古丹消)

※荒天により日程及び訪問先変更(当初予定 5 月 20 日(火)～23 日(金)
(オタトミ、古丹消、ハッチャス))

[参加者] 43人
[研修講師] 池田英造氏

[第2回]

[実施月日] 平成20年7月8日(火)～11日(金)
[訪問場所] 択捉島(留別、ポンヤリ)
[参加者] 41人
[研修講師] 鈴木咲子氏

[第3回]

[実施月日] 平成20年7月25日(金)～28日(月)
[訪問場所] 歯舞群島(志発島:カフェノツ)
[参加者] 61人
[研修講師] 若松富子氏

[第4回]

[実施月日] 平成20年8月29日(金)～9月1日(月)
[訪問場所] 国後島(東沸、中ノ古丹)
[参加者] 56人
[研修講師] 市川清壽氏

[実施報告書の作成]

[内 容] 団長手記
自由訪問の実施概況
自由訪問団員名簿
訪問団員の手記
訪問地地図

[配布先] 道内市立図書館、訪問参加者、関係機関・団体、各支部

⑤ 北方地域旧漁業権者等に対する貸付業務の円滑な実施

ア 融資説明・相談会の充実強化

融資内容等の周知や要望等の聴取を目的とした融資説明会及び新規貸付・承継手続等について、個別対応をする融資相談会を対象者が多く居住する10地区での開催を計画しましたが、法対象者の要望により中標津町と別海町の2地区を加えた12地区で13回開催(昨年実績13回開催)しました。

融資説明会、相談会においては、「北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律」の改正により、平成20年4月から施行された死後承継に関する質問が多数寄せられました。なお、死後承継とは元居住者又は旧漁業権者の死後承継者が、生前承継することなく死亡した場合、生前中にその生計を維持していた子又は孫のうち1人に限り承継を可能にするものです。

《主な意見・要望》

- ・ 経営資金の融資限度額の引き上げ
- ・ 借入申込書の簡素化
- ・ 貸付審査が厳しすぎるのではないかと

これらの意見・要望のうち、経営資金については前年にも要望があり、20年度中に限度額引き上げを検討することとしていましたが、主務官庁等との協議を重ね、21年度当初から限度額を従前の400万円から800万円に引き上げることと致しました。

《融資説明・相談会》

回	開催月日	開催場所	参集者	相談件数
1	H20. 4.12	KKR ホテル札幌(札幌市)	72名	17件
2	H20. 4.19	釧路市交流プラザさいわい(釧路市)	51名	5件
3	H20. 4.20	千島会館(根室市)	102名	6件
4	H20. 4.21	羅臼町公民館(羅臼町)	30名	5件
5	H20. 4.27	湯の浜ホテル(函館市)	29名	4件
6	H20. 4.27	旭川ターミナルホテル(旭川市)	12名	4件
7	H20. 5. 8	寿宴(中標津町)	47名	5件
8	H20. 6.15	シーサイドホテル(別海町)	28名	6件
9	H20. 6.21	大坪旅館(黒部市)	55名	14件
10	H20. 6.29	森の里コミュニティセンター(帯広市)	33名	7件
11	H21.1.21-22	千島会館(根室市)	—	30件
12	H21. 3. 5	ホテル湯の閣(浜中町)	19名	11件
13	H21. 3. 8	網走観光ホテル(網走市)	29名	8件
計		12地区 13回	507名	122件

(昨年度 490名 120件)

イ 資格承継の促進

生前承継制度等の周知徹底を図るため、協会広報紙「札幌だより」、ホームページ(アクセス件数2,466件)、千島連盟の広報紙「返せわれらが故郷」により対象者への周知を図りました。

また、融資業務説明会・相談会の場において、制度利用を促すとともに、その手続等についての個別相談を行いました。

〔生前承継の実績〕	平成20年度	32名
	平成19年度	48名
	平成18年度	108名
	平成8年度～現在	1,274名

〔死後承継の実績〕	平成20年度	40名
-----------	--------	-----

ウ 関係金融機関との連携強化

以下の会議を開催し、関係金融機関の担当窓口との連絡調整を緊密にし、融資業務の拡充と一層の円滑化・制度利用の促進を図りました。

また、金融機関担当者からの意見等を参考に、はじめて当会の資金を取り扱う担当者でも理解しやすいように『代理貸付の手引』を改定し、取扱金融機関に配付しました。

〔漁業協同組合担当者会議〕

- 〔開催月日〕 平成 20 年 5 月 9 日（金）
- 〔開催場所〕 札幌ガーデンパレス（札幌市）
- 〔出席者〕 根室管内等漁業協同組合（転貸組合）等 21 名
- 〔協議事項〕
 - ・ 現地近況報告
 - ・ 平成 20 事業年度資金需要等について
 - ・ 法改正について
 - ・ 要望等意見交換

〔関係機関実務担当者会議〕

- 〔開催月日〕 平成 20 年 5 月 9 日（金）
- 〔開催場所〕 札幌ガーデンパレス（札幌市）
- 〔出席者〕 転貸組合、委託金融機関、関係市町村（根室市、黒部市等）内閣府、北海道、千島連盟等 37 名
- 〔協議事項〕
 - ・ 平成 19 事業年度貸付業務経過報告
 - ・ 平成 20 事業年度貸付計画について
 - ・ 法改正について
 - ・ 業務方法書の一部変更について
 - ・ 融資資格者の状況について
 - ・ 要望等意見交換
 - ・ 中期計画について

エ リスク管理債権の縮減

財務の健全性確保のため、リスク管理債権の縮減に努めてきたところであります。平成 20 年度におきましても初期延滞者に対する督促を重点に、3 ヶ月未満の延滞先に対する電話督促を 461 件、3 ヶ月以上の長期延滞先に対する電話督促を 516 件、文書督促を 415 件、弁護士名文書督促を 35 件、実態調査を 46 件実施しました。

年度計画で掲げていたリスク管理債権の管理回収計画の結果は、以下のとおりです。

- (ア) 全資金のリスク管理債権額は前年度末より約 24 百万円増加し、リスク管理債権比率も計画の 3.31%の範囲内ですが、0.55 ポイント増加し

2.65%となりました。収入の激減に伴う返済条件緩和が住宅新築資金で2件約17百万円、事業資金で2件約9百万円あり、これらがリスク管理債権額の増加の主因となっております。

- (イ) 更生・生活資金のリスク管理債権額については、前年度に比べ3,529千円縮減の24,155千円となりました。(計画は、32,991千円以下)
- (ウ) 修学資金については、新たに成人に達した就学者の全員について、連帯債務契約を締結し、債権保全を強化しました。(計画は80%)
- (エ) 住宅改良資金のリスク管理債権額については、前年度に比べ483千円縮減の43,334千円となりました。(計画は、51,268千円以下)。

リスク管理債権（全資金）

（単位：円）

	17年度	18年度	19年度	20年度
破綻先債権額 (A)	34,530,541	29,056,869	37,851,727	35,595,667
内6ヶ月以上延滞債権額	23,457,165	16,992,851	15,486,498	16,207,538
6ヶ月以上延滞債権額 (B)	82,009,679	70,208,836	73,537,402	73,031,272
3ヶ月以上延滞債権額 (C)	4,219,594	9,073,923	1,289,204	3,991,007
貸出条件緩和債権額 (D)	5,289,651	5,301,500	5,380,100	29,056,589
リスク管理債権合計 (A)+(B)+(C)+(D) = (E)	126,049,465	113,641,128	118,058,433	141,674,535
総貸出残高 (F)	5,739,158,707	5,781,578,500	5,615,440,865	5,355,305,798
比率 (E)/(F)×100	2.20%	1.97%	2.10%	2.65%

リスク管理債権（更生・生活資金）

（単位：円）

	17年度	18年度	19年度	20年度
破綻先債権額 (A)	10,729,241	7,870,220	7,717,560	8,106,415
内6ヶ月以上延滞債権額	7,588,165	5,758,802	6,299,760	7,103,815
6ヶ月以上延滞債権額 (B)	20,892,250	18,913,094	17,290,573	15,701,641
3ヶ月以上延滞債権額 (C)	2,314,594	2,306,172	987,104	0
貸出条件緩和債権額 (D)	1,954,051	900,100	1,689,100	347,100
リスク管理債権合計 (A)+(B)+(C)+(D) = (E)	35,890,136	29,989,586	27,684,337	24,155,156

リスク管理債権（住宅改良資金）

（単位：円）

	17年度	18年度	19年度	20年度
破綻先債権額 (A)	13,717,720	9,333,720	8,393,809	7,486,809
内6ヶ月以上延滞債権額	9,824,120	3,236,820	3,203,909	3,203,909
6ヶ月以上延滞債権額 (B)	38,139,622	35,210,950	35,423,737	34,470,219
3ヶ月以上延滞債権額 (C)	1,905,000	3,424,351	0	1,377,307
貸出条件緩和債権額 (D)	0	0	0	0
リスク管理債権合計 (A)+(B)+(C)+(D) = (E)	53,762,342	47,969,021	43,817,546	43,334,335

① 破綻先債権額(A)

破産、会社更生、手形交換所における取引停止等を受けた債務者に対する貸付残高。なお、弁済期間を6ヶ月以上経過して延滞となっている貸付金の残高。

② 延滞債権額(B)

弁済期限を6ヶ月以上経過して延滞となっている貸付金の残高で、①の破綻先債権額を除いたもの。

③ 3ヶ月以上延滞債権額(C)

弁済期限を3ヶ月以上経過して延滞となっている貸付金の残高で、①及び②を除いたもの。

④ 貸出条件緩和債権額(D)

債務者の経営再建、支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄、その他債務者に有利となる取り決めを行った貸付金で、①、②及び③を除いたもの。

オ 融資業務研修会の開催

千島連盟の支部長・推進員等を対象とした融資業務研修会を開催し、当協会融資業務に対する理解を深めると同時に利用の促進を図りました。

[支部長・推進員融資業務研修会]

- | | |
|--------|--|
| [開催月日] | 平成20年5月27日(火) |
| [開催場所] | 札幌ガーデンパレス(札幌市) |
| [参加者] | 50名(16本支部) |
| [会議内容] | <ul style="list-style-type: none">・平成19事業年度貸付業務経過報告・平成20事業年度貸付計画について・法改正について・業務方法書の一部変更について・融資資格者の状況について・中期計画について |

カ 「北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律」の改正施行

法改正が平成20年4月1日から施行されたことに伴い、内閣府北方対策本部、千島連盟等の関係機関との連携を密にし、新たに対象となる居住者や生前承継を補完するための死後承継資格者等に対して、次のとおり改正内容等の周知を図りました。

- ・協会広報誌「北対協札幌だより」に法改正の内容と資格認定手続きについて掲載。(4月2日に6,367名、1月5日に6,597名に発送)
- ・死後承継ができる可能性が高い2世世帯に対し、ダイレクトメールを送付。(767世帯)
- ・その他あらゆる機会を利用した広報活動の実施。

融資説明・相談会、関係機関実務担当者会議、支部長・推進員融資業務研修会等。

【平成 20 年度融資状況・参考】

年間貸付枠 14 億円、資金別貸付計画 10 億円に対し、以下のとおり約 6 億 1,900 万円を決定しました。(計画比 61.9%、前年比 102.8%)

(単位：百万円)

	資金名	貸付計画	貸付決定	計画比	貸付金残高
事業資金	漁業資金	520	348	△172	979
	農林資金	10	0	△ 10	20
	商工資金	30	67	37	201
	法人資金	—	—	—	48
	計	560	415	△145	1,248
生活資金	更生資金	20	11	△ 9	60
	生活資金	15	9	△ 6	29
	修学資金	70	69	△ 1	502
	住宅改良資金	61	30	△ 31	294
	住宅新築資金	274	85	△189	3,222
	計	440	204	△236	4,107
	留保枠	400	0	△400	—
	合計	1,400	619	△781	5,355

平成20年度 貸付計画・決定・実行・回収・残高内訳表

平成21年 3月31日現在

(単位：千円) 千円未満四捨五入

項目	貸		付		平		成		20		年		度	
	貸付限度額	貸付平均見込額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額
事業	漁業	30,000	40	320,000	21	108,530	23	125,940	36	226,892	174	913,194		
	漁業 経営	4,000	72	200,000	86	239,900	77	229,400	65	192,500	15	42,400		
	農林	18,000	2	10,000	0	0	0	0	0	2,894	5	14,742		
	商工	30,000	0	0	0	0	0	0	0	1,000	1	3,000		
計		114	530,000	107	348,430	100	355,340	101	423,286	195	973,336			
業	漁業	30,000	0	0	0	0	0	0	0	9,520	4	23,572		
	農林	18,000	0	0	0	0	0	0	2,018	2	5,289			
	商工	30,000	3	30,000	4	66,850	3	66,000	3	27,464	24	197,464		
	計		3	30,000	4	66,850	3	66,000	5	39,002	30	226,325		
資	漁業		112	520,000	107	348,430	100	355,340	103	428,912	193	979,166		
	農林		2	10,000	0	0	0	0	0	4,912	7	20,031		
	商工		3	30,000	4	66,850	3	66,000	3	28,464	25	200,464		
	計		117	560,000	111	415,280	103	421,340	106	462,288	225	1,199,661		
金	更生	1,200	17	20,400	11	11,070	11	11,070	20	19,486	98	59,654		
	生活	2,500	30	15,000	19	8,500	21	9,200	36	15,054	119	29,376		
	修学	318	126	69,400	123	69,290	123	69,290	47	47,258	1,501	502,491		
	改良	630	9	30,600	10	24,554	9	19,554	12	35,683	143	187,134		
生活	改良	5,000	5	17,000	1	5,000	1	5,000	1	10,203	25	54,876		
	改良	5,000	4	13,600	0	0	0	0	2	9,698	17	52,089		
	直・転	18,000	16	274,000	6	85,500	6	90,500	15	265,686	324	3,222,081		
	新築		207	440,000	170	203,914	171	204,614	133	403,069	2,227	4,107,701		
法	人資金		-	-	-	-	-	-	1	20,731	5	47,944		
	計		324	1,000,000	281	619,194	274	625,954	240	886,089	2,457	5,355,306		
留	保			400,000										
	保		204	1,400,000	281	619,194	274	625,954	240	886,089	2,457	5,355,306		
合	計													

貸付決定・実行・回収・残高内訳表

平成21年3月31日現在

(単位：千円) 千円未満四捨五入

項目 資金別	昭和37年～平成20年度累計											
	貸付 人数	貸付 金額	貸付 人数	貸付 金額	回収 人数	回収 金額	貸付 人数	貸付 金額	回収 人数	回収 金額	残高 金額	
事業	漁業	3,645	9,825,840	3,643	9,796,690	3,469	8,883,496	174			913,194	
	漁業 経営	4,290	6,392,320	4,259	6,353,320	4,244	6,310,920	15			42,400	
	農林	176	199,155	176	199,155	171	184,413	5			14,742	
	商工	2	13,000	2	13,000	1	10,000	1			3,000	
計	8,113	16,430,315	8,080	16,362,165	7,885	15,388,829	195				973,336	
業資	漁業	95	279,857	95	279,857	91	256,285	4			23,572	
	農林	27	22,920	27	22,920	25	17,631	2			5,289	
	商工	741	1,482,532	740	1,481,432	716	1,283,968	24			197,464	
	計	863	1,785,309	862	1,784,209	832	1,557,884	30			226,325	
資金	漁業	8,030	16,498,017	7,997	16,429,867	7,804	15,450,701	193			979,166	
	農林	203	222,075	203	222,075	196	202,044	7			20,031	
	商工	743	1,495,532	742	1,494,432	717	1,293,968	25			200,464	
合計	8,976	18,215,624	8,942	18,146,374	8,717	16,946,713	225			1,199,661		
生活資金	更生	1,391	707,658	1,390	707,538	1,292	647,884	98			59,654	
	生活	1,339	530,346	1,337	529,946	1,218	500,570	119			29,376	
	修学	3,109	1,093,328	3,109	1,092,992	1,608	590,501	1,501			502,491	
	改良	2,234	2,695,744	2,231	2,685,744	2,088	2,498,610	143			187,134	
	改良	250	614,320	250	614,320	225	559,444	25			54,876	
	改良	188	436,230	188	436,230	171	384,141	17			52,089	
	委託貸	1,069	7,967,510	1,060	7,815,710	736	4,593,629	324			3,222,081	
	直・転 委託	9,580	14,045,136	9,565	13,882,480	7,338	9,774,779	2,227			4,107,701	
	合計	165	139,600	165	139,600	165	139,600	0			0	
	市町村資金	226	5,184,955	226	5,184,955	221	5,137,011	5			47,944	
法人資金	18,947	37,585,315	18,898	37,353,409	16,441	31,998,103	2,457			5,355,306		
総計												

【平成20事業年度資金の調達状況】

(1)長期借入金

借入先	借入金額(円)	借入期間	借入利率(%)	備考
信金中金	37,100,000	平成 20. 6. 25 ~ 27. 6. 25	0.90	有担保
北洋銀行	95,900,000	20. 10. 17 ~ 27. 6. 25	0.90	有担保
道信漁連	85,500,000	20. 11. 20 ~ 27. 5. 25	0.90	有担保
三菱東京UFJ	31,800,000	20. 12. 19 ~ 27. 6. 25	0.90	有担保
道信漁連	150,000,000	21. 3. 30 ~ 27. 11. 25	2.25	無担保
三菱東京UFJ	40,000,000	21. 3. 30 ~ 27. 12. 25	2.25	無担保
信金中金	250,000,000	21. 3. 31 ~ 27. 12. 25	2.25	無担保
北洋銀行	360,000,000	21. 3. 31 ~ 27. 12. 25	2.25	無担保
合計	1,050,300,000			

(2)短期借入金

借入先	借入金額(円)	借入期間	借入利率(%)
北洋銀行	200,000,000	平成 20. 5. 30 ~ 21. 3. 31	1.875
北洋銀行	100,000,000	20. 12. 19 ~ 21. 3. 31	1.675
道信漁連	100,000,000	20. 12. 19 ~ 21. 3. 31	1.675
信金中金	200,000,000	20. 12. 19 ~ 21. 3. 31	1.675
大地みらい信	200,000,000	20. 12. 19 ~ 21. 3. 31	1.675
合計	800,000,000		

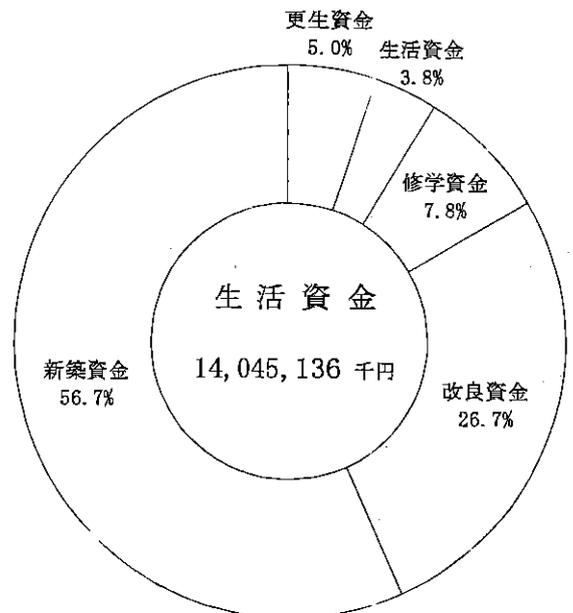
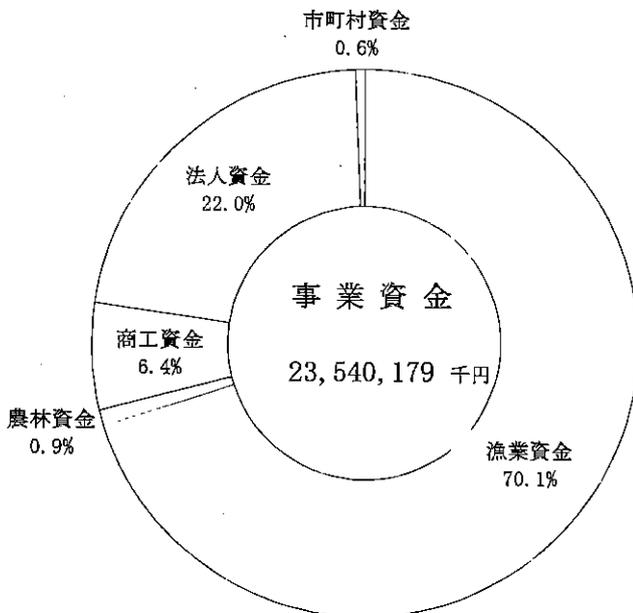
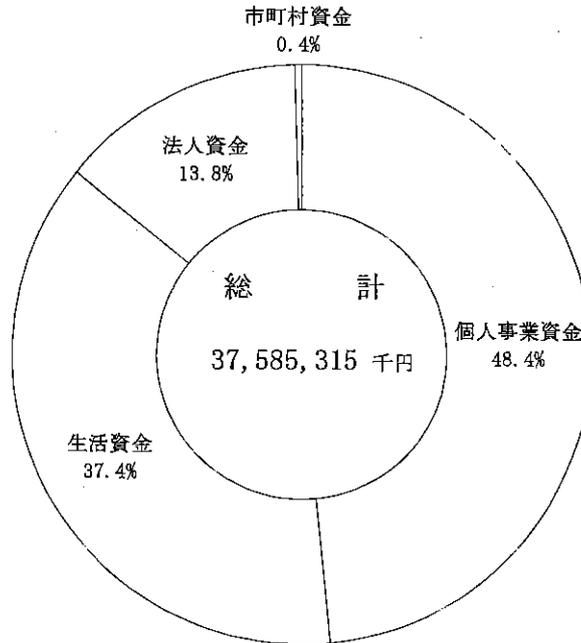
(3)長期借入金の残高状況

借入先	借入金額(円)	当期借入(円)	当期返済(円)	期末残高(円)
農林中金	169,000,000	0	111,200,000	57,800,000
北洋銀行	1,718,900,000	455,900,000	449,600,000	1,725,200,000
道信漁連	1,714,600,000	235,500,000	439,600,000	1,510,500,000
信金中金	1,044,400,000	287,100,000	214,100,000	1,117,400,000
三菱東京UFJ	436,200,000	71,800,000	85,100,000	422,900,000
合計	5,083,100,000	1,050,300,000	1,299,600,000	4,833,800,000

資金別貸付決定比較表

平成21年 3月31日現在

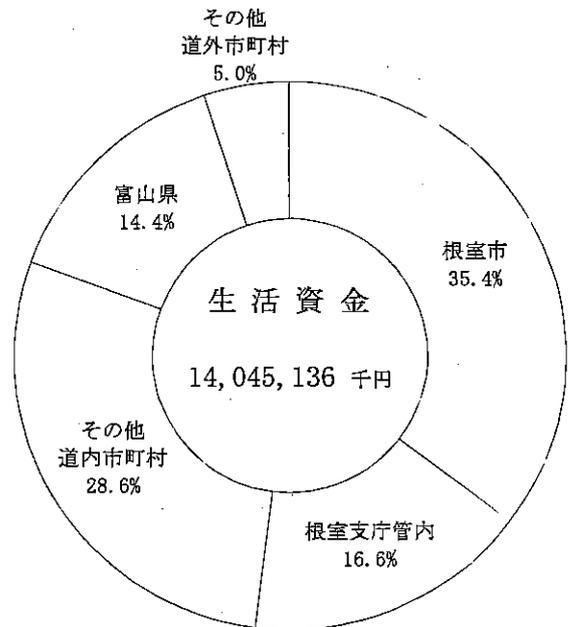
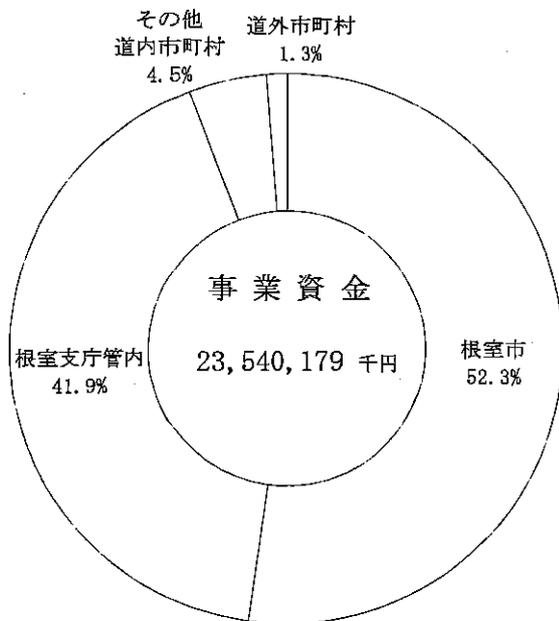
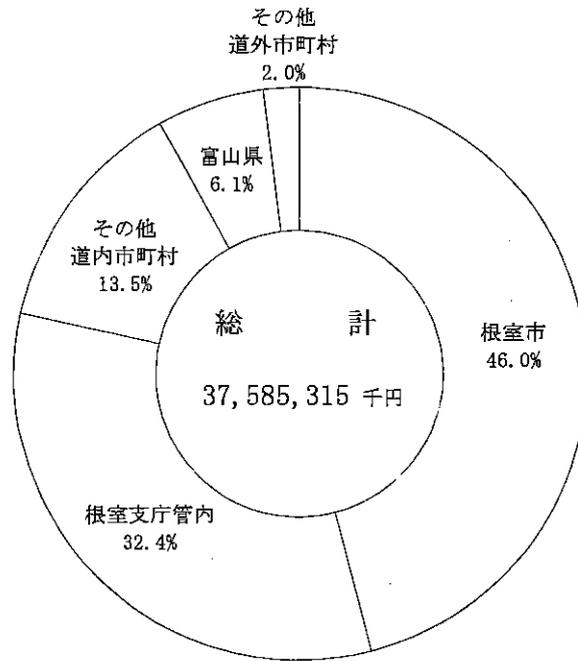
(自 昭和37年度 ~ 至 平成20年度)



地区別貸付決定比較表

平成21年 3月31日現在

(自 昭和37年度 ~ 至 平成20年度)



6. その他

(1) 短期借入金の限度額

[一般業務勘定]

平成 20 年度は、短期借入を行いませんでした。

[貸付業務勘定]

中期計画中の短期借入金限度額 14 億円、平成 20 年度資金計画 13.5 億円に対し、8 億円の借入を行いました。

(2) 重要な財産の処分等

低利な資金調達を可能とするため、基金資産 10 億円を長期借入金に対する根担保として以下の金融機関に差し入れています。

北洋銀行	4 億円
北海道信用漁業協同組合連合会	4 億円
信金中央金庫	1 億円
三菱東京UFJ銀行	1 億円

(3) 剰余金の使途

該当なし

(4) その他主務省令で定める業務運営に関する事項

① 施設及び設備に関する計画

該当なし

② 人事に関する計画

平成 20 年度末常勤職員数 18 名

ア 適正に応じた人員配置

事業の充実、多様化に備え、柔軟で流動型（フラット）な組織を目指し、組織の見直し、両勘定間の連携強化及び効果的、効率的事業の推進のための検討を行った結果、平成 17 年 4 月から組織規程の改正を行い課制（事務局総務課を除く）を廃止し、スタッフ制を採用しており、職員の適正を見極めながら、人員配置を行うよう努めています。

イ 職員の能力向上のための研修への派遣

組織見直しの結果によるスタッフ制の導入を受け、より機能的な組織運営及び業務遂行能力の一層の向上を図るためには、職員一人一人の能力向上が欠かせないことから下記のとおり各種研修会に職員を積極的に派遣し、職員の能力

の向上を図りました。

《サービス・懲戒実務研修会》

- [受講月日] 平成20年6月5日(木)
- [受講場所] 日本私立学校振興・共済事業団(東京都千代田区)
- [派遣職員] 1名
- [主催] 財団法人 日本人事行政研究所
- [研修内容]
- ・サービスの基本基準と問題意識
 - ・職務遂行上の義務・守秘義務の遵守・政治的行為の制限
 - ・営利企業への就職の制限・兼業の制限
 - ・懲戒処分の基準と具体例
- [効果] 国家公務員の制度に概ね準じた就業に係る規則を取り入れている当協会として、基礎的、実務的な部分について詳細な説明を受けることによって、日々の実務を進めて行く上での疑問を解消し、業務に臨むことが可能となりました。

《勤務時間・休暇関係研修会》

- [受講月日] 平成20年6月6日(金)
- [受講場所] 日本私立学校振興・共済事業団(東京都千代田区)
- [派遣職員] 1名
- [主催] 財団法人 日本人事行政研究所
- [研修内容]
- ・勤務時間
 - ・休日・週休2日制
 - ・休暇
- [効果] 国家公務員の制度に概ね準じた就業規則を取り入れている当協会として、勤務時間、勤務日、年次休暇、特別休暇等の制度の内容について、詳しく解説を伺うことによって、職員からの問い合わせがあった場合、的確に回答することができるなど、より適切に就業制度を運用することが可能となりました。

《環境シンポジウム「知床・流氷が育む生態系～豊穡の海で今何が・・・」》

- [受講月日] 平成20年6月9日(月)
- [受講場所] 日本財団ビル(東京都港区)
- [派遣職員] 3名
- [主催] NPO法人「北の海の動物センター」

- [研修内容] ・基調講演
・パネルディスカッション
- [効 果] 環境シンポジウムに出席することで、北方四島周辺等を含む北方海域における地球温暖化がもたらす諸影響、大量の漂流ゴミ問題など環境面の諸問題にかかる実情等を把握することができました。

《情報公開・個人情報保護制度の運営に関する研修会》

- [受講月日] 平成 20 年 8 月 20 日 (木)
- [受講場所] 札幌第 1 合同庁舎 (札幌市北区)
- [派遣職員] 1 名
- [主 催] 総務省 行政管理局
- [研修内容] ・情報公開法と文書管理について
・行政機関等個人情報保護法について
- [効 果] 情報公開制度での公開にあたっての仕組みや個人情報の取り扱いにあたっての留意点等の知識を習得することができ、業務資料や個人情報の漏洩に対する意識を高めることができました。

《給与実務研修会 (俸給関係)》

- [受講月日] 平成 20 年 10 月 3 日 (金)
- [受講場所] 日本私立学校振興・共済事業団 (東京都千代田区)
- [派遣職員] 1 名
- [主 催] 財団法人 日本人事行政研究所
- [研修内容] ・国家公務員給与制度の仕組みと特徴
・初任給・昇格及び降格・昇給
・俸給の支給等
- [効 果] 国家公務員給与制度に概ね準じた手続き等を行っている当協会としては、公務員給与制度が大きく変わっていく状況のなか、初任給の決定方法、給与の支給方法、国家公務員給与に対する理念等、基礎的、実務的な部分について詳細な説明を受けることによって、毎月の給与の支給実務や昇給手続きを行う際の基本的な知識を身につけ、業務に臨むことが可能となりました。

《日ロ会議参加者による研究会》

- [受講月日] 平成20年11月7日(金)
[受講場所] 霞が関ビル(東京都千代田区)
[派遣職員] 1名
[主催] 日本対外文化協会
[研修内容] 変動する世界情勢とロシア、日本、中国の諸関係
[効果] 中心的なテーマとなったロシア・グルジア問題等・サハリ
ン・プロジェクトについて実情について報告を受け、ロシア
を取り巻く現状について把握することができました。

《年末調整等の説明会》

- [受講月日] 平成20年11月21日(金)
[受講場所] 台東区役所(東京都台東区)
[派遣職員] 1名
[主催] 上野税務署
[研修内容] ・平成20年分の年末調整の仕方
・法定調書と給与支払報告書の作成について
[効果] 職員への支給に直接関係してくる手続きであり、担当者にと
って書類のチェックや計算等、神経を使う場面が多いが、法
律改正による変更点など分かりにくいポイントや誤りやす
い点などの説明をうけ、的確・慎重に事務を進めることが可
能となりました。

《年末調整等の説明会》

- [受講月日] 平成20年11月27日(木)
[受講場所] 札幌市教育文化会館(札幌市中央区)
[派遣職員] 2名
[主催] 札幌中税務署
[研修内容] ・平成20年 年末調整の仕方
・給与所得の源泉徴収票等法定調書の作成について
・法定調書の提出・給与支払報告書について
[効果] 職員への支給に直接関係してくる手続きであり、担当者にと
って書類のチェックや計算等、神経を使う場面が多いが、法
律改正による変更点などわかりにくいポイントや誤りやす
い点などの説明を受け、的確・慎重に事務を進めることが可
能となりました。

《給与実務研修会（諸手当関係）》

- [受講月日] 平成 20 年 11 月 28 日(金)
- [受講場所] 日本私立学校振興・共済事業団（東京都千代田区）
- [派遣職員] 1 名
- [主 催] 財団法人 日本人事行政研究所
- [研修内容] ・ 手当制度の概要
・ 扶養・通勤・住居・単身赴任の各手当
・ 期末・勤勉手当、地域手当、超過勤務手当、休日給、
俸給の特別調整額（管理職手当）等
- [効 果] 国家公務員給与制度に概ね準じた手続き等を行っている当協会としては、公務員給与制度が大きく変わっていく状況のなか、基礎的、実務的な部分について詳細な説明を受けることによって、毎月の給与の支給実務特に各種諸手当の仕組みについての疑問を解消し、業務に臨むことが可能となりました。

《独立行政法人等情報公開・個人情報保護担当者連絡会議》

- [受講月日] 平成 20 年 1 月 20 日(火)
- [受講場所] 虎ノ門パストラルホテル（東京都港区）
- [派遣職員] 1 名
- [主 催] 総務省 行政管理局
- [研修内容] ・ 個人情報保護と情報管理〔講演〕
・ 情報公開法関係について
・ 個人情報保護関係について
- [効 果] 情報公開制度での公開にあたっての仕組みや個人情報の取り扱いに当たっての留意点等の知識を習得することができ、業務資料や個人情報の漏洩に対する意識を高めることができました。

《給与実務の実例等研修》

- [受講月日] 平成 21 年 3 月 2 日（月）
- [受講場所] 日本私立学校振興・共済事業団（東京都千代田区）
- [派遣職員] 1 名
- [主 催] 財団法人 日本人事行政研究所
- [研修内容] ・ 事例と実務上の留意点

- ・ 実際上の事例等
 - ・ 給与法及び勤務時間法並びに関係規則等の改正等
- [効 果] 国家公務員給与制度に概ね準じた手続き等を行っている当協会としては、公務員給与制度が大きく変わっていく状況のなか、平成 21 年度における国家公務員の給与の改正の内容等、実際の給与支給に当たっての事例を挙げながら留意点などポイントとなる説明を受けるとともに、その問題処理の考え方を学ぶことによって、給与規程の改正等に係る実務等を円滑に行うことが可能となりました。

《非常勤職員雇用の人事実務研修》

- [受講月日] 平成 21 年 3 月 13 日 (金)
- [受講場所] 日本私立学校振興・共済事業団 (東京都千代田区)
- [派遣職員] 1 名
- [主 催] 財団法人 日本人事行政研究所
- [研修内容]
- ・ 任用及び給与
 - ・ 服務及び勤務時間・休暇
 - ・ 共済給付及び退職手当との関係等
- [効 果] 国家公務員の制度に準じて日々雇用職員、嘱託職員等に係る制度を取り入れている当協会としては、非常勤職員の制度、任用、待遇等、実際の実務に当たっての事例を挙げながら留意点などポイントとなる説明を受け、その問題処理の考え方を学ぶことによって、人事実務を円滑に行うことが可能となりました。